

第百十三回国会 文教委員会 議 録 第 三 号

昭和六十三年十月十九日(水曜日)

午前十時二分開議

出席委員

委員長 中村 靖君

理事 愛知 和男君

理事 北川 正恭君

理事 町村 信孝君

理事 鍛冶 清君

理事 逢沢 一郎君

理事 井出 正一君

理事 石渡 照久君

理事 佐藤 敬夫君

理事 杉浦 正健君

理事 渡海紀三朗君

理事 江田 五月君

理事 中西 續介君

理事 橋本 文彦君

理事 北橋 健治君

理事 山原健二郎君

出席國務大臣

文部 大臣 中島源太郎君

出席政府委員

文部政務次官 船田 元君

文部大臣官房長 加戸 守行君

文部省初等中等教育局長 古村 澄一君

文部省教育助成局長 倉地 克次君

文部省高等教育局長 國分 正明君

文部省高等教育局私學部長 野崎 弘君

文部省學術國際局長 川村 恒明君

文部省体育局長 坂元 弘直君

委員外の出席者

第一類第六号

文教委員会議録第三号

昭和六十三年十月十九日

文教委員会調査 松原 莊頼君

委員の異動

十月十九日

辞任

渡海紀三朗君

松田 岩夫君

有島 重武君

市川 雄一君

同日

辞任

石破 茂君

前田 武志君

橋本 文彦君

山田 英介君

有島 重武君

補欠選任

渡海紀三朗君

松田 岩夫君

市川 雄一君

有島 重武君

十月十九日

臨教審閣連法案反対、教育条件整備に関する請願(石井郁子君紹介)(第一七二四号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第一七二五号)

同(金子満広君紹介)(第一七二六号)

同(経塚幸夫君紹介)(第一七二七号)

同(工藤晃君紹介)(第一七二八号)

同(野間友一君紹介)(第一七二九号)

同(藤田スミ君紹介)(第一七三〇号)

同(正森成二君紹介)(第一七三二号)

同(松本善明君紹介)(第一七三三二号)

同(村上弘君紹介)(第一七三三三二号)

同(山原健二郎君紹介)(第一七三三四号)

同(河上民雄君紹介)(第一七三四四号)

同(新村勝雄君紹介)(第一七三五五号)

同(土井たか子君紹介)(第一八一六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十二回国会閣法第三九号)
文教行政の基本施策に関する件

○中村委員長 これより会議を開きます。

第百十二回国会、内閣提出、学校教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。林保夫君。

○林(保)委員 中島文部大臣初め皆様御苦労さまでございます。きょうは、学校教育法の一部を改正する法律案につきまして、それと関連する問題も少々触れまして質問させていただきますと思います。

縁起を担ぐわけでもございませんが、きょうはとりわけ一年前のブラックマンデー、竹下内閣もそうでございましたか、ちょうど大臣も一年、こういうことでございます。天皇陛下の御不例も一カ月になるかと思いますが、一般質問ではございませんので、その辺は配慮いたしながらも、なおひとつ大臣の御決意を含めましての御答弁を改めてお願いしながら、今回提出されております学校教育法の一部を改正する法律案、久しくたなざらになっておりましてだけにじっくり読ましていただきまして、そして、皆さんの御意見も聞きました。そして、陳情もまたたくさん来ております。もう来年四月を待ち切れないうんだ、こういうようなことでございます。

もう今十一月に近づいております。これで私どもははつきりと賛成いたしますが、通りましてからな長時間がございませぬので、いろんな対応を現場ではやらなければならなくなっていると思っております。ついては、そういった視点も踏まえて、事務局の方からこれもある、あれもあるという形、こうしなきゃならぬということがございましたら、私の足らざる質問をひとつ補っていただきたい、このことを冒頭特にお願しておきたいと存じます。

まず第一に、私も、臨教審の答申、昨年でございましたがございまして以来、教育改革は進めなければならぬ、これが国として、国民としての課題であるという視点でいろいろやってきており、また御提起も内閣の方からあっているわけでございますが、これについて大臣、今先ほど申し上げましたような、一年を踏まえましてどういう御感想をお持ちなのか。私ももちいたしますと、ポスト臨教審もまだああいいう状態でございまして、上がっていない。ということは、何かこう大変停滞をし、しかも教育改革はもう言うならば前国会で済んだということを言う人もおるような雰囲気になつておるんじゃないかということを危惧するわけでございますが、その辺、担当の大臣としてどういふ決意をお持ちで、そしてまたどうそれを推進されようとしておるのかをまずひとつ承りたいと存じます。

○中島國務大臣 林先生から教育全般について御提言がございました。振り返りましてこの一年、特にことは教育改革本格実施第一年目というように位置づけられた年でございまして、特に百十二国会では八法案を用意いたしましたして御審議をお願いいたしましたところでございます。そういう中で皆様方各委員の御理解を得まして、初任者研修を初めといたしまして着実に御理解を得てまいりまして大変ありがたいことであると思っておりますが、しかし、法案の数で申し上げるわけではございませんが、教育改革のこれからなさなければならぬ提出法案の御審議もまだまだこれからお願いをいたさなければならぬ点が多々ござい

信制高校の全体的な現状で、各都道府県でいわゆるアンバランスがあるのかどうかというお話でございしますが、私どもの認識では、それについては各県軒並み大体同じような傾向になっているだろうというふうに思っています。

そこで、もう一点のいわゆる勤労青少年でない子供で定時制、通信制に行っている者の数ということで私どもの方で調べました結果、定時制高校におきまして有職者は七八%ぐらゐです。それから、通信制におきましてもまさに同じ数字でございまして、有職者の数が七八%、無職者の数が二二%ということで、いわゆる勤労青少年ではない二二%の子供が定時制、通信制に行っていることを認識いたしております。

○林(保)委員 それから、全日制から定時制へ編入してくる生徒がどのくらいいるのかということと、定時制高校から中途退学する生徒も当然あるわけですが、ついでにその辺の御説明をお願いしたいと存じます。

○古村政府委員 定時制、通信制課程への全日制からの編入の数は、年間四千八百人ぐらゐの者が全日制から定通の方へ編入していくというのが現状でございます。

もう一点、中途退学者の数で申し上げますと、定時制の生徒のうち中途退学をいたしておりますのは六十一年で二万三千八百七十九人という数字を持っております。在籍者との比率で見ますと、この数字は一六%という高い比率でございまして、ちなみに全日制の中途退学者の数が九万人ということで、在籍者に比べますと一・八%のドロップという現状でございます。

○林(保)委員 今おっしゃいました全日制の一・八%のドロップ、定時制の一六%のドロップ、これの行く先はどうなっているのでしょうか、もうやめたということになるのでしょうか。

あと一つ古村局長にお聞きしたいのは、こういう傾向がこれから一九九〇年代あるいは二十一世紀にどのようなふうになっていくとお見通しになつておられるのか。このことが今回の制度改正及び生涯教育あるいは高等教育の弾力化とかに非常に関係すると思ひますので、統計がなければこんな感じだということでも結構でございますが、認識をお示しいただきたいと存じます。

○古村政府委員 中途退学者についての追跡調査は、定時制については資料がございませんが、全日制の資料はございます。

全日制の資料で答えさせていただきますと、ドロップした後も一回学校に行っているという者が二・四%、それは仕事をしながら学校へ行く、あるいはもう一回学校に入り直すというふうな現状でございます。

そこで、こういった傾向が今後どういうふうにつながっていくのかということでございますが、これから後ずつと見ていったときに、日本の社会構造、経済構造がもっとも進展するとすれば、定時制、通信制の子供はもっとふえるということでは予測していくのではないかと、現実には減っていくのではないかと存じます。しかしながら、私たちとしては、少なくとも勤労青少年が学校に通うということは奨励すべきことでありまして、そういった形がある以上、それについてはより奨励措置をとっていくというスタンスには変わりがございます。だから、それについては各都道府県が具体的にどういうふうになつていくかというところが基本になりますけれども、文部省としては、そういった勤労青少年がより就学しやすい状況を醸し出していくことについて今後も努力していくべき問題だろうと思つてございまして。

○林(保)委員 今おっしゃられたように、本当にまじめに働きたがらぬお学ぶという人に対するチャンスは、経済効果あるいは資金効率といったような問題を離れてでもやっていたいかなければならぬ問題でございまして、局長さんのお話、そのとおりで結構だと思つてございまして。

ただ、政治、行政の立場から見ますと、今定時制、通信制とも十四万ずつの数字になつておりますが、これがふえるのでしょうか、減るのでしょうかという問題。今度の法改正によって修業年限の弾力化があるし、これからいくと意欲さえ持てば早く卒業できるというようなこともございまして、その辺の御見当がついておられるかをお話いたします。

○古村政府委員 先般、この法案を提案いたしましたために、今定時制、通信制に通っています子供への意向調査というものを学校を通じてお願いいたしました。

そのいろいろな学校から上がつてきました調査票の中を見ますと、なるべく早く学校を卒業してきつと職に専念したい、そういった意見が多いということを見ますと、四年で卒業ができればという意欲というのはもつとふえるだろうと思つてございまして。

○林(保)委員 十四万が幾らになるかという数字は出ないと思ひますが、私も実際問題として考えてみると、四年よりも三年で卒業できればなおいいのだというところで学業への意欲がわくこともまた事実だと思ひますが、問題は教育の内容、教師の資質、そしてまた教科の組み方、いろいろあるうかと思ひます。

それはそれといたしまして、今回の改正によって四年の修業年限が三年以上となつておりますね。そうすると、各学校によって選択的に四年も当然あり得るし、もっと長いものもあるのでしょうか。今おっしゃられた二十四校のうち即座に三年で対応できるというのですか、無理してでもやるといいますか、それはどの程度見込まれるとお考えになつておられるのでしょうか。当然のこととして、職業などを中心に教える学校ですと職種によつてかなり違ふと思ひますが、その辺のところも御見当がついておられるかをお話いたします。

○古村政府委員 私たちが調査いたしております数字で見ますと、高等学校は三年間で八十単位以上を取得することが卒業の要件でございまして。そこで、多くの学校は、今は四年以上となつておりますから無理して三年で八十単位というふうなカリキュラムを組まないで、四年間で八十単位というものでありますから三年間で八十単位は余裕を持ってやっておりますが、その現在の状況で見ましても、七十単位以上の単位を履修可能な学校という数で見いきますと、定時制の普通科で六十校、それから定時制の職業科で九十校、通信制の普通科で十校、職業科で十四校というものが、現在でも七十単位以上、既に三年間で八十単位とつてはいる学校もございまして、この数の学校は大体そう無理なく三年間で八十単位を取り得る学校だろうというふうには思つております。

○林(保)委員 それで、可能性があるということであれば少しでも目を開くことは結構ですが、もう一つ、私ども外の立場から見まして、一つの学校の中で修業年限を三年と四年とするということは可能なんですか。あるいは、最終的には教育委員会がそのことを認めるかどうかになるのだと思ひますが、その辺の手続きなり決定の手法はどうなるのか、この際ひとつ教えていただきたいと思ひます。

○古村政府委員 当該学校におきまして修業年限をどう決めるかというのは、いろいろな学校の御意見、それから学校の状況等を踏まえて教育委員会が設置者として最終的に決めることだろうというふうに思ひます。

そこで、おっしゃいますように一つの学校で三年コース、四年コースというのはできるのかというところでございしますが、これは三年のカリキュラムを組むコースとそれから四年のカリキュラムを組むコースを一つの学校で置くことは何ら差し支えないというふうには考へるわけでございまして。

○林(保)委員 ついては、そういうふうには短くなるということになりますと、延びるよりは短くなると思ひます。教育内容の問題がいろいろと心配されもし、懸念もされるわけですが、いわゆる技能連携という形で技能教育施設の指定、そしてそ

れとの連携というのが非常に大事になってくるだろうと私は思っています。実は指定技能教育施設の一覧表を要求いたしました。ただいま手元へ見せてもらっております。この実情をどのように認識され、それとの連携をこれからどのようにしていかなければならないのか、文部省の方針をお聞かせいただきたいと思います。

○古村政府委員 申すまでもなく、技能連携制度は昭和三十六年に創設いたしました制度でございます。まして、勤労青少年が学校と技能教育施設で同じような教育を重複して受けるということはむだであらう、二重負担を軽減するためにも、特に働きながら学びます青少年の高等学校における学習を効果的に行うということからすれば、技能教育施設で受けた教育を学校の単位としてみなすという制度の方が実際のほうというところで創設されたものでございます。

そこで、現実の実態をいたしましては、指定技能教育施設というのは全部で三百二十五施設でございます。その中で、いわゆる指定技能教育施設の種別別に申し上げますと、専修学校、各種学校の範疇に入りましますのが百五十四施設でございます。それから職業訓練所の中に入りましますのが六十七施設、それから看護婦養成所の範疇に入りましますのが百二施設、農業高等学校という範疇に入りましますのが二施設ということで、総体が三百二十五施設でございます。専修、各種学校の中で一番多いのは家庭科系の連携教育をするところというところになっております。

現在、そういった職業に関する教科の連携というところでやっておりますけれども、今後この連携する教科をどう考えるかということに相なりますと、私たちは、片方、高等学校の基本といふものを、高等学校の生徒でございまして基本については高等学校の教育でしっかりやる。しかしながら、社会にはいろいろな教育施設がございます。ということになりますと、例えば音楽でありますとか美術でありますとか、そういったものは専修学校、各種学校によりよき、すばらしき施設がある

るとすれば、そことの連携というものを考えてしるべきではないか。

現在は職業に関する教科ということにくつておりますけれども、将来はそういったところまで延ばしていいのではないかといいこと。これはちょっと粗いですが、将来の発展のお話でございますけれども、そういうふうな教科を広げていくと同時に、技能教育施設の指定の権限を現在提案しておりますように文部大臣から都道府県の教育委員会におろすということになりますと、都道府県の教育委員会は自分の県の中のことですからいろいろな施設について情報も入りましますし目配りができます。そういった点で、よりきめ細かい学校とそういったものの間の仲介役を都道府県の教育委員会に対して期待できるといふふうに思いますが、勤労青少年の単位の取りやすさというものをより発展的にできるのではないかと考えるわけでございます。

○林(保)委員 このリストを拝見いたしますと、非常に多いところと少ないところがございますね。これは今局長がおっしゃったように、出してきたものについての指定をやるわけだろと思ひますので、こちらから指定するわけじゃないと思ひますので、こういう結果にもなっているんだと思ひます。例えば北海道ですと八つ、青森県は三つ、岩手県に至りましては十七ですか。私の地元もかなり少のうございします。そういうアンバランスを今度の法改正によつて、必要に応じてやる、こういうことになるんだろと思ひますが、二つお聞きしたいのです。

こういうふうな指定になった指定技能教育施設が今まで本間に有効に活用されてきたのかどうか。これから教育委員会が指定するとすれば、今度の定通制三年以上という制度と関連してどういう視点に注意を払いながら都道府県の教育委員会が指定していくべきか、文部省としてはその辺のところをどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○古村政府委員 指定技能教育施設が今まで果た

してきたことについては評価すべきものがあるというふうには私は思っております。と同時に、現実問題として、指定技能教育施設のところは先生が巡回に行ったり、いろいろなことで学校として技能教育施設との接触というものを非常に強めていくというのが現状でございます。指定技能教育施設でやつておけばそれで学校は知らぬ、向こうでやつた単位はこっちで自動的に認定するということではないというのが現実の学校のあり方だろうというふうに思ひます。

したがって、こういった点で今後なるべく子供の二重の学習負担をなくしていくという観点から見ますれば、県によつて先ほど申し上げましたようにいわゆるアンバランスが非常にある、ある県では三つの施設しかない、ある県では十を超える施設があるというところについては、都道府県の教育委員会が指定権限を持つことによつていろいろな子供の状況を見ながら施設との連携というものを積極的に考えていくことになるだろうというふうに思ひます。それはもちろん指定技能教育施設側の申請というものが必要でございますけれども、そういったことについてよりよいアドバイスをしてもらつて、そしてそのことについて教育委員会としても指定技能教育施設と学校との結びつきがしっかりといくように積極的に指導をしていただければよろしいかと私は期待をしております。

○林(保)委員 お説のとおりだと思ひます。それで、一番身近なところをいいますと、私どもの岡山県ですけれども、三つのところもあるというのじゃなくて、岡山は二つしかないのです。しかも岡山看護専門学校と倉敷看護専門学校で、いわゆる医療系統のものでございます。隣りの広島を見ますと、広島県立呉高等技術専門学校、同じく県立の福山高等技術専門学校、広島市医師会看護専門学校、広島計理専門学校、広島加計ビジネス高等専門学校、こういうふうになってございます。それから隣の山口を見ますと、准看護学校、看護婦の学校が多くて、一つだけ文化服装専門学校がある。

ある。それから四国へ渡りますと日清紡、東洋紡、それからさらには倉敷紡績とか、まあいわゆる産業面に直接関係しておるところがある。

こういうふうなことでございしますが、古村局長モデル県といったらこの中でどの辺のところになるのでしょうか。これからいろいろ対策を考えられるの指導もされるのだからと思ひますが、これを見て各県非常にばらばらだという印象、これは必ずしも文部省の責任じゃなくて、下から上がつてきたのを指定するわけですから責めるわけではないのですが、これからの問題としてどのようにお考えになっておられるかを承りたいと思ひます。

○古村政府委員 おっしゃいますとおり各県にばらばらでありますというところは、各県におきまして施設を持つていらっしゃる施設管理者側の考え方、それから高等学校側の考え方というものがそれぞれあるということからくるんだろと思ひますが、もう一つ、やはり先ほど御指摘になりました企業内の職業訓練所を持つておりますところは、その子供がある程度数多く一つの学校に行つているとか定通に行つているとかというような実態があるからその学校との結びつきができたのだろと思ひます。この学校との結びつきができたのだろと思ひます。うかと言われてもなかなか私も判断いたしかねますけれども、やはりこういうたたくさんの施設とある程度連携を結んでいるところについては、そのことによつて子供は非常に二重負担がなくなつていくわけですから、それについてその県の教育関係者がかなり努力をしたのだろというふうに思ひます。

そういった点で、今後そういった高等学校側の先生の意見を聞きながら、そして技能教育施設を持つていらっしゃる管理者側の意見も都道府県の教育委員会の段階で十分聞いて、可能なものはそういった形でやつていくということがいいことではないかというふうに考えているわけでございます。

○林(保)委員 これを見てまいりますと労働行政とも関連する問題も多々あるように思ひますの

で、いろんな面でこれを機会に検討されるのだろうと思います。

私も、あちこち歩いてみまして、つまり田舎と東京を往復してみても、本省の本旨あるいは教育行政に対する本旨がわかっていない面がかなりありますので、具体的に問題を出していただきませんと、過般の私が質問した議事録の中にもございますけれども、前塩川文部大臣は、もう困ってしまったんだということで、一つは教育委員会の問題を御答弁なされたことがございました。そこあたりで法改正を機会にいわゆる単位の交換というのですか、これらの問題をひとつしつかり、せつかくこういう改正ができたのを機会にやっていたら、学ぶ方が学びやすいようにひとつ御要望をしておきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。この辺は大臣にちよつと伺いたい。

○中島国務大臣 林先生御指摘のとおりでございます。まして、地域を見てまいりますと、三十六年から当初は技能連携制度がある水準、ある基準を保つことが必要であらうということで、文部大臣が基準をつくりまして、そして連携施設はそれぞれ個々に指定を申し上げたところでございます。ただ、地域には地域の多様なまた個別的な特性がございます。それからまた地域の住民の方々のいろいろな御希望もありだと思ひます。

そういう地域の特性というのは、やはり産業別に特性がありましようし、今までの歴史的な伝統もございましよう。例えば被服その他が非常に関連施設が多いところ、あるいは先端、コンピュータなどが多いところによって多少の差はありましようけれども、そういうものが平準化するよう、それぞれ地域の声を速やかに直接耳にできる各都道府県の教育委員会に指定をお任せした方がよろしいであらうという発想でござえていたわけでございまして、先生の御趣旨を体した改正というふうに考えておりますけれども、この点、もとの基準は私どもしつかりと踏まえまして、できるだけ地域の声が反映できる

ように、そして学ばれる方が学びいように、これをぜひ進めてまいりたい、このように考えております。

○林(保)委員 まさに大臣のおっしゃるとおりでございまして、弾力化していくことによって地域と結びつく、生徒も学びやすくなる、この方向をひとつ……。ただ、地方だとわからないことがいっぱいありますので、その辺は少々、モデル県なりをつくられて、こういうこともあるんだ、強制するのではないけれどもというものをこれからのいろいろな実際の行政面で示したい。これも一つだろうかと思ひますので、御要望申し上げておきたいと思ひます。

続きまして、三月三十一日付になっておるのでしよつか、単位制高校の省令が出ておりますが、これも事務局の方へお聞きしたいのでございまして、これは定通制の一環だ、こういうことでございします。法改正まで必要ないということでおやりになったのだらうと思ひますが、それらの理由及びこの学校のねらいとするところ、御説明をまず事務局の方から承りたいと思ひます。

○古村政府委員 単位制高等学校につきましては、御承知のとおり臨時教育審議会の第一次答申におきまして生涯学習の観点に立つて提言されたものであります。臨教審の答申を若干引用させていただきますと、「学習者の希望、学習歴、生活環境などに応じて高等学校の教育が容易に受けられるようにするため、個別的に教科・科目の単位の取得の認定を行うとともに、単位の累積加算により卒業資格の認定を行う機能をもつ新しいタイプの高等学校」を考えたのだらうというふうな御提案でございします。

そこで私たちといたしましては、文部省において具体化するために、中等教育改革の推進に関する調査研究協力者会議を吉本二郎大正大学教授の座長のもとに開催をいたしまして検討を行つてまいりました。学校教育法の施行規則を昭和六十三年三月三十一日に改正をいたし、と同時に単位制高等学校教育規程の制定を行つたという経緯に

なつておるわけでございします。この高等学校構想といひますか、現在既に実施しております単位制高等学校は、定時制、通信制に限つてございした高等学校をすること、で、言つてみれば定時制、通信制課程の運用の形態であるといふことから、定通課程の特別な課程ということが発足させたものでございまして、その観点からいけば学校教育法の法律改正まで必要ないものであるといふふうな認識をいたしたわけでございします。

それで、具体的にそれじやどんな高等学校かというお話でございしますが、いわゆる従来の高等学校でございしますと学年制といふのがございします。したがつて、学年で修得すべき単位を落とせばもうその子供は原級留置といふことになるわけですね。言葉でいへば落第といふことになるわけですね。ということは、やはり働しながら学ぶ子供にとつては非常に難しいんじゃないか、一単位や二単位落とすんではないかといふことから考えれば、取つた単位はしっかりと認めてやる必要があるんじゃないかといふことが基本にあるように私たちは思ひます。

そこで、そうなりますと、学年制というものを取つていくといふことが一つ。そして、その取つた単位といふものを累積してつて八十単位までくれば卒業の認定をするという基本的な考え方のもとにそういった単位制高等学校というものを発足させたわけでございします。

○林(保)委員 資料によりますと、既に岩手県立杜陵高校、石川県立金沢中央高校、それから通信制の単位制高校として長野県立松本筑摩高校がスタートしている。

これは聞きたいのですが、学齢期と見られるような生徒とそれからかなり年配で生涯学習の一環として来ているのと、どんな実情になつておりますでしょうか。

○古村政府委員 この高等学校はことし四月に発足したわけでございまして、従来から都道府県の教育委員会の教育長協議会等でこういった方向性をずっと模索してまいりまして、そして臨教審の答申

が出た、文部省の協力者会議の方針が出たということ、で、そういった学校を三校開いてといひますか、従来からあつた定時制高校、通信制高校を切りかえたわけでございします。

したがつて、この単位制高校について、まだPRそのものが十分いってないといふこともあるのでしよ、従来と余り変わつてない、大部分がいわゆる学齢期、高等学校の入学者相当の年齢であつて、いわゆる成人教育といひますか生涯学習といった観点からのリカレント教育のようなものは数が少ないといふのが現状でございします。

○林(保)委員 それで、こういう期待というのは、事実私の地元岡山でも、法改正ができてそれとの連係で単位制高校が認められているのだから早くやろうといふことで、えらい熱心な運動が起きております。全国的に同じような傾向にあるかと思ひますが、いろいろ聞いてみますと、三、四県ぐらいは出ている、いやもっと多いんだといふこともございしますが、大体どういった見通しにあるのか、六十四年度とその後について展望を、文部省の期待といふところでも結構ですけれども、せつかく制度をつくつたわけですから承りたいと思ひます。

○古村政府委員 ことし四月にできた制度でございしますので、それを実施していくのに、各県としてはやはりいろいろな御意見を聞いてそしてまとめていくといふことが必要なんではないかと思ひます。したがつて、そういう観点から若干私たちが思ふよりもあれでございしますけれども、現在聞いておりますのは、埼玉県、東京都というのが具体的な構想をやつているといふことでございまして、具体的に着手したといふのはこの二つの県といふふうな認識をいたしております。

そのほかの県については、どういふことをやればいいのか、ほかの先進の県の状況を聞いたり勉強しているのが現状だといふふうな認識をいたしております。

○林(保)委員 せつかくの機会でございしますので、東京と埼玉の例を知つておる課長さんがおられた

ら、詳しく御説明いただければほかの県にも非常に参考になると思いますので、わかる範囲で結構ですけれども、局長さん、どなたか御指名をお願いします。

○古村政府委員 埼玉県につきましては、定時制、通信制を併置する高等学校で、それを単位制高等学校に六十四年度からやっていきたいということでごさいます。具体的な名前をいましては大宮中央高等学校というふうに聞いております。

それから、東京都につきましてはまだそこまで進んでいませんで、六十六年度から発足したいというところが決まっているようにごさいます。

○林(保)委員 しつこいようですが、定員は大体どのくらいでやっておられるのでしょうか。それから、教科の内容くらいはしわかつておればひとつ御説明いただきたい。

○古村政府委員 埼玉県は、定員を当面二百四十人、完成時には三百二十人というところでやってみようというふうに聞いております。

それから、選択科目群として、文系コースでありますとか理系コース、国際教養コース、経理コース、情報処理コース、生活技術、工業技術コースというふうなコースを設けて、選択科目をある程度幅広くとらせていったらどうかという構想を持っていますように聞いております。

○林(保)委員 これからの問題で、まさに多様な対応をこのあたりではできると思いますが、これまた同じような御要望をしておきたいと思うのごさいます。

いろいろ制度をつくりましても、教師の問題、財政上の問題、しかもこれが自治省との関連あるいは大蔵省との関連、いろいろごさいます。本日も委員会附帯決議の中で出ておると思いますが、それらの問題について、私も一般に聞いておる限りではこういうところが不足ぎみだという学校が非常に多いと思います。文部省がそれらをどのような御指導をもつておやりになるのか。校舎の問題等も関連しましょうし、いろいろごさ

ましようが、今の状況をどうとらえられて、それをどのように充実されるべく指導していかれるのか、その辺を承っておきたいと思ひます。

○倉地政府委員 単位制高校の条件整備についてのお尋ねであらうかと思うわけでありまして、本年の七月十五日に高校標準法施行令の改正を行ひまして、一定規模以上、これは具体的に一学年三学級以上ということになりますけれども、そうした単位制の定時制課程におきましては、開設科目の授業時数が高等学校の標準的な授業時数を超える事態であります場合には教員の一定の加配を行えるようにしたわけでごさいます。特定の学校につきましては、この制度のもとに早急に措置するように今努力しているところでございます。

それから、施設の点でございまして、高等学校の定時制と通信制の課程の校舎の新増築に要します経費につきましては国が三分の一の国庫補助を行ふことになっている次第でございまして、都道府県が単位制の定時制、通信制課程の高等学校を建設する場合にはこの国庫補助の対象としていく所存でございまして、現在まで設置されている単位制の高等学校について見ますと、既存の建物の転用等で対処しているのが実態でございまして、補助金の交付が行われていないところでごさいますけれども、今後設置を予定している単位制の高校につきましては補助の申請がありまして、この場合には、これを十分勘案して適切に対処してまいりたい、そのように考えている次第でございまして。

○林(保)委員 それで、さっきもう一つ聞き忘れていましたけれども、経営形態の問題を文部省はどのように考えておられるのか、お示しいただきたいと思うわけですが、既存校の併設あるいは単独、全寮制高校でも設けようかというところもある、あるいは私学でやる、あるいはそれを新しく起こすというような問題がありますが、どういう展望を持っておられるのでしょうか。

○古村政府委員 経営形態につきましては、おっしゃいますとおり、公立でやる、あるいは私立でやる、大きく言えば二つあり、そして公立の中でも私立の中でもそうですが、いわゆる全日制併置あるいは単独校、こういった四つのカテゴリーがあると思ひますが、これは私たちがこれがいというところはなかなか申し上げにくいことでごさいます。やはり全定併置であれば、そういった形でやればある程度の施設設備というものがある。しかしながら、弾力的にその授業時間を昼に回したり云々ということはなかなかしにくいというふうなこともありましよう。

ということからいいますと、それがいいというのはまさに言いにくいことでごさいます。その地域におきます実態、いわゆる設置者側の考え方、それから子供の通学状況といったものを総合的に判断して、そこでどういった形態がいいのかということをお断りいたすのが一番いいのではないかと申すわけでごさいます。

○林(保)委員 以上、いろいろと多様化、弾力化ということ、そしてこれが臨教審の答申にもあります国際化とか個性化という方向で、私なりに申し上げますと、まだまだだ化というお化けの連続みたいな感じになっておりますけれども、非常に大事な方向性だと思ひます。

これらについて、やはり表現はしにくいのですが、きつちりとした姿勢と、さらにそのほかの多様化と、こういうふうなものとありますが、今回の法の改正、そしてその後には免許法の問題もございまして、地教行法の改正の問題も出ています。また臨教審の答申を得ての教育改革は道半ばのように思ひますが、どういふものが今臨時国会、そして次の通常国会、来年にわたる課題としてありますか、どういふことを考えておられるかを承りたいと思ひます。

○古村政府委員 教育改革、いわゆる教育改革は非常に幅が広がりますから、私、初中局長として全体をフォローアップするわけにまいりませんので、私のところの管轄ということから見て、現在議題になっております後期中等教育の關係ということから見ますと、数点あるわけでごさいます。

一つは、高等専修学校卒業生に対する大学入学資格の付与というのが第一次答申に出ました。これはある程度既に文部省告示の改正をもちまして六十年九月に実施をいたしております。

それから二番目に、六年制中等学校の創設というのが第一次答申に出ておりますが、これは文部省におきまして調査研究協力者会議を開きました、なかなか結論が出ません。これについては今後もう一回よく検討しようというふうなことで、検討課題としてまだ継続検討中のごさいます。

それから、単位制高等学校は今のお話でございまして、それから、教育内容の改善をしつかりやれというものが第二次答申でございましたが、これは小中高等学校、幼稚園まで含めまして、学習指導要領の改定ということと現在作業をいたしております。既に教育課程審議会の答申もいただいておりますので、具体的な学習指導要領の告示の作業を急いでいるのが現状でございまして。

それから、高等学校の修業年限の弾力化は、定通についてはただいまの提案の内容でございまして、臨教審では、全日制についてもある程度考えたらどうか、高等学校は三年というふうにはつきり決めないで、四年をやつてある程度じつくりと勉強させるといったコースも考えたらどうかという御提案もございまして、これについては今後検討することになります。

それから、高校生の海外留学の制度化をしろうというものが第三次答申にございましたが、これはこの二の月に学校教育法施行規則の改正をいたして処理をいたしました。

それから、帰国子女の高等学校への入学、編入学の機会を拡大しようというものを第三次答申で出したいたしておりますが、これにつきましては、

ついでに、六十三年の十月に学校教育法の施行規則の改正と指導通達をもって実施をするようにいたしました。

あと、いわゆる後期中等教育の再編成の検討ということで、先ほど一番先から御議論になっておりますように、高等学校というものを今のままでもちよと弾力化したり、国際化の問題もいろいろあることがあるだろう、それを検討したらどうかという包括的な御提言をいただいておりますので、これについては七月に高等学校教育の個性化等の推進に関する調査研究協力者会議を発足いたしました、高等学校全般について調査研究に着手いたしましたという現状でございます。

○林(保)委員 おいおいそういったことで法案なりいろいろな形で御提言いただけたらいいと思いますが、今お話しになられた中、及び際立って今いろいろな形で議論されている問題について関連してひとつ質問させていただきたいと思うのでございますが、六年制中等学校の問題です。

これは今おっしゃられたようになかなか難しいと思うのですが、しかし、なおやはり希望の多い分野でもあるし、理屈づけによつては大変すばらしいことだということにもなるわけですが、文部省としてはこれをどの辺で結論を出そうとしておられるのか、賛成、反対の理由もはっきりときようお教えいただければありがたいと思います。

○古村政府委員 六年制の中等学校をどういうふうにするかというところでございまして、臨教審の答申の考え方というのは、美術でありますとか音楽でありますとか体育でありますとかというものを例示に引き合いに出して、こういったものについては早期教育、いわゆる一貫性教育になじむのではないかと御提言でございます。

ただ、片方いろいろな方の御意見というのは、いやそういった専門教育ばかりでなく、普通科も六年制をやつたらどうかというふうな御意見もございいます。

具体的に高等学校の六年制の問題は、結局、主として都道府県が設置者で、そこでやっていく話

でございますので、都道府県の教育委員会の考え方というのが非常に重要だということに私たちは考えておりますが、現在都道府県の高等学校行政でビークルに入っております。そういうことから、生徒の受け入れがビークルで、その後のずっと減っていくときに、高等学校というものの体質改善といったことも含めた形での検討をしたらどうかというものが、都道府県の教育委員会のかなり大方の意見であらうというふうに思いますと、やはりもうちよと私たちもそういう情勢というものを見た上でこれについては判断を加えるべき問題かなと考えております。

○林(保)委員 それから、際立って近ごろ議論として聞くわけですが、あれはたしか東京都から始まったと思うのですが、高等学校の学校群制度の問題ですね。あれが非常に安易な教育に流れやすい状況、それから、生徒としてもねらった学校へ入れませんので、非常に意欲をそぐ結果になっているという批判をあちこちでよく聞くわけですが、これについて文部省はどのように、都道府県の問題でありますけれども、指導され、お考えになつておられるかを承つておきたいと思ひます。

○古村政府委員 これは東京都の固有の問題でございまして、私たちも東京都の状況を見ています。四十年代の前半だったというふうに思ひます。いわゆる進学競争というものがかなり公立学校において激化したということから、学校群というところである程度機械的に子供を割り振つていったというものが始まりだつたわけでございます。その後、父兄の側、生徒の側から、いや、それは希望を入れてもらわなければ、学力で機械的に割り振つてもらつちや困るというふうな意見があつて、若干希望が入るようになりました。

しかしながら、それでも今現在東京都においては入学者選抜制度というものについて検討を加えておりますが、その検討を加えている視点というのは、一つは、こういった制度というのは受験競争

争の緩和という点があつたであろうけれども、いわゆる個性、子供の個性に応じた教育というか、そういう面では非常に一糸同列になつたというふうなことが言われている、そういう角度からの検討がなされているというふうに聞いております。

○林(保)委員 今局長は東京都だけと言われましたけれども、私も岡山にもあるわけですね。それが全国どれくらいあるのかというものが、もしおわかりになつていたらちよと教えてもらつて、いい方向に、個性化、多様化といふよりはやはりそれなりの学校にそこがれて入るといふ雰囲気をつくりませんといふかぬのじやないかという気がいたします。

○古村政府委員 いわゆる総合選抜制度の実施状況という観点からの御質問でございますので、そういう制度で全国どういうふうになつていてるか申し上げますと、六十年度で十三の県が総合選抜制度というのを実施いたしております。一番多かったときで五十年度が十五県でございましたが、十五県が十三県になつたというふうな、現状はそういうことでございます。

○林(保)委員 いろいろとありがとうございます。

それで、大体質問時間も来ましたが、やはり教育問題に寄りがかつての問題で、大臣、天皇の御不例の問題がございまして、きのうの新聞で大きく出たからというわけではないのですが、ごらんになったと思ひますが、豊中市でこういうような問題が提起されております。学校行事についても、運動会あるいはまた学芸会もそのうちに入るとございまして、全国的にいろいろなふうな状況でいいのかわかりませんが、文部省にはたくさん来ていると思うのですが、私もどこまで来るような状況でございまして、御不例一カ月、文部省は何かそれらについてのお考えなり指導なりがあつたかどうか、事務局から先にちよとお聞かせいたしたいと思ひます。

○古村政府委員 そういったことについて、都道府

府県からの御照会もありませんし、私の方からまだそういったことについて申し上げる段階ではないというふうに思つております。

○林(保)委員 事務局はそういうことなんですよけれども、見方によれば現場の学校が萎縮する状態というののもう既に御聞きになつたことあると思ひますので、私も御平癒を心からひたすら祈りながらも、外交をとめちやありません、内政をとめちやありません。余り派手なお祝ひ事は控えながらも、なおやはり日常生活にかかわる問題、経済活動にかかわる問題はきちんとやるのが当然のことだろうと思ひますが、大臣、その辺をどのようにお考えになつておられますか。この機会に、こうありたいということでもございまして、本当、私は文部省あたり一本指示出していいと思うのですけれども、先々をどうせいいというのではなくて、現状はこうしなければならぬというぐらゐあつていいと思ひます。

○中島国務大臣 林先生からせつかつの御指摘でございます。林先生同様、私も天皇陛下の御病状に對しましては一日も早い御快癒をと心にからお祈りをしているところでございます。そういう中で、たまたま官房長官も日常活動に支障のないように整々と進めることが望ましいのではないかと。特に教育に関しては、この秋、たまたま運動会あるいは学芸会の季節を迎えております。こういう面では特に伸び行く青少年の体育、スポーツに関する意欲のある催しが運動会でございまして、また学芸会は、学校教育の中で文化活動に際しまして多くの生徒諸君が集団の中で、そしてある期間を通じて学芸会のためにともに練習をする、これはまた意義あることだと思ひます。またその発表も意義あることである、そういう面は整々と行われることが望ましい、私もはそう思つております。

そういう点に關しまして、特段の問い合わせがあつたかどうか、内部では特段の問い合わせを受けておらないということでもございまして、また、今のところはそれぞれの判断におきましてやつて

いただいております。ごさいまして、したがって、文部省として特定の指示を出したこともございませぬ。また、特に問い合わせはないようございませぬ。そういう点でございませぬので、今のまま御病状を見守りながらぜひとも御快癒の早いということをお祈りしてお祈りしてお祈りして、このように申し上げさせていただきます。

○林保委員 わかりました。いろいろな問題が次々と出てくる時代でございませぬが、どうか教育現場を荒らさないように、むしろ積極的な対応を御要望申し上げます。

本法案につきましても既に御説明もいただきましたし、どうか本法の趣旨を踏まえられまして、しっかりと対応していただきますよう心からお願ひ申し上げます。私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○中村委員長 次に、石井郁子君。

○石井(郁)委員 学校教育法の一部改正について質問をいたします。

まず、定時制、通信制課程の設置目的について、またこれまでその果たしてきた役割について文部省はどのように評価をしておられるのか、伺いたしたいと思います。大臣の所見もあわせてお伺ひできればと思ひます。

○中島国務大臣 学校教育そのものが生涯学習の重要な一環であるということは再三申し上げておるわけでございませぬが、その中でも学校教育ということになります。特に後期中等教育、これはあらゆる面で一番重要な時期であらう、こう考えます。そういう中で、特に御指摘の定時制、通信制ということにつきましては三つの観点があろうかなと考へております。

一つは、もちろん勤労学生の方々によき学習の機会を与える、そういう意味での後期中等教育である。もう一つは、多様な履修形態にできるだけ沿うようにしていくべき後期中等教育である。三つ目は、言うまでもなく生涯学習の一環としての後期中等教育、そういう三つの要点を含んでおる

ものだ、こう思うわけでございませぬ。

それだけに、その三つを包み込めると、定時制あるいは通信制、こういう中で特に通信制の方は社会人になられた方々が再び学び加えたいという方々も多いようございませぬ。人数でいけば大体この数年間は平準化した推移をたどっておりまされども、そういう中でできるだけそういう方々にとって学びやすい方向を模索し、そして改善をしていくべきであらう、こう考へておるところでございませぬ。まさに今回学教法の四十五条の二あるいは四十六条で御提案を申し上げておりますのはこの趣旨に沿って御提案を申し上げておるところというふうに御理解をいただきたい、このように存する次第でございませぬ。

○石井(郁)委員 今回の改正の一つが定時制、通信制の修業年限の短縮というところでございませぬ。これまで定時制、通信制課程が四年で修了というところになってたわけですが、その根拠はどうかということだったのでございませぬ。

○古村政府委員 定時制、通信制教育は、いわゆる働きながら学ぶ者を戦後想定してできたわけでございませぬ。そうしますと、やはり勤務というものは二方あるということになると、全日制の高等学校で三年間であったものであります。定時制では三年では無理だろうということから四年以上というふうになつていたわけでございます。

○石井(郁)委員 単にそれだけで考へるのはちよつとどうかと思ひます。定時制が発足したときの文部省の最初の見解を振り返ってみますと、やはり全日制と同等の教育を保障するという点で、全日制は三年であるけれども、勉強の時間等々勤務条件とか考へますと、あるいは精神的な肉体的な疲労等々考へますと、四年はかかるというところだったと思ひます。

そういうところを押さえていただきたいわけですが、けれども、伺いたしたいのは、それでは今日の定時制について、夜間、昼間、多部制といろいろあると思ひますけれども、その設置形態の数と割合がどのようになつておるのでしょうか。それから、働

きながら学んでいる生徒、その勤務状態というのか、特に労働時間の問題について文部省として調査などをつかんでおられることがありましたら伺いたしたいと思います。

○古村政府委員 まず、定時制の昼夜別の学校数、それから生徒数ということ御説明をいたします。

昼の学校数が百五校、生徒数でいまして一万二千人。それから、夜の学校が八百四十八校、生徒数で十一万九千人。それから、昼夜併置が三十四校、生徒数で九千九百人。それから、昼間やつたり夜間やつたりというのが三十三校、生徒数で四千八百七十九人というふうな概略でございませぬ。

それから、学ぶ者の勤務形態ということでございますが、まず生徒の有職状況ということで見ますと、定時制の子供につきましては大体七八%が職を持っております。その職の中身を見ますと、正規の社員というのが三五%ぐらい、それからパートのアルバイトというのが三七%、それから自営あるいは家業の従事というのが六・四%、無職が二・四%ということでございます。

それから、勤務日数別の生徒数ということで見まして、一番多いのが一週間に六日間働くのが大体七九%、次が五日間働くのが一〇%、その他が残りの一〇%強でございませぬ。

それから、一日の勤務時間別の生徒数ということで見ますと、一日八時間労働が一番多い四七・八%、それから七時間が二二%、それから五時間、六時間というところが一五%、大体そんなような状況でございませぬ。

○石井(郁)委員 やはり圧倒的に夜間部設置が多いというふうな考へていいですね、定時制というのは、今、生徒の勤務状態、勤務時間も伺つたわけですが、今、どうですか、八時間以上の労働が大変多いということも実態だろうというふうなわけですね。働ながら学ぶという生徒がどのように現実定時制に通つておるということ定時制高校の役割というのは決して変わらないとい

うふうな考へていいでしょうか。そうだとすれば、夜間部の生徒が三年で卒業するというのは大変困難なことだというふうな思ひざるを得ないわけですが、いかがでしょうか。

○古村政府委員 私たちが今御提案申し上げております学校教育法の改正案は、定通について、現在四年以上とありますのを三年以上ということにございませぬ。すなわち三年というところで一律に規制するものではございませぬ。したがって、現状、全国でかなりの学校の数が三年で卒業できるだけの教育課程を組み得るというふうな現状にありますときに、やはりそういう三年で卒業できるという道を開いてやる。私たちは何もすべてをそういう形で、三年でやれ、やれというふうな形で旗を振つていくつもりはございませぬ。そういった生徒の勤務状況というものを十分見た上で、それが可能であればそういうことについて道を開くのが生徒側にとってよりベターではないかという観点から御提案申し上げておるわけでございませぬ。

○石井(郁)委員 全日制課程と同じ教育水準を保障するために四年が必要だということは変わらないと思ひます。しかし、三年で単位修得が可能だという学校も出てきているという話が再三言われているわけですが、三年に短縮して卒業できる場合のカリキュラムとか履修形態というのは具体的にどういうことになつておるのでしょうか。

○古村政府委員 若干敷衍して申し上げますが、履修形態から申し上げますと、三年であるからどうかということとストレートに結びつく問題ではございませぬが、履修形態がかなり弾力化してきて、戦後の定時制、通信制が発足して以来四十年の中で、例えば定時制、通信制の併修でありますとかあるいは定時制、通信制と技能教育施設との連携でありますとか、そういう点で学校へ来て学ばなければならぬという授業時間がかなり減つてきた、そういう点で履修形態弾力化による可能にする道というのが一つございませぬ。

の方々が年齢を問わずまたそこで学んでいられるという意味におきましてもよき学びやでありますように、これまた最善の努力をいたしてまいります。

○石井(都)委員 技能連携について伺います。

技能連携が現在職業科、普通科でそれぞれ行われているという話でございませうけれども、ちよつとその実態をもう少しお聞かせ願いたいと思ひます。

○古村政府委員 技能連携についての実態ということでございませうから、数点にわたつて御説明をいたします。

まず第一に指定技能教育施設の数ということで御説明いたしますと、全体で三百二十五施設でございませう。類型別に見ますと、専修学校、各種学校の系列に入りますものが百五十四校。その中でいわゆる教科、科目別といひますか、そういった関係で見ますと、家庭科系が九十施設、商業系が五十四施設、工業系が十三施設ということになります。それから職業訓練所の類型に入りますものが六十七施設、その中で公共職業訓練所が四十一、企業内職業訓練所が二十六ということになります。それから看護婦養成所は百一、農業高等学校等科といひますのが二、合せて三百二十五施設が指定されているわけでございます。

なお、連携措置の対象となつております生徒数ということで申し上げますと、定時制の課程の生徒は二千七百五十二人がその連携措置の対象になつております。それから通信制の課程は三万三千二百五十八人ということで連携の対象に相なつております。

それから技能連携単位数別の、どういったところまでの単位を技能連携しているかということで申し上げますと、一番多いのは三十単位から三十九単位を連携しておりますのが百六施設でございまして、全体の四四％、その次が二十単位から二十九単位が五十一施設、四十単位以上が五十施設というふうな現状になつております。それから施設別の連携生徒数といたしまして見

ていきますと、全体で三万五千九百五十七人の子供が、先ほど連携生徒数というふうな定通分けて御説明いたしました、その中で専修学校、各種学校との連携に入つておりますのは三万八百八十、それから職業訓練所との連携が四千八百一十五、看護婦養成所が八百七十六、農業高等学校等科については七十六というふうなのが全体の状況ではないかというふうな思ひでございます。

○石井(都)委員 伺いたつたのは、やはり職業科に技能連携が多くあると思ひますね。普通科の場合にはこの技能連携というのはそれほど多くないのではないかと。ということなんです。それは後で御答弁いただきたいのですけれども、やはり制度としては昭和三十六年からずっとあると思ひますけれども、現実には技能連携というのは非常に少ないのです。指定施設はありますけれども、そこで単位を取つて云々というのは少ないのではないかと。それは技能教育施設との連携について、高校教育の立場からいろいろ批判もあると思ひます。もともと企業の要求を受けて設けられたという点もありまして、全日制と同様の教育水準を本当に維持できるのかどうかという問題点があると思ひます。

そこで、今回の改正は単に技能教育施設の指定を文部省から都道府県にかえたという問題なのか。それとも、今後この技能連携を一層拡大、促す方向に道を開くものなのか。その点、いかがでしょうか。

○古村政府委員 技能教育施設との連携が始まりました昭和三十六年のときの考え方は、生徒の学習負担をなるべく軽くしたいということがメインのポイントであつたというふうな思ひます。したがつて、そういった角度からすれば、ある程度技能連携というものは進んだ方が生徒の学習負担の軽減になるということは基本的にあらうかというふうな思ひます。

そこで、今回の改正の中身は、権限を文部大臣から都道府県の教育委員会におろすということでございます。考え方として前から申し上げてお

りますように、文部大臣は指定の基準というものを示しまして、その基準に沿つて都道府県の教育委員会は具体的にこの施設を連携施設として認めるということ、具体的なことを都道府県の教育委員会にお願いするということでございまして、それはなるべく近回りのよくわかつた人がよくそのところを調べて指定をした方がいひださう、その方が実態に合うだろうということで御説明いたしておりますが、現実問題、都道府県の教育委員会が指定するということになりますれば、子供の二重負担を軽減するためにどういふことを考えればいいかというの、きめ細かく行政が行われるだろうということを期待いたしておるわけでございます。

○石井(都)委員 先ほどの技能教育施設の指定校の中身を見ますと、やはり看護婦学校であるとか各種専門学校、そういうところが多うございませう。後で単位制高校に触れるわけですが、単位制高校のカリキュラムで、技術コースの生徒がある一年間技術学校へ行つて電気工事、デザイン、建築等々の専門的な技術を学ぶということが出てきております。これは金沢中央高校ですけれども、そうなりますと、こういうのは普通高校からすると随分変わったものになつていくのではないかと。高校の専門学校化に近くなつていくというふうには言わざるを得ないわけですね。

ですから、局長は学習負担を軽くするというふうな言われましかつても、学習負担の重さ、軽さという問題だけではなくて、高校の教育内容をどう保障するのかという問題を抜きにしてこの技能教育施設を語ることはできないわけですね。その点で、まだ御答弁をいただいていないわけですが、普通科にもこの技能教育施設との連携を広げていくというお考えがございませうか。

○古村政府委員 普通科といひますか、いわゆる教科としての普通教科は技能連携の対象にはいたしてございませう。ただ、普通科の中でもいわゆる情報処理というふうな教科を教えるということになれば、情報処理についての各種学校との連携と

いうのは考えられる。いわゆる国語とか社会とか数学とか、そういったものとの連携ではなくて、いわゆるそういった職業科目との連携ということ、は普通科でもあり得るということでございませう。

○石井(都)委員 やはりそういう方向が非常に強まっていくという、技能教育施設での単位履修の比重がふえていくということになれば、大変問題を持つというふうな思ひますね。その辺は、単に指定を都道府県におろしたら済むという問題ではなくて、やはり文部省としても教育内容の水準をどう保つかという点で目配りが要するんではないでしょうかということをおし上げておきたいと思ひます。

さて、単位制高校なんですけれども、定時制、通信制の中の特別なものという位置づけで単位制高校がこの春からスタートをしております。文部省が省令で学校教育法施行規則の一部を改正しまして、定時制にも通信制と同じく「学年による教育課程の区分を設けないことができる」というふうな法案にかかれました。私どもは、単位制高校が今回の法案にかかるといふのが、この審議に先立つて三月、一方的に省令が改正されたという点で単位制高等学校の教育課程が制定されたわけですから、国会の審議を非常に無視したものだといふ点で、まずこういうやり方にひとつ問題を感じているわけでございますが、それを申し上げた上で質問に入りたいと思ひます。

臨教審の言う単位制高校、既にこの春三校ほどスタートしているわけですが、その場合でも結構ですけれども、それと従来の高校とどこが異なるのか、ちよつと具体的に示していただきたいと思ひます。

○古村政府委員 単位制高等学校は現在三校でございまして、これは定時制、通信制の課程の範疇に入ります。入ります、いわゆる学校運営の方法として、単位の累積で卒業ができるかというところがあるわけですが、例えば具体的に申し上げます、学校としては単位を学年制であれば一学年において二十単位取り出すということに決

まっているわけですね。ところが、二十単位取れなければその子は落第、いわゆる原級留置ということになるのが学校の運営のやり方だろうというふうに思います。しかしながら、今度の単位制高校は、単位を落としてもそれは何も原級留置という考え方をもち込まない。ですから、学年の枠を取り外していますから、ほかの単位は生きてくるわけです。学年制の高等学校ですと、ほかの取った単位も全部もう一回もとかやり直すというのが、今の学校運営の仕方との非常に大きな違いの一つです。

それからもう一つは、単位の集積によって卒業資格を認めるということでございますので、例えば中途退学、一回高等学校に二年まで行つて四十単位取ったけれども、中途退学をいたしました。そして社会に出てみたけれども、もう一回学校へ帰りたいということでも帰ってきたとき、残りの四十単位を取れば合わせて八十単位ですから、高等学校の卒業資格ができる。これが一番ここでのほかの高等学校との大きな差であらうかというふうに思つておるわけでございます。

○石井(郁)委員 今、二点おっしゃられたわけですが、まず、学年制をとらずに単位制をとるといふ高校ができるわけですね。それは単位の累積加算で、昼夜開校、土日開校などいろいろ考えられておりますね。そういうことになりまると、一体、生徒にとつてその高校というのとはどんな教育機関になるのだろうか。ちよつと文部省として、学校としてのまとまりという点でどういう見通しを持っていられしやるのか、伺いたいと思つてます。

○古村政府委員 高等学校とはどういうものかということになりまると、これはかなり哲學的な話になりまして、私も一概にこれはこうだということとを申し上げるあれを持っておりますが、いづれにしてもいろいろなパターンの高等学校があつていいではないか。非常にかたい形でできている学校、そして、非常に緩やかな形でできている学校、とにかく生涯学習ということが言われており

ますときに、ある程度入学について特別な特例を設けたり、入学の時期についても特例を設けたり、言つてみればある程度いつでも入れるような高等学校というものが社会に提供されて、そして将来、会社に勤めていても勉強の意欲があればそこへ戻つてくるといふようなことがあつてしかるべきではないかというふうには思つてございまして。したがつて、高等学校は一つのパターンではなくて、いろいろなパターンの中の一つの単位制高校として発展して行くことを私たちは期待したいというふうに思ひます。

○石井(郁)委員 私金沢中央高校には現地へ行つてまいりました。いろいろ先生方に向つてみたわけですが、けれども、半年経過した段階で既にいろいろな問題が出てきております。先生方は純粹の単位制は物理的にも生徒の質からも不可能だといふふうにおっしゃつて、単位制を修正という方向で考えざるを得ないとおっしゃつておられるのです。文部省、つかんでいらつしやるでしようか。

具体的にちよつと申し上げまると、前期を終了した段階で既に留年確定の生徒が出ていますので、もう単位が取れない。学年制をとらないために留年にもならなくて救済措置ができないのです。生徒の方は、これは学年制がないのだから、単位を取らないけれども何年かここにいってもいいのでしよう、そういう生徒の方が出てきているといふことです。だから、四年たつても卒業できない卒業延期の生徒が大量に出るのではないかと心配されているわけです。つまり、現実には定時制に來る子供たちは高校中退、あるいは偏差値の輪切りの底辺の子たちが來ている。とりたてて科目を好きなようにという話は、逆にとれない状況をつくり出している、その授業を投げ出すようなことになつておられるわけですね。大変な問題が起きているわけですね。

文部省は、この単位制高校については中等教育改革の推進に関する調査研究協力者会議をつくりまして、先ほど来六年制中等学校とこの単位制高校というところで検討されていると思つていますが、

現場の方からも単位制導入については賛否両論併記があつたという中で、いわばもう問題がわかつていたのか、わかつてないのかがちよつと私はわからないのですけれども、とにかく踏み切つてしまつていられるところがあるわけですね。文部省は、今金沢中央高校などで起きているこういう実態は予想していたのでしうか。

○古村政府委員 金沢中央高校につきましては、具体的に私も詳しいことを知つておられるわけではございませんが、石川県の教育委員会が金沢中央高校を単位制に切りかえることについて大変熱心であつた、私は、その意気あるのは努力といふものは非常に評価すべきだといふふうに思ひます。そこで、今おっしゃいましたいろいろな問題点といふのは知つておられるか。私は、新しい制度でございましていろいろな問題点が出るだろう、それは出て、そこをどう克服していくかという問題があるかと思ひますが、大きな流れとしては、この単位制高校というのは国民の、いわゆる勤労青年、あるいは生涯教育という観点から期待されるものになつていくだろうといふふうに思ひます。したがつて、いろいろな問題点といふものについては、それはそこでやはりちゃんと対処していくべき事柄であらうといふふうに思つておるわけでございます。

○石井(郁)委員 ただきれいに、単位制は単位の加算ができますとかこれまでの単位が生かされますとかいふことは済まないといふ現実が出てくるというのを今申し上げておられるわけですね。非常に個々の興味と関心による選択といふようなことと言われますけれども、今の高校ではそれ自身が大変なんです、特に定時制高校では、だから、先生の方が非常に手厚い学習の指導または生活指導をしなければとてもそういう学習などやり切つていけない、そういう子供たちが來ているわけですから、ただ好きな単位が取れますといふ言い方では、単位を取らない子供は結局放置されていくといふことにもつながるわけですね。その辺を本当にどうお考えになるのかということが大事だと思

うわけですね。

ここで私は、ちよつとアメリカの例で申し上げたいのですけれども、実はこういう単位制高校に似た考え方は、もう文部省は御存じだと思ひますが、七〇年代世界の先進国で一時はやりまして、アメリカでも、子供に適合した内容と彼らの自主性に任せた学習方法、こういう文句でカリキュラムを多様化しました。そうしますと、カリキュラムのアラカルトで、いろいろなメニューはあるけれどもメインディッシュがわからないといふことが出てきているわけですね。生徒の方は、とにかく幅広く選択できるようにいたしましたけれども、結果として、国語、数学といった基礎的な科目をとる生徒が減りまして、料理、運動、そういう科目がふえました。この点で日本の共通一次に該当するような進学適性テストがあるのであれば、それによりまして、成績が十五年にわたつて低下をする、社会問題になりました。それで七〇年代後半からアメリカでは、逆にベシクに帰れといふことが言われるようになっておられるわけですね。

だから、子供たちにはしっかりと学習させるというのを教育機関としてやはりどう保障するかという観点から、子供はもう放置されていくといふことにはならない子供はもう放置されていくといふことになるわけですね。こういうことを文部省は当然御存じだと思つておられるけれども、私は、今回の法改正は、まさにこういうことに行き着くといふ結果が見えているような点がありますし、アメリカの轍を踏まないといふ言えないという点で文部省の御見解を伺いたいと思ひます。

○古村政府委員 先生おっしゃいますように、アメリカは確かに非常に自由なカリキュラムに対する反省から必修教科をぐつと絞つてきた、絞つていこうといふような傾向がございまして。同時に、今度は日本側を見ますと、日本はちよつとかた過ぎるのではないかと、もうちよつと選択の幅を広げた方がいいではないかといふことを日本の中では言われている。ですから、私たちとしては、高等学校の教育水準をきつと保つというこ

とは当然考えなければなりません。

したがって、必修教科というものをきっちり置いて、必修教科の水準というものをやり、そして選択教科の幅をある程度広げるということ。選択の問題は処理をいたしたいと思っておりますけれども、今言っておりますのは、単位制高校は単位の修得によって積み重ねるということですから、一つ一つの単位というのは、これは必修教科であれ選択教科であれ、一定の水準を修得したということを実証することになるわけでございます。したがって、そのことが直ちに学力水準につながる話ではない。学力水準を決める問題は、学習指導要領の中で教科の決め方だろうというふうに思うわけでございます。

○石井(都)委員 その多様なカリキュラムの中に先ほどの技能連携もございまして、これは驚いたことに、実務代替というのが入ってきておりますね。この実務代替についてちょっと伺いたいのですけれども、職業一般あるいは家庭一般という科目の中で自分の職場にいる勤務も単位として認めるという中身ですね。家庭一般の例で言いますと、結婚している方は家事もその単位の一部として認めるということがありまして、私もちょっと驚いたわけですが、こういう実務代替、ここまでは広げられますと、一体そういうものをどうやって単位として認定するのか、非常に難しいのではないかと。また、それを教育をしている高校の側が教育をしていないのに単位として認めなければいけないという事になりますと、単位の考え方も非常に変わってくるのではないかとこのように思うわけですが。

実務代替について、特に家庭一般の例で、一体家事などというのはどういうように単位として評価されるのですか。文部省、いかがですか。

○古村政府委員 一般的に実務代替というのはどういう考え方がかということを申し上げますと、定通課程におきまして職業科目を履修する生徒が現にその教科、科目と密接な関係を有します職業に従事している場合で、その職業における実務等が

その各教科、科目の一部を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、その実務をもつて一部にかえることができるというのが実務代替でございます。

したがって、具体的には、家事というのは私もちょっとあれでございますが、一般的に考えられますのは、工場に勤務いたしております、そのときにその工場におきましてやっております仕事と高等学校におきまして工業実習というものとを兼ね合ひ、その共通性というものを学校側が十分認識をしてやっていく。単に工場に勤めていましてというだけではなくて、その実務の実態も評価をした上で認定をするというのが現実にとられております実務代替の制度でございます。

○石井(都)委員 この点で多様なカリキュラムという形でいろいろなものが入ってくるということ、これが考えられるわけですが、私はやはりそういう方向を進めると全日制とは異なった高校教育のレベルダウンということになるのではないかとこのように思うわけですが。

その点で、ぜひとも文部省がこういう点でのしかりとした高校教育の理念をゆがめないというお考えに立っていただくことが大事だということに思うわけですが、また、高校としての学校としての教育をいけば一部崩れていくということにもなっているわけですね。だから、そういう教育の責任のいわば放棄と、強く言えば言わなければならぬような中身になると思うわけですが、その点、ぜひ大臣の御所見を伺っておきたいと思ひます。

○中島国務大臣 御意見を伺っておりますが、私も教育に関しまして、できれば教育の系統性あるいは集団性、そういう中で教育の意義というものは十分認める一人でございます。しかし、系統的、集団的な教育体系をたまたま受ける環境におられない方、こういう方々に教育の機会を失わしめるということは教育の機会均等に相反する、このように思ひます。いろいろな形で就労されておられる方々がいらっしゃるわけでありまして、そういう方々に教育の機会をできるだけ広

める、これが教育の機会均等の一つの思想であらうと思うのです。

そういう意味で、私は二つ申し上げたいのですが、全日制の中でも、それではそういう環境にありながら二割の十一万四千の方々が中退される、これについてはやはり高校そのものももう少し個性的になって、それぞれ学校を選ぶのと同時にその教育内容を選べるというところまでいくのが一つの理想だと思っております。また一方で、そういう環境にない方々のために、先ほどから高校の教育のあり方というのは何かという御指摘もありましたけれども、高等教育におきましては、優秀な研究者を輩出すると同時に質の高い職業人を世に送るということがありますし、じや高等学校の教育はどうかと申しますと、よりどころとしては、教育の目標としては学教法の四十二条にありますように、これはやはり社会人としての自覚をまず持つということが前提にあると思うのです。

そういう中で自分の進路を定め、その中で一般教養あるいは専門教養を修めせしめる、そういう中に一致させていくことが大事なことで、私は思いますので、今進めておりますのは、そういう中で、特に先生おっしゃいますように勤務学生の方々に機会を与えよう、それで定時制、通信制の一つの形態としてこの単位制も考えたわけでありまして、この出発に際しましては当然長所あれば改善すべき点ももちろんあると思ひます。しかし、これを進める上にやはり目標というものには掲げていく必要がある。それには、先ほどから再三申し上げておりますように、そういう方々への機会の拡大、こういうものの上で新たに発足をさせていただきました単位制高校というものは必ずやよき学校教育の一環として発展し得るもの、その長所を今後精いっぱい伸ばしていきたい、そのように私も私どもは考えておるところでございます。

○石井(都)委員 大臣が高校中退の問題にお触れになりましたので、その点でも私も再度伺いた

いと思うのですが、現場の方でもこの単位制高校が高校中退者対策としての意味はある、あるのではないかとこのようにつかんでおられるわけですね。現実にはそういう生徒たちも入ってきているというのはいささか思ひます。しかし、先ほどの金沢中央高校では、もう前期の単位が取れなくて卒業延期になりそうな生徒、そういう生徒に対して学校側が、一度学校をやめてまた勉強したくなつたら来なさい、こういう指導をせざるを得ないというわけですね。これだったら単位制の理念そのものが少しも生きてないということになりませんか。単位も取らずに学校でぶらぶらする生徒が出てくるのが困るという話なんですね。

そこで、局長の御答弁もありましたけれども、この単位制高校というのは、今十二万人という高校中退者、異常なわけですが、そういう全日制からの中退者を通学させやすい学校、そういう形で考えておられるのでしょうか。そういう中退者の対策として本当に有効だということにお考えになっておられるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○古村政府委員 専ら単位制高校が高校中退者に対する対策であるというふうには考えておりませんが、しかしながら、高校の中退者が単位制高校に入つていけば、普通の学校であればもう一回高等学校の一年からやり直すということが、そうでなくて残った単位を取ればよいということになれば、それはより社会的に評価されるものになるのではないかとこのように思ひます。

○石井(都)委員 ちょっとまた角度を変えて、単位制という考え方は全日制にも導入していく方向で文部省としては検討が進められておりますか。○古村政府委員 先ほどから私も申し上げておりますが、高等学校の今後の行き方というのはやはり十分検討すべきだろうということと七月に高等学校の個性化に関する調査研究会議というものを発足させたというふうに御説明を申し上げました。その中で、今後高等学校の運営の中で単位制でいくのか、学年制をどうしていくのか、その間の接

点があるのかというものは検討の課題になると私は思っております。ただ、今その方向性についてはつきり申し上げるつもりはございませんが、それは十分検討してもらいたいというふうに思っております。

○石井(都)委員 大臣の御見解も伺いたいと思いますが、続きまして、先日来のこの審議の中で大臣の御答弁もありましたけれども、単位制高校の設置の趣旨が生徒学習としての観点からだということが強調されているわけですね。そうして今のお話のように、単位制は全日制にも適用する方向で検討ということになりますと、高校が限りなく社会教育へ接近することにならないでしょうか。生涯学習としての観点という点で、高校に社会人の受け入れとかが非常に進むわけです。それは今までの高校からすると全く違ったものに変わっていくと考えられるわけですが、その点で大臣の御答弁をいただきたいと思っております。

○中島国務大臣 これについては、二つまた申し上げたいと思うわけでございます。後期中等教育が変わっていくというわけではなく、いかという御懸念が一方にあると思うのですが、私が生涯学習の観点で考えるべきだと申し上げるのは一つありまして、具体的に先生おっしゃいますように、一度社会に出た方がまたそこで学ぶところという意味もございまして、もっと正しくは、私がさっき申しましたように、生涯学習の観点と申しましたのは、限られた八十年の生涯をいかに意義ある社会人として過ごすか、その中の重要な教育の一環である。それではそこで限られた高等学校の教育は何を目指すのかと申しますと、中学校教育をもとに置きましてその上に普通教育、専門教育を学ばしめるところであるというのが四十一條でございます。四十二條の二号にまさにはその目標としては「社会において果さなければならぬ使命の自覚に基き、個性に応じて将来の進路を決定させ」というのが前提にありまして、そして一般的教養、専門的技能を習熟せしめる、こういうことでございまして、私はそのも

のをつまり生涯学習の視点でとらえていった方が正しいのだ、これがそれぞれに御自覚があれば私は単位制高校に学ばれる方が自分の自覚がしっかりとっておれば、単位制高校というものをよりよく活用していただきながら学んでいただければ、こう思っております。それが一つです。

もう一つ、お答えしなければならぬと聞いておって思いましたのは、では一般の全日制高校に単位制というものを考えていくことは、これも高校教育というものを變形させてしまうのではないかと、先ほど私が、わざと云っては失礼ですが、こちらから提起をいたしましたのは、全日制高校の中にも十一万四千人と、中退者の方々がおられるではないか。それは高校そのものがもう少し個性化、弾力化があることによってその方々をより学びやすくすることができるとは、ないか。その中の一つに学年制というものがこのまま固定していいのだろうかという議論があるわけでありまして、そういう意味で学年制の中にも単位制というものをもう少し弾力化して考えていくべきではないかということでありまして、決して今の高等学校教育を變形し、あるいは失礼ながら破壊するということではなくて、むしろそういう実態面からして弾力化していくという考えの一環であるということをお願いいたします。

○石井(都)委員 中退者の問題について言いますと、学年制があるから中退者がふえるということではないと思うのです。というのは、大体どのデータを見ても、高校へ入学して前半で間もなくこの高校が合わないということをやめておられる方が多いわけですね。それから普通科、職業科で分けますと、二対一の割合で職業科の生徒が退学しているのです。やはり入るときに問題があるわけですね。不本意な入学しているわけですね。だから、そのところを見ていただかないと中退者の問題で単位制をつなげたら違うのではないかと。それから、現実の高校でもやはりもっと入退学についての条

件を緩和というか、それこそ弾力的に考えれば救えるという問題があると思うのです。それらの方こそ私はぜひ手をつけるべきだ。中退者を何とか救う措置として単位制高校が非常にメリットがあるみたいと言われますと、これはやはり解決の方角を誤るのではないかと、これが申し上げたい点です。

それから、大臣に反論するようだけれども、まさに単位制というのは自分の自覚があればそこで教育が有効に行われるという話ですが、今の高校で一体生徒が——自覚を持って学ぶような生徒がいれば本当に問題はないと思えます。そうでないから今の高校教育は現場が大変混乱をし、先生方も悩んでいらつしやるわけですね。だから、何かそういう現実と離れたところで条件を設定してもやはり現実にはそれが適用できないという問題があるように思うわけです。

そういう点では、話が全日制の交換も含む高校教育の全面的な問題として私も考えているわけですが、それと、ぜひこの点で、今文部省内で進めておられると思いますけれども、高校教育の個性化等の推進に関する調査研究協力者会議でございますね、その議事録といえますか会議録についても逐次公開していただいて、大いに議論を進めていただきたいというふうに、この資料の提出を要求しておきたいというふうに思います。

次に、最後に今高校教育全体の問題ということになってきましたので、特に高校中退と関連いたしますし、全日制高校の問題についてお伺いをしたいというふうに思います。

定時制に在る生徒も全日制に落ちたから定時制にという生徒たちが六割から七割だというふうに言われております。私も、そういう意味で全日制高校の増設という問題がやはり重要な課題だというふうに思っております。高校の建設補助費の問題でまず伺いたいのですが、ことしで切れるのではないのでしょうか。その点で、どういう状況になっていきますか、ちよつと御説明いただきたいと思います。

○倉地政府委員 高校の急増対策を目的といたしまして設けました新設高等学校の施設の整備の補助金でございますけれども、これは本年度限りというところになっておる次第でございます。

○石井(都)委員 文部省内では来年以降のようにされませんか。

○倉地政府委員 先ほど申し上げましたように、高等学校の急増にどのように対処していくかということについて設けられた補助金でございます。今までやっておりました高校建物についての地方債とか交付税による措置の例外措置として設けたものでございます。高校急増に対する施設の整備は各都道府県でおおよそ終わっているわけでございますので、今後急減するような事態が来ても関係もございまして、さらにこの措置を継続していくということは極めて困難ではないかというふうに考えている次第でございます。

○石井(都)委員 学級定数について伺いますけれども、世界の教育改革が進んだ中では、まさに学級定数の改善こそ進められてきたわけでして、上級学年に行くにつれてクラス定員は少なくなるというのが大体世界の趨勢だと思っております。

これはアメリカの例でも、インディアナ州は、一年から三年生、三十人、四年生十八年生が三十四人ですけれども、九年、十年、十一、十二年、上級学年というのは二十八人以下ですね。ちよつと米ソという点で比較をしますと、ソ連もそうです。一年生から九年生までは三十人、十年、十一年生は二十五人。そういう点からすると、私は日本の高校がクラス四十五人、これは本当に後進国並みですね。私立では五十人を超えるというクラスがさらにあるわけですね。私はどうしてこういうことが放置されて、世界の中の日本、二十一世紀の教育改革ということが言えるのだろうかというふうに思っております。

高校の生徒はちよつと九〇年をピークに激減期を迎えるわけですから、そういう時期こそ高校で四十人学級、三十五人学級という体制をとるべきではないかというふうに思っておりますが、こ

の対策は考えておられるでしょうか。

○倉地政府委員 高等学校の教職員定数、学級編制の問題であらうかと思うわけでございますが、この問題につきましては、現在、五十五年度を初年度といたします第四次の教職員定数の改善計画が進行しているところでございます。私どももいたしましては、この計画の着実な推進に十分努力してまいりたいと考えておりまして、この計画終了後に、今御指摘のありましたことにつきまして、臨時教育審議会の答申も踏まえまして種々検討すべき課題ではないかというふうに考えている次第でございます。

○石井(郁)委員 今のままの学級定員でいきますと、一九九五年には高校がどのぐらいたぶつことになるでしょうか。高校廃校とか教諭の首切りというような事態は予想されませんか。

○倉地政府委員 先ほど申し上げましたように、私どもも現在の定数改善計画の実施に十分努力しているところでございまして、今御指摘の点についての試算その他の検討について具体的にまだ着手していない状況でございます。そうした数字を申し上げる段階に至っていないのが現状でございます。

○石井(郁)委員 第四次定数改善計画は十六年度で終わりますね。その後についてというのは、もう今から着手しないと合わないんじゃないでしょうか。今、何も検討されていないというのは、十六年度以降どうされるおつもりなのかですね。

○倉地政府委員 御指摘ではございませうけれども、大変厳しい財政事情の中で、この五十五年からは始まりまして定数改善計画を今着実に実施しようという努力をしているところでございまして、いろいろ個人個人が勉強はしておりますけれども、まだ、ここで申し上げるような検討をしているという段階には到達していない状況でございます。

○石井(郁)委員 私どもがちょっと調べたところでは、ピーク時と比べますと九十五年度の入学人数が約二十八万二千人減るわけですね。普通科と

職業科の割合が現在と同程度の七対三、適正規模を一学年八学級として計算すると、四十五人学級のままで、普通科で六百校余る、こういうことになりませんか。ピーク時四十五人学級の必要高校数と、今度は九十五年三十五人学級にした必要学校数が大体つり合うんですね。この計算が合っているかどうかを含めて、私は、文部省は当然急減期対策を考えていなければおかしい、いらっしやるはずだと思っておりますが、世界的に見ても本当に日本の高等学校の定員が異常だというか恥ずかしい状態だと思っておりますけれども、この時期に解消に向かうということでは、さういふ文部省の決意をお聞かせ願いたいと思うわけですね。

○倉地政府委員 御指摘の点は、私どももいたしまして大変重要な重大な課題だというふうに考えている次第でございます。今後鋭意いろいろと勉強を続けてまいりたい、さういふ考えている次第でございます。

○石井(郁)委員 大臣、いかがですか。

○中島國務大臣 御指摘の点は確かに重要なことだと思っております。具体的に局長等と検討いたしまして最善を尽くしてまいりたいと思っております。

○石井(郁)委員 非常に具体的に何か一歩も踏み出していないような感じがして残念でならないわけですね。でも、高校進学率が九四%、しかも圧倒的にやはり全日制への進学を希望していらつしやるわけですね。やはり文部省はそういう国民の願望という声をききとこたえる、それが文部省としての教育条件の整備という第一の優先課題だと思つていいですね。それが一向に何かあまいで、それで盛んに単位制高校の方が何か持ち上げられるという点ではとても納得しがたいわけですね。

先ほどの建設費補助費の来年度の課題もはっきり考えられていない。大阪で言いますと、マンモス校一学年十六クラスというのが二校あります。十四クラスは十二校です。十三クラスが六校もあります。とても先生は生徒の顔も覚えられないという詰め込みになっているわけですね。そういう状態を本当にどのように変えていくのかという点で、再度文部省の決意を伺いたいわけですね。

ぜい委員長にもお願いしたいと思うのですが、この高校問題では、やはり文教委員会としても小委員会なりをつくるなりしてもっと積極的な対応を考えるべきじゃないでしょうか。

○中村委員長 今の石井委員の御指摘につきまして、理事会で各党協議させていただきます。

○中島國務大臣 繰り返すようでございますが、最善の努力をいたしてまいります。

また、先生おっしゃる通りに、その前の御質問でございますが、単に全日制と単位制というのでなく、その前に私申しましたように、こは全く先生と同感なんです。理想的に言えば、高校そのものがそれぞれ多様化、個性化をいたしまして、履修する生徒諸君が学校を選ぶというよりは、教育内容を選んで履修の機会を持てる、そういうことになるのが理想的である、私もそう思います。それに向かひまして最善の努力をいたしてまいりたい、これもつけ加えてさせていただきます。

○石井(郁)委員 議論が十分ではなかつたわけですね。先ほど来の単位制高校をめぐる議論でも、私は、やはり限りなく社会教育の方に近づくのではないかとこのように言つたわけですね。でも、学校教育法で定めている高校教育の理念、義務教育の卒業生に対して高校教育を保障する、それはすべての国民に開かれていふものだというところからしても、やはり学校教育法の高等普通教育の理念、内容あるいは専門教育の完成、またさういふ将来の子供たちの育成、そういう目的から見ても、今回の問題というのはやはり高校教育の全面的な転換につながる、その一歩になるというふうには思わざるを得ないわけですが、その点で、学校教育法上の高校教育の目的、それを文部大臣に伺つておきたいというふうに思います。

○中島國務大臣 学校のあり方、教育のあり方、これは重要でございます。したがって、繰り返すようでございますが、そのよりどころと申しますか、その目標というものは何かと問われれば、学校教育法四十一条、四十二条に掲げられておる高等学

校のあり方、これを胸に置きまして、そして後期中等教育の充実をこれから全力で図つてまいりたい、こう考えます。

○石井(郁)委員 本法が定時制、通信制課程の問題ということにとどまらない問題を含んでいるというふうに私どもは認識しているわけですね。高等教育全体のあり方にかかわつて幾つかの質問もしてまいりました。しかし、残した問題も大変多いわけですね。そういう点で、あと幾つか課題を申し上げまして、私はやはりこの学校教育法の一部改正案にもっと徹底した審議をということをお願いしたいというふうに思つております。

一つは技能連携についてですけれども、この問題は、やはり昭和三十六年、そしてその前後にいろいろ議論されましたように今日新たな議論も必要だというふうに思つております。企業が行うべき職業訓練教育、それを高校教育、そこには専門教育を含むわけですね。でも、高校教育でどうそこをリンクさせるかという問題は、その区別と関連があるように思つております。そういう点でもつと突っ込んだ議論が必要だというふうに思つております。

また、単位制高校については、私はきょうは主として教育の水準という教育内容の面から質問をいたしましたけれども、たくさん問題点がまだ残されていると思つております。先生方の勤務条件もあると思つております。それから、学校の施設設備の問題も思つております。また、この単位制高校には社会人の講師ということがうたわれておりますので、そういう点でも社会教育との区別という問題をどうするかという問題があります。このことは私は触れることはできませんでした。

それから、大きな問題点は、まさに今の後期中等教育をどうするかということですね。でも、高校の多様化という政策は、文部省、戦後ある時期からずっと進めてまいりましたね。今度の臨教審の後期中等教育の多様化、弾力化というのは、高校教育を新たな段階で多様化を進めるといふよう

なわけですね。でも、高校の多様化という政策は、文部省、戦後ある時期からずっと進めてまいりましたね。今度の臨教審の後期中等教育の多様化、弾力化というのは、高校教育を新たな段階で多様化を進めるといふよう

に考えられるわけです。そういう意味で、この高校の多様化政策は、過去進めてきたものは一体どういうものであったのか、高校の現場に何をもちかけたのかということの総括や評価も必要だと思ふのです。そのことは私も時間的に一切触れることができませんでした。

最後に、大変大きな問題は、生涯学習という問題です。生涯学習の観点から後期中等教育の多様化というふうな言われているわけですが、これもこのことは今この文教委員会では議論が始まったばかりです。臨教審の答申はあったと言え、そうだけれども、そうなりまると、初めに臨教審ありきで、臨教審の教育改革は既成事実としてどんどん進んでいる、文教委員会ではその後追いの法改正をしていっている、私は何かそういうふうに思われてならないわけです。だから、文教委員会でも議論もしてない生涯学習というのが大前提でいけば押しつけられてきたものでは、これはちょっと議論が本末転倒ではないかというふうに思ふわけです。審議会決定を国会に押しつけるという点でも、私は国会の審議の軽視につながるという点で重大な問題を持っているというふうに思っています。

いろいろそういう点で、この学校教育法はここで後で採決ということになるのでしようけれども、審議時間としては八時間ですね。この単位制高校も新構想の高校として随々しく打ち出しているわけですから、私も、かつて新構想と言え、筑波大学の新構想大学を思ふわけだけれども、あの筑波大学のときには、伺いますと文教では五十数時間議論をしたということがあります。それから見ると、何か高等教育を軽視していることにもつながるのではないかと。八時間くらいで戦後四十年続いてきた定時制教育の問題が根本的に変換されるということになりますと大変問題を残さざるを得ないというふうに思ふわけです。

そういう点で、慎重に徹底した審議をあくまでも要求をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○中村委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中村委員長 これより討論に入ります。
討論の申し出がありますので、順次これを許します。逢沢一郎君。

○逢沢委員 私は、自由民主党を代表いたします。学校教育法の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。

現在の我が国の高等学校は、九四％の者が進学する国民的教育機関となっており、平均的にはおおよそ良好な状況にあると言えます。しかし、個々の生徒の状況を見ると、中退者問題などにあつては制度と運用の両面で画一的、硬直的と言わざるを得ない面があり、極めて多様化している生徒の実態に必ずしも適合していないという問題があります。

これからは、生徒一人一人の能力・適性・興味・関心等に応じた教育を選択できるようにし、その個性の伸長と多彩な才能をはぐくむことが重要であり、そのためには、高等学校がそれぞれ特色を持つこと、すなわち学校自体の個性化を推進するとともに、高校間における連携等によって、生徒の実態に応じ、多様な教科・科目を選択し得るようにならねばなりません。

このような全体的な高等学校教育の変化の中で、特に定時制、通信制教育は生徒の変化等によつてさまざまな問題が生じており、多様化、弾力化の方向に沿つてその改善を図っていくことは今や緊要な課題であります。

したがって、こうした実態上の変化に応じ、今後は、より学びやすい、より魅力ある定時制高校、通信制高校になるように改善することが重要であり、今回の法改正は、その一つの方策として極めて重要と考える次第であります。

まず、修業年限の弾力化については、今日においても既に三年間で高等学校を卒業するために必要な単位を履修しているにもかかわらず、修業年

限が四年であるために卒業できずにいるという実態が生じており、そのことが定時制高校、通信制高校を敬遠させている面があるのではないかと考えられます。その意味で修業年限の弾力化は、一日も速やかに措置すべきであります。

なお、この修業年限の弾力化については、勤労青少年が学習することが困難となるのではないかと懸念する意見もありますが、今回の改正は、今日の生徒の実態等にかんがみ、特段の支障がないと認められる者については、三年でも卒業し得る道を開くところにその意義があるのであり、そのような問題は生じないものと考えます。

また、技能連携制度については、これにより、定時制、通信制の課程に学ぶ勤労青少年の学習負担が軽減されるとともに、それらの生徒の職業教育において実践的な技術・技能教育が行われることになったものと評価するものであります。

今回の改正案は、指定の基準は従来どおり国が定めることとしてその水準を担保しつつ、技能教育施設により近いところにある各都道府県において施設の実態を踏まえた運用がなされるものと期待されるので、国と地方の役割分担の見地からも極めて妥当な案であると考へます。

以上の理由で本案に賛成するものであります。最後に、高等学校における定時制、通信制教育の振興が図られるとともに、学校教育が一層充実発展していくことを期待して討論を終わります。

○中村委員長 次に、山原健二郎君。

○山原委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、学校教育法の一部を改正する法律案について反対討論を行います。

まず、本委員会に課せられた責務について一言触れなければなりません。それは、法案の基礎になつて臨教審答申が、たゞいま国会の最大の課題になつてくるリクルート疑惑に深くかかわつてくることでもあります。江副氏が臨教審の専門委員に対して非公開株を譲渡し、また、江副氏自身も教育課程審議会委員、大学審議会委員になつておられるのであります。まさに、今日政府が進

めている教育改革の根本が汚されていたという疑惑が持たれている重大問題なのであります。私は、この説明こそが法案審議に先行して徹底説明されるべきものであることをこれからも強く主張するものであります。

この法律案は、約四十年の歴史を持つ定時制、通信制の全面的な転換につながる内容を持つものであり、その重要性から見て、定通制関係者を招いて参考人質疑をすることなども当然でありながら、それすら行われなかったことについては極めて残念と言わなければなりません。

反対理由は、第一に、定通制の修業年限の短縮は、働きながら学ぶ勤労青少年の後期中等教育の保障ができなくなるということでございます。しかも、定時制課程を三年で卒業するためには、通信制との併修、専門学校等での技能連携などが不可欠となり、生徒にとっては過重負担になることは必至であります。また、技能連携施設の指定を大臣から都道府県教育委員会に移管することは、高校と専門学校等の技能連携が安易に拡大されるおそれもあり、定時制、通信制高校で学ぶ生徒に対し、全日制課程の生徒と平等の教育内容を保障せず、低い水準の教育に押しとどめることになると言わなければなりません。

第二に、法案審議に先立ち、既に省令改正により単位制高校が発足していますが、これは学校教育と社会教育の差をなくしていくもので、学校としてのまとまりを全く欠く結果となり、容認することはできません。この単位制高校を全日制高校にまで拡大しようとする意図が感ぜられますが、このことは戦後、総合制をとつた高校教育に複線化の道を開くものであり、断じて容認することではできません。したがって、後に提出されるであろう附帯決議につきましても、単位制高校については削除を求めるものでございしますが、他の部分は改善に当たりますので、賛成する意思をここで表明をいたしておきます。

最後に、今求められているのは、勤労青少年の教育機会を保障する定通制高校の充実であり、後

期中等教育の条件整備であります。その方向に逆行する本法案の廃案を強く要求しまして、反対討論を終わります。

○中村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○中村委員長 これより採決に入ります。

第百十二回国会、内閣提出、学校教育法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中村委員長 ただいま議決いたしました本案に對し、鳩山邦夫外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の四党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。佐藤徳雄君。

○佐藤(徳)委員 私は、提出者を代表いたしましたので、ただいまの法律案に対する附帯決議案について御説明を申し上げます。

まず、案文を朗読をいたします。

学校教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、高等学校教育の重要性にかんがみ、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一定通課程の教育について、その充実を図るため、単位制高等学校等の教職員定数、施設・設備などその条件整備について、所要の財政措置を速やかに講ずること。

二 技能連携制度については、学校教育法に規定する高等学校の目的に即した適正な運用に努めること。

三 定通課程の制度創設の趣旨にかんがみ、今後とも勤労青少年の修学奨励策の充実に努めること。

四 第四次公立高等学校等の学級編制及び教職員定数の改善計画について、その計画期間内

達成を図るとともに、その後の改善計画について検討を進めること。

以上でございます。

その趣旨につきましては、本案の質疑応答を通じて明らかであると存じますので、案文の朗読をもって趣旨の説明にかえさせていただきます。

何とぞ御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○中村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中村委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に對し、文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中島文部大臣。

○中島國務大臣 ただいまの御決議につきまして、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○中村委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中村委員長 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

午後一時三十五分開議

○中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石渡照久君。

○石渡委員 オリンピックが終了しました。東京オリンピックがすばらしい秋空であつたように、ソウル・オリンピックがすばらしい青空であつたことを本心にうれしく思いました。本心によかつたなと思ひました。

さて、スポーツの振興について、特に主として競技スポーツについて御質問をさせていただきます。よろしくお願ひを申し上げます。

過日、韓国で行われたソウル・オリンピック大会は、オリンピック史上最大の規模を持つて成功裏に終了しました。我が国からも、隣国での大会として東京オリンピック大会に次ぐ規模の選手団が派遣され、国民に感銘を与える活躍も幾つか見られたのでありますが、全体の成績としては金メダル四個、銀メダル三個、銅メダル七個と前回のロサンゼルス大会より大きく後退し、国民の期待に十分こたえられなかつたのであります。

その要因としては、幾つか考えられると思ひますが、その一つとして諸外国が選手強化のため多額の資金を注いでいるのに比べ、経済大国日本は選手強化予算が余りにも少ないのではないかと。ソ連では金メダリストに二百六十万円の褒賞金を支給するなど、諸外国のメダリストに対する処遇には大変なものがあると聞いています。

一方、日本選手は多くは仕事や学業と練習との両立に悩んだり、練習場所の確保にも困るなど、厳しい条件の中で励んでいるのであります。これらの解決のために、まず日本体育協会や各競技団体の選手強化事業に十分な資金援助が必要であります。

次に、より根本的な問題として、日本のスポーツ界の体質が、選手が最大限の実力を発揮するのを妨げている面があるのではないかと。例えば、日本のお家芸ともいふべき柔道の予想外の不振は数年来の内紛が原因の一つとなつていないのではないかと。また、自転車のある選手も、国民に期待されながら実力を発揮できずに終わったのは、競技団体のコーチ陣に對立があつたのも一因ではないかということも聞いております。このように日本のスポーツ界における指導、協力体制の問題があり、日本体育協会そのもののあり方も含め根本的な見直しが必要ではないかと。そのための一方策として、体協及び競技団体の運営やスポーツ行政に對し若手指導者や現役選手の意見を反映させることも考えるべきではないかと思ひます。

さらに、今や世界のトップレベルのスポーツは科学の戦いとも言われているときになつております。我が国のスポーツ医学、科学への取り組みに立ちおくれているのではないかと思ひます。

以上の点を踏まえて御質問をいたします。

ソウル・オリンピックにおける日本選手団の成績についてどうお考えでありますか、その不振の原因は何であつたのでありましょうか、大臣にお尋ねをいたします。

○中島國務大臣 まず、お尋ねの冒頭にソウル・オリンピックの成功を祝つておられました。私もともどもに一番近い国で多くの参加国を得て成功裏に終わられたことを心からお喜びを申し上げます。次第であります。

そういう中からの確かな御指摘をいただきました。その中でソウル・オリンピックの成績をどう思ふかということですが、先生が冒頭に言われました幾つかの御指摘は非常に當を得ておると思ひます。翻つて、選手諸君の努力、これは私はよくやつたと言つて褒めてあげたいと思つております。

どこに問題があるかという、言うなれば私どもに問題があつたのではないだろうか。とするならばどうしたらいいのかという観点とあわせてお答えをしたいと思ひますが、たまたま総理のもとにスポーツ振興に関する懇談会が持たれました、この春先に一応の御意見をいただいたわけで

あります。しかし、これは私的懇談会でございますので、正式な審議会としては文部省におきまして保健体育審議会でお預かりをして審議をしていただくのが一番よろうということで進めておりまして、この八月に中間のまとめをいただいておりますので、これをお読みのことと思います。

その中で、強いて私が言葉で言えば、これから四つの方向に従ってスポーツを振興させていきたい。その一つはジュニア対策でありまして、小さいときから、幼児のうちから才能を発見する。第二は、それなるがゆえにより指導者の育成が必要だ。コーチその他であります。これを進めなければいけない。第三番目には、さはさりながら、これは根性論だけではいけないのであって、おっしゃる通りにスポーツ医科学との連携がぜひ必要である。それから第四番目には、各年齢あるいは各種目によりまして適正なカリキュラムを組んでいく、こういうことが必要であろう。これを私どもは四つの柱として進めていくところでございまして、振り返って、その面でも欠けておった面があったのではないかな、まずそういう反省は私どもいたしておるわけでございます。

これから取り組んでいきますにつきましては、今申し上げた保体審の中間答申、あるいはまた今さらに御審議をいただいておりますので、それを的確につかまえていただいて、そして今おっしゃったようなインセンティブの問題あるいは体協に対する資金面での援助の問題、この点も今まで八億数千万をソウルの強化資金で出しておりますけれども、六十四年度ではこれを大幅にふやしたいというようなことは概算要求で要求はいたしておりますが、さらに皆様方の御鞭撻を得て充実させてまいりたい。

以上、冒頭それだけをまず申し上げさせていただきます。

○石渡委員 ローマ大会が十七個、東京二十九、メキシコ二十五、ミュンヘン二十九、モントリオール二十五、ロサンゼルスは三十二、ソウルが十四、メダルの獲得数であります。大臣、この次の

バルセロナにおいてメダルがどのくらいとれるとお考えでしょうか、あるいはどのくらいとりたいとお考えでありますでしょうか。

○中島国務大臣 これは過去のことを申し上げますと決して言いわけをするわけではございませんが、ソウルの意義と申しますのは、前回のロス・オリンピック、これは表現は悪いのですけれども、東側の国が参加しておらなかった、その前のモスクワ・オリンピックには西側の国が参加できなかった、そういう面ではよい選手が一堂に会せなかったという不幸な面がございまして、そういう面でのときのメダルは多かった。しかし、今度は非常にスポーツ水準の高い国が集まった。そういう中でいい成績を残すということは非常に困難な状態であったということはあるわけであります。

恐らく次のバルセロナもソウルに負けないような参加国を得たよきスポーツの祭典として持たれると思っております。これを幾つというように限定したことは申せませんが、私どもははっきり申せば、スポーツ全般の底辺を広くしたいという中で可能性の強いものはより徹底的に競技スポーツとしては伸ばしていく必要があるのではないかと。これを言うと、ではほかはどうなるかということでありまして、底辺は広く、生涯スポーツとしては全国民がスポーツに親しみ、その中からエキスパートというものは確実に育て上げていく、こういうことで幾つということも申せませんが、けれども、一つでも多く、そしてスポーツ大国といふことは世界に申し上げて何ら摩擦の起きない面でございますので、大いに充実をさせていきたい、このように考えます。

○石渡委員 私は、二十五個ぐらいこの次とればいいのじやないか、こう思っておるわけでございまして、それは、東京が二十九、メキシコが二十五、ミュンヘンが二十九、そしてモントリオールが二十五という、まことにごら合わせではございませんが、そんなように個人的には考えておるわけでありまして、

しかし、今大臣おっしゃる通りに、確かに底辺

を広げるといふこと、こちら辺が外国の取り組みとちよつと違ふのかと思ふ点があるわけでありまして。ソビエトの小中学校ですか、金づちの子供が八割だといふようなことで、いわば選手強化といふことに国が偏り過ぎていっているようなことも一つの証左としてそんな話もあるくらいでありますから、そこに日本の成熟社会に近づいていく点の難しさがあるかと思ふわけでございまして、いずれにいたしましても官民挙げて努力しなければならぬことであらうかといふふうに考えるわけでございまして。

次に、体協に対する補助金のことでありますが、先ほどもちよつとお触れになりましたけれども、大幅な増額が必要だと考えるわけであります。シーリング枠を外すというぐらゐの決意で予算獲得に臨まなければならないのではないかと。それからまた、もう一つ、民間資金の導入を図るなど体協予算の大幅な増額について積極的な工夫をすべきだと考えます。補助金並びに民間資金の導入について御意見をいただきたいと思います。

○坂元政府委員 確かに諸外国に比べますと若干国の手当てが少な過ぎないかという御指摘も受けるわけでございまして、来年度の体協に對する補助金でございまして、金額として一番多い年といふのが五十六年度でございまして、この年が十六億八千万円でございまして、五十七年度から御承知の例の臨調答申に基づく緊縮財政予算が開始されたわけであります。その後だんだんその影響を受けて徐々に減額されてまいりまして、六十三年度、本年度でございまして、十三億円でございまして。そのうち選手強化事業といふのは八億七千万円でございまして、来年度は、特に選手強化事業につきまして今年度より五億増の十三億七千万円、トータルで十八億二千万円の概算要求を今財政当局におつ付けているところでござい

えました五十六年度より約一億五千万ばかり大きい増額要求になるわけでございまして、この要求額につきましては最大限の努力をして確保してまいりたいといふふうに私ども考えているところでございまして。

それから、民間資金の導入の点でございまして、現在でも体協に對する補助金は、特定公益増進団体に体協が指定されておまして、税制上かなり有利な取り扱いができるようになっていっているわけでございまして。この制度に乗りまして体協に入つてまいります民間資金、寄付金というのが昨年度のベースで申し上げますと約六億六千万円ござい

ます。それから、先生も御承知の「ガンバレノニッポン」キャンペーン、いわゆるオリンピック選手をPRに使用して企業がテレビ広告などをすることという、その広告収入でございまして、六十一年度から六十四年度までの三カ年にわたつて体協としては十億円の募金目標でスタートさせましたが、これが現在の六十三年度が全部終わらない段階で十一億四千万以上の収入が上がつておりまして、最終的には十二億四千万に上るんじゃないかといふふうに私どもも期待はいたしております。そういう形で体協自身も民間資金の導入については鋭意努力をしております。

一方、先ほど大臣が申し上げました総理のスポーツ振興懇談会、それから私どもで今審議をお願いしております保健体育審議会のさきの八月の中間報告の中にも、相当規模の民間資金を導入したスポーツ振興基金といふものを創設して、そしてその果実でいろいろな事業をやるべきではないかという御提言をいただいております。相当地規模の資金を有するスポーツ振興基金を私どもはぜひ早急に創設したいという考えのもとで、来年度はどういう規模でどういう中身の事業を行うかという点について、それからどういう集め方をするかという点を十分検討するということで調査会を開きたいということで調査費の要求を現在しているところでございまして。この調査費を獲得

しまして、この調査に基づきまして、できるだけ早い近い将来にスポーツ振興基金をつくりまして、その果実でスポーツ振興のための事業を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○石渡委員 六十三年の二月二十七日の衆議院予算委員会では中野秋委員が体協の予算について触れられておりました。「日本が十一億台」、これは十二億の間違ひじゃないかと思いますが、「お隣の韓国が八十億、中国が百十億」というような指摘がされたことにつきまして、「総理大臣のもとに」スポーツ振興に関する「懇談会が過般設けられました。」「答申も出てまいります」と思いますが、「そんなに大きな金のかかる話じゃ実はございませんで、意義のあることであれば、それはお金を惜しむことはないと思っております。」こう宮澤大蔵大臣が答えておられます。ぜひそういうことで、大蔵大臣もはつきり予算委員会ですう言っておられるわけでございまして、ひとつ文部省にも頑張っていただきたい、私も一生懸命やらせていただくことを申し上げておきます。

先般、自民党のスポーツ振興に関する特別委員会とスポーツ振興議員連盟の合同会議がありました。お聞き及びだと思いますが、大変厳しい意見がこれに出されました。それは、体協や文部省が、こういう意味もあろうかと思うわけでありまして、いずれにしても再建の根本策を練らなければならぬというあらわれだと感ずるわけでありまして。競技スポーツ関係団体やスポーツ行政に若手指導者を登用して現場の意見を選手強化に生かす方策を考へるべきだ、積極的にそんなふうに考へるわけですが、御所見をお伺いいたします。

○坂元政府委員 まさにそのとおりだと思います。一般的に私どもいろいろな審議会を持つておりますが、スポーツ振興に関する審議会でも委員を選ぶことになりまして、各界各層の代表者を集めてやるということになると、どうしてもある程度の年齢

の行った人が代表者として出てくるというのが通例でございまして。したがって、私もはなるたけ実際に競技をし、ついこの間まで現役であったという方々から実際の競技者としての国なり競技団体に対する言うべき苦情と申しますか、要望というものを直接聞いて行政に反映させていくことが重要だろうというふうに考へております。

そういう観点で、私ももの保健体育審議会の委員に、例えば柔道の山下選手、それからバレーの三屋選手あるいは水泳の田口選手など三十前後の比較若い委員にも委員をお願いいたしまして、随時いろいろなことを伺っているわけでございまして、それだけではなくて、私も来年度からは文部省にスポーツアドバイザーという形で若手のメダリストにスポーツアドバイザーとして委嘱いたしまして、直接その方々からストレートに、先ほど申し上げましたような競技者としての要望というふうなものをよく聞いて、そして行政に反映させていきたい、そういう予算を概算要求いたしておりますので、これまた私もぜひ概算要求を取りまして、来年度からそういう制度を発足させていきたいというふうに考へているところでございまして。

○石渡委員 体協の役員の年齢構成をちよつと調べたのでありますが、理事、監事の平均年齢が六十四歳、評議員が約六十六歳ということで、最高年齢が理事、監事が八十一歳、評議員が八十五歳ということとございまして。年代別の方も調べたのでありますが、やはり六十代が中心らしいの年齢構成になっておると思ひます。ロサンゼルスあるいはベルリンの栄光を担われた方々はそれなりの大変貴重な存在でありますけれども、戦後四十年たつております。やはり戦後のいろいろな活躍された方々、あるいはそういう考へ方等の人たちによつてもうそろそろ中心の構成がされていくのじやないかと思つておるわけでございまして。続きまして、現在計画中の国立のスポーツ科学センターの進行状況についてちよつとお尋ねをいたしたいと思います。

○坂元政府委員 スポーツ医科学を中心にして競技力向上を図るといふ国立スポーツ科学センターにつきましましては従来から私もいろいろな調査等を行つてきておたわけでございまして、本年協力者会議を開きまして、どういった構想で国立スポーツ科学センターをつくっていくかということを検討していただきまして、場所は、先生も御承知かと思いますが、旧教育大学の体育学部跡地であります渋谷の西原地区にスポーツ科学センターをつくるということにいたしております。来年度は基本設計料を八千四百万円ばかりですが要求いたしまして、再来年度に実施設計、そしてさらに翌年度から二年間にかけて実際の建設に入りたいと考へているところでございまして。

一方、これは競技によつて、例えばシンクロナイズドスイミング、飛び込み、柔道、レスリング、競技によつてはこのスポーツ科学センターが実質的にナショナルトレーニングセンターとしての機能を果たせるように宿泊、合宿施設等もつくりまして、広い場所を必要とする陸上、それから水泳の競泳などを除いて、比較的小きな場所での競技できるスポーツについてはそういうナショナルセンター的な機能も果たせるといふ前提で現在調査研究を進めておまして、先ほど申し上げましたとおり、来年度は基本設計料八千四百万円を要求いたしておりますので、ぜひこれも確保いたしたいと考へているところでございまして。

○石渡委員 今プールについてお話がありましたけれども、これは要望といひますか、お話をしておきたいと思ひますが、何か二十五メートル掛ける二十二メートル、こういうことのようにあります。関係者に聞きますと、やはり五十メートル掛ける三十三メートルというところで、この三十三メートルというのは、シンクロとか水球でそうしていただくと大変ありがたい、こういうことのようにあります。ですから、五十メートルが無理ならば、二十五掛ける三十三ということにならないかというようなことをプールの方々から専門的にお聞きしたわけでございまして、お伝えをしておきます。

国際化の時代と言われております。外国との交流の中で最もさわやかであり、最も活力に満ちたのがスポーツ交流であると思ひます。しかしながら競技施設が老朽化しているため日本に招聘できないという種目があるわけですね。例えば水泳などはどうもそうだとお聞きして聞いておるわけでございまして。外国から見れば、経済大国日本でなぜそんなにんだというふうなことになると思ひますし、残念でもありません。またある意味では情けないなと思ひます。やはり私たちが、文化、スポーツにも十分通ずる平和な日本を進めていきたいと考へておるわけでございまして。

飛躍するようですが、ODAの予算は昭和五十三年二千三百億、昭和六十三年七千億であります。十年間に三倍であります。六十三年度、文部省の体育スポーツ予算は二百六十六億、文部省の全体の予算の〇・五八%、一%にも満たないということになっております。十年前と比べても実績で少なくなつていくというふうな実情であります。

ODAの予算は世界から求められているものに誠意を持ってこたへる、そういうものであらうと考へるわけでありまして、生涯スポーツあるいは競技スポーツ振興は日本が世界に対する平和国家へのあかしであるとも言えると思ひますのであります。スポーツ外交によつて日本が世界から平和文化国家であるということを認識してもらふ、そういうようなことが必要だろうと考へるわけでございまして、そのような考へ方に立脚して、最後に大臣の決意をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○中島国務大臣 大変いい御指摘をいただきました。先ほど政府委員からお答えをさせていただきましたが、私が一つ補足したいと思ひますのは、少なくともこれからの選手、コーチに若手を起用したらどうか、そのとおりでございます。さらに今回のソウル・オリンピックを見ましても、そういう選手諸君を育てられた、手塩にかけられたコーチの方々の大変な御苦労があるわけでございまして。シンクロでも練習場を探し探して早朝から練習しなけ

ればならない。これは私も非常に反省すべき点でありまして、そういう施設もつくっておく必要がある。また、コーチのそのような御苦勞を日ごろから私もぐくみ上げていく必要がある。今度ソウルからお帰りになりましたときに、選手のメダリストと同時にそれを育てられたコーチの方々にも感謝を申し上げたところでございまして、そういう方々の御意見をぜひ反映をさせていきたい。

それから、プールにつきましても、おっしゃるとおりでございます。また、私が私見を交えて言わしていただくなれば、学校プールも相当広く行き渡ってまいりました。ただ、これからはできれば地域地域で各学校にと、その御要望はわかるのですけれども、できれば五十メートル温水プールなどを、地域のごみ焼却その他の新施設も拡充しておるところでございますから、それとうまくタイアップいたしまして余熱利用の温水プール、五十メートルでつくっていくことの方が、むしろ地域あるいはスポーツの振興には役立つのではないかと、そういう御理解を得つつ進む時期に来ておるかもしれないな、そういう感じがいたしております。

また、今おっしゃるようなODAその他の問題につきましても、我が国が先進国と言われる中で、やはりスポーツ面でいかに充実をいたしまして、これはもう皆さんから親しまれこそすれ、先ほども言ったように摩擦が起きるような問題ではございませぬ。先生のおっしゃることを体しまして、精いっぱい努力をいたしてまいりたいと思っております。

また、党の方のスポーツ特別委員会あるいはスポーツ議連その他の方々の御意見も拝聴いたしております。今後とも一層ひとつ御鞭撻をいただきますようにお願いを申し添えまして、万全の努力をしてまいることをご注意として申し上げます。

○石渡委員 ありがとうございます。
オリンピックの現況を一つのばねとして、競技スポーツを初めとして、もちろん生涯スポーツ、

国民の体育向上のために文部省が御努力をいただかなければなりませんし、やはり一つの国論というふうなものがあるかと思ひます。そういう中で、今回のソウル・オリンピックの成績は悲観するようなことでは決してないと思ひます。そういうものをばねにして、今後とも精いっぱい、お互いさま努力を重ねてまいりたいと思ひます。

以上で私の質問は終わります。

○中村委員長 次に、中西績介君。

○中西(績)委員 私は時間が大変制限されておりますので、二、三の点について質問を申し上げます。

一つは、リクルート問題です。このリクルートにかかわる江副氏と文教行政とのかわり、いろいろあると思うのですが、この点について一つずつ確認をしていきたいと思いますので、簡単にお答えいただきたいと思ひます。

一つは、リクルートというこの言葉が新卒学生の求職の代名詞になるほど「リクルートブック」というのは就職戦線に食い込んでおるわけでありますけれども、文部省はこうした問題についての指導はどのように行っているのか、この点もお聞かせください。

○中島国務大臣 ちよつと御指摘の点が視点が違ふかもしれないけれども、一般論で申しますと、やはり学校教育というものが生涯学習の重要な基礎的部分であるという位置づけからいたしますと、少なくとも前期中等教育から後期中等教育、そのあたり、それから高等教育、これはまさに先生には釈迦に説法でございますけれども、高等教育の部分の一面ではより質のよい職業人を育てるという点もございませぬ。また、後期中等教育にも、学教法の四十二条にありますように、やはり社会的な責任を自覚しつつ、自分の進路を見定め、そして一般教養や専門教育を受けていくという点からいたしますと、自分の進路を定めるのにはできるだけ多くの情報を得る、また自分が社会に出るときにできるだけ多くの情報を事前に知るといふこ

とは必要でありますし、そういう情報を与えるという点については、これは一般論として意義のあることだと思ひます。

ただ、今おっしゃるのがそういう一般論であれば私はそう申し上げるところでございませぬし、また具体的に御質問があれば政府委員からお答えをさせていただきます。

○中西(績)委員 一般論でなしに、私はリクルートという特定をした話を今からしようとしておるわけですから、その点で明確に言ってもらわないと困るのです。

じゃ、聞きますが、特定のリクルートという企業の就職広告誌あるいは進学広告誌のみを学校を通じて配本することの是非、この点、どうお考えですか。

○古村政府委員 学校は進路指導をやりまます上で就職、進学に関する資料というのはいろいろなところからたくさんあった方がよりベターだろう、そういうふうには思ひますが、リクルートのみ一社の本をそういうふうにして学校へというお話でございませぬ、それは学校側がリクルート一社という形でなくて、学校へ対してリクルート側からそういうアプローチがあつてそういう情報を提供された、その情報を学校側として利用しているというのが現状だろうと思ひます。

○中西(績)委員 それで、またもとに戻るわけですね。それではこうした問題について、各企業から行くやつはもう全部やれと言つて指導しておるか、やはりこの種の問題については学校が主体になつて、どうするかという問題を本格的に追求をしていかなければならぬわけですね。情報が必要だというのはこれはもうみんなわかっている。しかし、それが特定のものに限られていくということになると問題があるのではないですか、こう私は聞いておるわけです。

特に、例えばリクルート社が学生名簿を転売をして問題を起したことがあつたわけだ。こういうふうな学生名簿を大学を通じて入手しておるのではないかという問題があるし、むしろ今度は、

高校などに対していろいろ積極的な働きかけをすることによって、それが全部リクルートとのつながりを強めていったという経過等があるのではないかと私は思ふのです。

一つの例を挙げますなら、リクルートリサーチ調査の問題がありますね。これを見ますと、「六十二年三月卒業生の専修・各種学校入学状況調査」に協力、監修することになった」ということが明らかになつてきておるわけですよ。「昭和六十二年三月卒業生の専修・各種学校入学状況調査」ご協力をお願い」として、全国高等学校長協会の会長小田島という人の名でもって五千七百七十八校の高校長に出して、そしてこの中にこう書いてますね。「リクルートリサーチ企画実施の「昭和六十二年三月卒業生の専修・各種学校入学状況調査」に協力、監修することになりました。」

これだけじゃありません。会議などは、これを見てみますと、高校の進路指導の団体がリクルート施設を使うことはもう周知の事実になつてきているのですよ。これは、高校に幾つもそういう会議の部屋があるのにこういうところを使つておるし、近くはこういうときがあるのです。七月八日に関東地区高等学校進路指導協議会の理事会が東京銀座のリクルート本社内の会議室で開かれることになつておつた。ところが、ちよつと株ばらまし事件が表面化したしまして、新聞記者だとかテレビのカメラマンが本社を取り巻いておつたので、場所を急遽変えたところが、これまた丸の内NKビルの中にあるリクルートの会議室に移されておつた。こういうふうに就職関連だとか進路指導だとかいうものが非常に癒着をしたような状況で、しかも高等学校の校長会から正式にそういう文書が流されて、調査まで一緒にやつていくという状況等が出てきていますね。

ですから、そういう経過を見て、こういう一つ特定の企業との関係を強めることがどうなんですかというのを聞いておるわけです。一番最初から私言つておることは、その点、どうなんですか。一般論ではなくてリクルートの関係ですよ。

○古村政府委員 教育関係団体が一つのそういう情報を出していく企業と非常に近い関係で処理をしているということについて、普通に言えばもっと聞かれた、そういう教育関係団体であってほしいというふうには私は思います。

ただ、その経過としまして、就職情報あるいは進学情報というものを手広くやっているかなり大きな会社の一つである、現在社会的にはそういうふうには認知されているのだからと思います。したがって、校長会あるいは全国進路指導協議会等が一社だけの関係を持つということについては、それはもつといろいろなことがあった方がいいのではないかと思います、過去の経過を見ますとそういう形になっているというふうに理解いたしております。

○中西(續)委員 答弁がわからぬ。はつきりしてもらわねとちよつとわかりにくいですね。

では聞きますけれども、高校の進路指導が何でリクルートでやらなきゃならぬか。各学校なりなんなりには、あるいは東京都なら東京都の教育委員会関係だとかそういうところに会議室などがないのですか、あるのですか。

○古村政府委員 新聞といいますが週刊誌の情報によりまして、そういうふうなリクルートの会社の会議室をずっと使ってきたということが載っております。それについて私の方からはっきり何回使ったかというふうな調査をいたしておりますが、やはり会議室というのはそういうところであるものじゃなくて、学校にも会議室があるでしょう、公の施設にも会議室があるでしょう、そういうところであるのが普通のやり方だろうというふうには思っております。

○中西(續)委員 だから、そのことは是非明確にしておかぬと、このような癒着状態というのが平気で見過ごされていったという過去の経緯があるわけですね。ですから、そのことに対する判断を明確にしておかなきゃならぬと思うのですよ。文部省、どういうふうな方をしていいますか。

○古村政府委員 全国高等学校進路指導協議会と

いうのは進路指導を担当する先生方の集まりでして、自主的な団体でございます。したがって、文部省はどこまでの行政指導、そういう具体的な会議室をどう使うかということまでなかなか私の方では指導をしないのですが、一般的に言えば、やはりいろいろな進路指導というものが公正に行われるというふうな外見的なスタイルも持つべきであらうというふうなことで申し上げるということに相なるかと思っております。

○中西(續)委員 はつきりしてもらいたいと思うのです。こういう特定の企業と関係を深くすることが、結局、自分たちが都合よく――例えばこれをやろうとすると、結局、弁当の手配とか受付とか雑用というもののから一切をリクルートが引き受けてやっておるわけですよ。だから、自然にそういうところに足が向いてしまつて、今度そこから要求される、例えば「広告のイメージ調査をしたいから協力してほしい」といわれ、調査用紙を生徒五十人に配って回収したことがある。生徒は一人五百円の図書券、私は一万円の図書券を謝礼にもらった」というように、学校の中にまで全部そういうふうに入っていく、こういう状況が出てきているわけですね。

ですから、さつき申し上げたような安易に特定の企業と関係を結んでいくということが今大きな問題として出ておるのではないかとと思うのですが、このようなことに対する評価、こういうことはしてはならないと思うのかどうかをはつきりしてもらわなければいかぬわけですよ。そういうなければ、今の答弁を聞いておいたら何を言っているのかわからないのです。だから簡単におっしゃってください。

○古村政府委員 自主性のある団体のおやりになったことではございますが、そういう誤解を招くようなことがないように指導をしてまいりたいというふうに思います。

○中西(續)委員 それじゃ今までは指導はしておらなかった……。

○古村政府委員 そこは行政官庁が全国の進路指

導協議会に対してどういう指導をするかというスタンスの問題になりますが、そういうた会議室をどうするかということまで今まではやってまゐっております。

○中西(續)委員 だから放置してあったし、各学校にそういう特定の企業がどんどん食い入っていても放置しておいた、こういうふうには理解してよろしいですか。

○古村政府委員 放置といいますが、それはまさに学校が主体的におやりになることであるというふうに私たちは認識いたしております。

○中西(續)委員 学校でそのようなことがずつと行われてきたということではありますが、それじゃ、もうちよつとお聞きしましょう。

先ほどから私が何回も言っておるように、特定の企業の発行する広告誌のみが学校を通じて配布されているのではないかとこの声が今までも非常にたくさんあつたわけですね。このような点については、例えば「リクルート進学ブック」だとかあるいは「リクルートブック」だとかいうようなものが次々に入つていったわけでありましたけれども、これについては特別気にもとめなかったし、指導もしておらなかった、これでよろしいのですか、確認をして。

○古村政府委員 従来から進路指導なり就職指導というもののについての情報をどう集めるかというのは、まさに学校が生徒との対応についての情報を集めることでございます。したがって、それがどの社からどういう本、雑誌を買った方がよろしいといったような、そういう具体的な指導はいたしておりません。

○中西(續)委員 私は、どういふものを買えとか何だかんだというのを聞いているわけじゃないのです。特定の企業がそういう現場まで入つていって全く現場の人と癒着をしてみたり、あるいは県教委なり何なりが見過ごすように癒着をしてみたりするような形が出てくるから私はこれを聞いています。

じゃ、もう一つ聞きますが、スーパーコンピュー

ター研究所というのは御存じですか。どなたでも結構です。

○川村政府委員 ただいまのスーパーコンピューター研究所でございますけれども、これはリクルートの会社の内部組織として昨年の四月に設けられたというふうに承知しております。

○中西(續)委員 そのスーパーコンピューター研究所は日米の大学と企業の研究所をネットする共同利用研究機関と言っておるものでありますけれども、そこで聞きますが、江副氏は大学審議会でこのコンピューター研究所などについて、あるいはこの日米の大学と企業の研究所をネットする共同利用研究機関とすることというようなことを含めて民間の共同利用研究機関と総合大学院の関係等について何か発言しましたか。

○國分政府委員 江副委員の大学審議会における発言というふうには承つたわけでございますが、私もそういうような御発言があつたということは承知いたしております。

○中西(續)委員 それじゃ、こういう共同利用研究機関構想等については江副氏からは発言はあつておらなかった。それは、そのときの議事録が何かいたいただけますか。

○國分政府委員 大学審議会におきましては議事録をとつておりませんが、議事要旨ということでおおよその議論というものをまとめておりますが、議事録は用意しておりません。

○中西(續)委員 そういたしますと、そこで私が指摘をいたしましたように、リクルート社というのは土地転がしだけでなしに文教分野における相当いろいろな業務があつたわけですね。例えば「リクルートブック」、これは一般大学生あるいは有名大学生、高校生、高専生向けにあるは各種学校生向けに、企業から広告をとって生徒に無料配布する。その際に、学校を通じて配布をしていく、そのときに、先ほど申し上げたように生徒の名簿まで取り出してそれを今度他の企業にまで売りつけるというふうなことでやってのけた。ここら辺に大変な問題があるということが一つある

それから「リクルート進学アック」、これは高校生向けの大学案内広告誌であるようでありますけれども、これは大学から学生募集の広告をとって高校生に無料で配布するといふものですね。

それと、三つ目にリクルートUSAあるいはリクルート国際パン、この二つの会社をベースにしましたさつき申し上げたスーパードキュメント研究所を設立しまして、ラウル・メンデスという米国海軍大学院の助教授を所長に招聘をしておりますね。そして、そこでもって大学及び企業の研究所の共同利用研究ということを盛んにやっておりますね。

こうした中から江副氏は六十年九月十日からさきの七月十一日まで教育課程審議会の委員をやつたわけですね。同時に、六十二年九月十八日から同じく七月十一日まで大学審議会の委員をやつています。これを見ますと、今、大学審議会は十八人おつて、江副氏がやめたから十七人でしょう。この大学審議会委員の選任をする基準が何かあるのですか。

○國分政府委員 大学審議会委員の選任の問題でございしますが、御案内のとおり、法律上、これは学校教育法で定めておるわけでございますが、文部大臣が大学に関して識見を有する者の中から内閣の承認を経て任命する、こういう法律上の手続があるわけでございますが、具体的には大学等のあり方が社会全体に深くかかわっているというようなことから大学関係者を中心としつても広く各界の有識者を求める、こういうことで選任した次第でございます。

○(中西)續)委員　そうしますと、江副氏というのは文部省なりあるいは文部大臣がそうしたことを認めてなされたわけですね。今あなたがおっしゃったようなことを認められてやられたということになるのですか。

○國分政府委員 お尋ねの趣旨を取り違えており
ましたら御指摘いただきたいと思いますけれども、
先ほど申し上げましたように、大学審議会と

いうものの人選につきましては、大学人といわゆる一般社会人と申しますか、ほぼ半々程度で構成する、こういう基本方針で選任をしたわけでございますが、江副氏は企業人であり、そしてまた学生の事情等にも詳しいということを勘案いたしました次第でございます。

○中西總委員　では、いずれにしましてもそういう選考の目からすると、江副氏ぐらいしかないなかつたということになるのですか。この名簿を見ますと十八名になっておるわけでありますけれども、あれを見ますと、今あなたがおっしゃるように、半々だということを言われていますね。そうすると、財界人というのは数少ない数になるわけですね。そうなつてまいりますと、大變多くの財界人がいる中からこの方が最も大学について適した人だということになってくると、よほど何かの特徴的なものがあつたということでなければそうはなりにくいものじゃないかと私は思うのです。

そうした意味で、この基準というものがはつきりしないわけですから、この点、どうなんでしょう。ちよつと私たちうなずけぬわけです。たくさんおる中で二人か三人を選ぶのにこの人が当たっているわけですから。

○國分政府委員 大学関係者あるいは社会人から委員をお願いしたわけでございますが、どなたが最も適任かという点については客観的な物差しがあるわけではございません。私どもは江副氏も適任であるというふうに判断して委員に御就任いただいたというところでございます。

○中西(續)委員 これを見ますと、大学審議会のメンバーを見ますと、教育関係法にかかわる専門家もいませんし、あるいは国で認めておる日本学術会議のメンバー一人がいるわけじやなし、ですから、選んでいったその経緯がよくわからないものですから、財界人ということになりますと、秩父セメントの諸井さんでしょう、それから野村総研の中川さん、それと江副さんぐらいではないのですか。ウシオ電機株式会社の社長ですか、これぐらいですよ、財界人と名づけられるような人

たちで指名されるような人たち。それぐらいにこの人でなくちやならなかったということになるの
でしようね。

○國分政府委員　社会人と申しますのは必ずしも財界人だけでなくて、文化関係者あるいはマスコミ関係者等も入った意味で申し上げているわけでございますが、ただいま御指摘の財界関係の委員の方、それぞれの活動の様子等を拝見しまして、適任である、この方が一番日本の中で最適任かどうかという点については御議論あるうと思ひますが、私どもは適任であるというふうに当時判断したものでございます。

○中西委員 適任者であるという判断をするに当たつて、私はちよつとあなたたちにお聞きしておきたいと思ひますのは、森元文部大臣がリクルートにはかわり合つておるといふことがはつきりしましたね。これは御存じだと思ひますが、五十九年十二月に三万株を取得をして六十一年十月売却をいたしまして、取得の価格が一株千二百円で三千六百万円、しかもこれはファーストファイナンスというリクルート関係の子会社から金を借り受け、そして公開されたときに売つて一株五千二百七十円、一億五千八百十万円、その差益は一億二千二百十万円ということになっていますね。

このように、やはり江副という人は何も無関係で、利害関係なしにこれほどたくさんの金を一挙にもうけさしてやるということにはなり得ないのではなにかという気が私はするのでね。ほかはたくさんおりますよ。おるけれども、文教関係で出てきたのは、これが明らかに、しかも五十九年に取得をし、六十一年にこれを店頭公開されたときに売却をしたということが言われておるわけですね。関係のないそういう方に売るだろうかということとを私が非常に疑心暗鬼の目で見ざるを得ないようなことがここに具体的に出てきておるわけですね。

しかも御存じのように、七月二十一日に報道された最高裁の決定の中で、殖産住宅事件で、上場

前の非公開株は通常だれでも買えるものでないこと、上場されれば容易に値上がりが期待されることを指摘し、非公開株を購入し得た事実が利益の供与であるとして有罪決定を言い渡したわけですね。また、これは法学者あるいは檢察關係者から見ましても、利益の供与は前々からわかつていた、有罪であるか否かは職務権限が關係していたか否かだけであると言っておるわけでありますから、政治家の非公開株の取得というのは利益供与、職務権限が絡めば汚職になるわけでありますが、汚職だとかなんとかいう前に利益供与されておるといふことは、これはもう事実なんです。何の利益目的もなしに公開予定の非公開株譲渡はあり得ぬ、私はこう考えるわけなんです。

しかし、三十七社プラス一個人というのを除けば、今明確になっている中では個人で三万株というのとは一番大きいのです。これを譲渡されておるわけです。ですから、この江副氏が何も関係のない人に、わざわざ行つて本人が説得をして、金がないと言つたら金まで出してやるなどということはありません。いんじやないか。ということになつてまいりますと、この後に出てきた教育課程審議会の委員だとかあるいは大学審議会の委員だとか、こういうものとかかわりが全く無関係の中でこれがなされるなどということとは到底考えられない。どうですか、大臣。

○中島國務大臣 伺っております。三つばかりいろいろありますが、その中で最後におっしゃいました証券取引につきましては、これは私の先輩大臣ではありますけれども、今おっしゃった点は今の現行法上の中で個人の責任においてなされております経済取引でございますから私どもが言及する立場にはございませんし、そのような種類のものではないと思います。

ただ二番目の、江副氏が大学審その他の審議會に五十九年、六十年に委員になつておられたわけですね。それは私はその時点で判断されたものと思います。またこれは、今の証券取引とは全く同列に考えられるべきものでもありません。

し、別個のものであります。それは時期も違います。五十九年、六十年の時点のことです。私はそのように思います。また、そういう背景は当時あったであろうと思うのです。

ただ、強い私が遺憾だと思ふ点を挙げれば、現在大学審、それから教育課程審議会、これは審議会自体はまだ存続しておるわけでございます。ただ、ことしの七月に、私が文部大臣をお引き受けいたしましたから江副氏からこの両審議会の委員を辞任をしたい、こういう申し出がありまして、直ちにこれは事務手続をとりましてそのようにさせていただきます。こういう申し出が、理由はともあれそういう審議会が存続しているうちにその審議会委員がおやめになるといふことは遺憾なことである、私はそれだけは申し上げさせていただきます。

○中西(續)委員 辞任をしたことが遺憾であるのですか。ちよつと確認しますが。

○中島國務大臣 やはり一つの審議会が審議を続けております間は系統的に、そしてその方々が、異動なく委員の方々が審議を終了されるというところとがよいのであります。その中で、理由はともあれその中の委員の方々が審議会存続中におやめにならない事象というものは遺憾なことである、こう申し上げたわけでありまして。

○中西(續)委員 それじゃ、何でこの人は辞任したんでしょかね。

○中島國務大臣 辞任の届け出は私あてにあったわけでございます。辞任の理由は明記されておられません。

○中西(續)委員 遺憾に思うということであるならば、何か慰留がなされたのですか。

○中島國務大臣 日には忘れましたが、たしか七月の金曜日であったと思ひますので、その御連絡を受けまして直ちに手続をとりまして、翌週の月曜日にそのように事務を終了させていただいたというのが事実でございます。特に慰留は申し上げておりません。

○中西(續)委員 遺憾であるけれども慰留はして

いない。だから、本人がこうしてやめるといふことになったのは、結局非公開株をこのようにたくさんの人に配つて、しかもやめる大きな一番の原因は何かといったら、日経新聞の社長がおやめになるといふことでもって大変なショックを受けたと本人も言つておるし、本人は大変責任が重たいといふことを自認をしてやめたわけですね。あなたが今言われる商取引云々といふことで片づけてしまえば、今の大蔵大臣が三回も委員会であつて言つたりなんかしても平気でおれるといふ、その図太い神経であれば商取引云々で片づけてしまふでしょう、それは。

しかし、その裏に隠されておる、私がさつき申し上げたように、理由なしにこの人が三万株も、しかももうかるからといつてやつておるのだから、これはもうはつきりしているのです。殖産住宅事件にいたしましても、全部、非公開の株を店頭公開するときには、上場されるときには必ずもうかるといふことははつきりしている。ところが、実際にそのことをもつてしても、五十人以上だつて違反をしているわけですから、挙げれば幾つもの理由にあらまします。そういうことをやりながらこうした事態を引き起こしてしまつておる。だから、これはもう非公開株を購入するといふことは利益の供与、このことを前提にしてやつたといふことはもうだれしもが言つておる。最高裁の決定でそのことがはつきりしておるわけですね。そして検察庁あるいは法学者、こういう皆さんだつて供与についてははつきりしている、動かしたい事実なんだ。ただそれが汚職になるかどうかといふことは別にいたしましても。

それがしかも文部大臣であつた方が、そして現在なおかつ教育改革に関する調査会長をやつて、今自民党の中における文教にかかわるところで大きな発言権を持つておられる方に、たまたまそのとき所轄の大臣でなかったといふだけであつて、大臣に匹敵するぐらいの発言権をお持ちだといふことを私に聞いておるからさういふことがなされたのではないか、こう認めざるを得ないわけなの

です。しかも、さつきから論議いたしましたけれども、冒頭にやりましたように、いろいろ学校教育の中に大きな分野を占め、そこから大変な利益を得るといふためには、何かさういふものを求めていくといふことがもう今の社会の中では常識めいて考えられておるからです。

そこでもう一点、労働省の加藤事務次官が九名の中に入つておりました。私はそのときに一番先にばつと浮かんだのが、リクルートと文部省との関係からいいますと、ちやうど労働省との関係に近いものがある。ということになれば、文部省の高官がこれに関与しておるのではないかといふことを、その九名といふことを聞いたときに私はまず一番最初に聞いたのです。労働省といふのがあつて、そして一番下の大蔵省といふのがあつて、中の方は余り明確に聞き出し得なかつたから、文部省おるのじゃないですか、こういうふうに聞いたのです。

なぜかといふと、かわりが、特に大蔵省の関係で言うなら政府の税制調査会の第三部会に、しかも問題になつておるキャピタルゲインとか関係のところのこの人は位置づけされておつたのです。労働省は就職関係で全く同じようなあれを持つておるのです。さうすると、文部省にもこのことがなかつたかな、こういうことが私は一番先にびんときたのです。それで聞いたのですけれども、その九名の中には確かに入つてなかつた。しかし私は、さうしたことにならないことを望むけれども、今明確になつておらずとも、大臣はいち早く政府高官の中にさうした問題がありはしないかといふことを、二つの委員をやられておるといふこともありまして非常に深い関係があるわけですから、十分検討しておく必要があるのではないかと、こう思つております。ですから、ぜひこの点を当たつておいてもらいたいと思ふのです。

そこで、もう一つそれとのかかわりで、先般、五月でしたか、衆議院に立候補するといふことでもつて問題を醸し出した前の高石事務次官、私たちはすぐやめてほしいといふことをあれした

のですけれども、聞くところによりますと辞表を大臣のところへ預けておつたのですか。

○中島國務大臣 高石個人のことでございますので、記憶のある限りお答えをいたしますが、当時、衆議院の文教委員会でございますが、御発言がございました。そのときに、私は、行政職にある者はその職を全うすることに全力を傾けるべきであるといふお答えをいたしました。その後、当時の高石次官に確かめまして、そのようなことはありませんといふことであつたが、少なくとも行政職にある者が誤解を与えるようなことがあること自体がいかぬ、少なくとも今、今といふのは、当時第百十二国会のまさに中盤から終盤にかけて御論議をいただいていたときでございますので、全力を傾けるべきである、他のことは考えるべきでない、しかし私自身もそれに徹して、今与えられておる行政職に全力を傾注しよう、あなたもさうあつてほしいといふことは重々申しました。

そして、その後百十二国会が終了するまで一切高石次官から私は、当然のことながら職に全力を傾ける、専念するといふことを二人で申し合はせをいたし、私からも伝えましたものであります。当然のことではありますが、その二度とそのような相談も受けておりませんし、話し合ったこともございませぬ。今記憶をただしますとさういふことでございます。

○中西(續)委員 私は、辞表を提出したものを大臣が預かつておつたのじゃないですかとお聞きしたのであります。それにはお答えないけれども、少なくともあれが間違ひだなんといふことはあり得ぬですよ、ちゃんとしゃべつておるわけですから。さうしたことをしてかしておる人を大臣がもしとめるといふことになる、大臣もおかしいといふことになる。

なぜ私が今改めてこのことを聞き始めるかといふと、これは九月十六日の新聞ですが、県教委が選挙バタイ券を購入要請したといふのが出ております。三重県の県教委の黒川春夫という総務課長が、ここに出席しておつた教育長に、二十七

人出席をしておったようでありませうけれども、六月に退官して、九月十六日、東京で開かれるパーティーに「学校整備などに尽力していただいた功績に感謝がみ、せんべつの意味も込めて協力いただいた」と二万円のパーティー券購入を求めていった。そして、「今年度の文部省関係補助金が二千万円を超す市町村についてとくに協力を求め、同県内十三市全市と、五十六町村の半数近くの名を読み上げ」、「協力いただきたい」ということまでも言ったということが明らかになっているのである。

だから、こういうように中央で行われる、何か知らぬけれどもパーティーで、これでは三重県だけでは足りないといふ。売り込みは他県にもあつたけれども、県教委が市町村に直接こうして名前まで、町村名まで明らかにして買っていく、これというものはなかった、こう書いてあるのです。これをどうお考えですか。

○加戸府委員 ただいま中西先生御指摘なさいました件は、新聞で報道されたことでございまして、私も、三重県の方に確認をさせていただきまして、確かにそのような公的な会合の間の休憩時間があるいは懇談会の席、そのような形でそれに近いようなお話があつたことがございまして、御指摘を受けたその直後にその担当の説明した課長がすぐ話を取り消されたということでございます。

それから、名前を読み上げた市町村名につきましては、確かにそういった事実はあつたやうでございませうけれども、いすれにいたしましても、そのような行為につきましては、直ちにその直後話を取り消されているというぐあいに承知いたしております。

○中西(續)委員 私が聞いていたのは、こういう県教委の皆さんがこのようにだれが要請したか知らないけれども、しなやかならぬようにだれが追い込んだかというのが問題なんです。そしてこれを実際にやつたんだから、取り消せばいいという問題じゃないでしょう。そうお思いになりませんか。

か。あなたの今の御答弁であれば、取り消しましたと、その事実だけを言っているだけであつて、このような行為をしてはいけないのではないですかと私は言っているのです。どうですか。

○加戸府委員 各自自治体におきましてそのような職員の行動、たとえそれが善悪によつたものであつたとしても、行動自体は適切なものでなかつたと私も思っております。

○中西(續)委員 それからもう一つ、今度は私のところに手紙が来まして、これは久留米の教育大学附属久留米小学校じやないかと思つたのですけれども、学校通信九月一日号にこう書いてある。「プールの全面改築」という欄がございまして、各家庭に配つたものだと思ひますけれども、「完成は、来年の二月の予定です。特に、前文部事務次官の高石邦男先生(山門郡出身)のお力添えがあつたことを紹介します。」こういうぐあいに国立小学校の学校通信で、高石前文部事務次官のお力添えによつてこれができたというやうなことを通信欄で出しておるのですよね。これは、こういうことは果たしていいんでしょうかと私のところに手紙が来た。こういうやうなことが次々に出てくるのです。

言つてはならない立候補の問題、そして本人に聞けばそういうことは言つてないなどというけれども、新聞記者に言つたから新聞社はみんな書いてたのですよ。そしてそのときに私はこういう事態、しかも参議院をべつ視するやうな発言だつてしてゐるわけですから、大変な問題になるわけですよ。こういうやうな状況の中で出てきて、しかも今言ふやうに、県教委に全部これを配つた。だから、これは全国にパーティー券を配つたというやうなことでしよう。みんなに配つたんです。だから、それをやはり文部省なり何なりが後ろで支えてやつておるとしか私はとらえることができませんよ。やめた方が個人でどうだと言つて全国走り回つてゐるわけじやないのですから。だれかがやはりそういう事務的なことをやつておるんじゃないかという感じが非常に強いのです。この点、感想

どうですか、大臣。
○中島國務大臣 お二つありまして、前の辞表の件がございまして、ちよつとつけ加えさせていただきます。

(委員長退席、鳩山(邦)委員長代理着席)
これは先ほど申しましたように、職にあるうちはそれに専念することが当然であると申し渡しましたので、当然のことでありまして、辞表は、国会終了後に私は本人から辞意は受けた、こういうことでございます。

それから、今二段目の御指摘でございますが、今のお手紙の点その他につきましては、当然といふか残念ながらとて初めに聞いた面もございまして、また新聞で見た面もございまして、実際に直後に取り消したかどうか、これは政府委員が答えをしたとおりであります。しかし、それはいづれにしても好ましいことではない、私はそう思ひます。今後よくそれは内部的にも指導いたさなければならぬ、このように考えます。

○中西(續)委員 これを取り消したからいいのだとか何とかという問題じやないのですよ。これは一県だけの問題でなくて、ほかにも、他県にもそういうことはあつたと言ひたい。だから、全国にこれをばらまいてゐるというそのことがこの裏からうかがい知ることができるところです。だから、最初の軽率な発言を平気でやつていく、そしてこういう行為をやつていく、そしてしかも今度は国立小学校でそういうふうなことが学校通信で流される。

なぜ私がこのことを言うかといひますと、九州産業大学の問題のときに、一番最初問題が派生をしたときに、あの有名な鶴岡という理事長が、いや簡単なものです、文部省だとかそういうところは、もうその中身は言ひません。えらいことを言つてゐるわけですから、いろいろな手だてをするとかちゃんと聞いてくれます。その中に高石さんの名前が入つておつたのだ。だから、一番最初僕ら問題にしたでしょう。あるいは私学財団の部長なんかそれでやめたでしょう。だから、そういう

過去におけるものから、そしてここ半年間くらいの間におけるいろいろな問題を考へてみますと、文部省というところを政治的に極めて悪用しておるとしか私は考えられない。極めて政治絡みで物が動いておるといふことをこのことは象徴しておると思ふのです。

極端なことを言うなら参議院はだめだから衆議院におれは出るのだという、そういう話から始まつてこういう中身ですと見ますと、全国的に手を広げて、恐らく東京に事務所があつて、そこに文部省からいろいろな資料が全部提供されて、それによつて全部配られたりいろいろやられてゐるのじやないかと私は思ふのです。こういう政治絡みをやつてはいけません。それで私が先ほどびんときたというのも、そういう前のいろいろなことがあつてあれしつてますから、リクルートというのは文部省をゆがめたり侵したりしておるのではないかとこの点を強く感ずるのです、この委員であつたゆゑに。この点は私はよほど注意をしておかぬと後々になつてまた出てくる可能性があるのじやないか、こう考えます。

そこで、政治的絡みでもう一つあるのです。それはさっきの大学審議会の問題でありますけれども、この中に田中健蔵という方が委員におります。この方はどういふことをやられたか、文部省御存じですか。

○國分政府委員 田中健蔵氏は大学審議会の委員になつておりますが、元九州大学の学長でござい

ます。

○中西(續)委員 福岡県の昨年四月十二日投票の知事選の候補者であつたことを御存じですか。

○國分政府委員 承知いたしております。

知事などという政治家になるべきでないということとを彼は説得をしたのです。ところが、四年たったら、出るべきでないと言った本人が、学者は学者として通すべきだと言った人が今度は対立になって出てきて、しかも戦後の、あるいは戦後からごくわずかのときならいざ知らず、四十数年たった今、テレビで討論をやったときに、共産党と言うのです、企業などを破壊してしまつて企業誘致などは絶対できないということを言ったのがこの田中さんなのです。これは本人の意思ではなくて、学者であるなら貫き通すべきだとも他から言えと言われて言つたなら、しかし、本人の意思でそれと言つたというならなおまた問題がある。そういう人なので、わずか十八人の中に、しかも政治的な位置づけが明確になった人をこの中に入れなければならなかったのか、お聞かせください。

○國分政府委員 田中委員につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、元九州大学の学長をされておたわけでございます。大学の運営について十分な経験を持ち、また国際的な視野も持つというような、その学識に着目してお願ひした次第でございます。

○中西(續)委員 それでは、これにかわるような人がいなかったということですか。もうこの人が最高の人であつたということですか。政治的にそのように明確にしてあつて、ひとつチェックをしなければならぬ点があるのに、わざわざ何でこの人にしなければならなかったのか。これにかわるべき人はいなかったのですか。国立大学のかつての学長とか国立大学の学長とかにこういう人がいないということですか。すべての人はこの田中健蔵氏よりも、また経験からいましては、人格、識見からいしても以下だというように文部省はお考えになった、こう理解をしてよろしいか。

○國分政府委員 個々、具体の人事にわたるわけでございますが、この方がこの人よりいい、この人はどうして落ちたのかというようなことは差し控えたいと思いますが、先ほど申し上げましたよ

うに、田中委員の学識というものに着目してお願ひした次第でございます。

○中西(續)委員 いや、それでは答弁になりません。知事選が終わつて半年もしないうちです。全く無傷と言えますか。お答えください。

○國分政府委員、知事選に出たから一切この種の職についてはいけないということもないのではないかとはいふに考えております。

○中西(續)委員 絶えず政治的には中立だとか、そういう無色の人ができるだけ望ましいと言つたら――あなた方はこうした選任をするときに、これは国会議員であつてもよろしいでしょうから、そう言えだれだつていいということになるのですよ。しかし普通、常識として、あなたが今識見が高いと言つけれども、共産主義者が企業を破壊し、企業誘致ができないなどと言つて、大衆の前の討論集会でそういうことをやつた人をこういうような大学審議会という、大学審議会というのは大変なことを決めるところですよ。この委員として選任をするなどというのは、それにあなたが何も問題ないと言つたのなら、政治的に極めてあなたのところは偏向しておるわけですよ。

そして、さっきの例えば高石前事務次官だつて、あのような発言をしておつても全く本人には罪の意識がない。そして、後になつたらこういうことを次々に問題を起こしている。平気でやつていゝじやないですか。そうした下地が文部省の今の政治的な感覚としてあるのではないか、そう私は思ひます。ここが私は問題だと言つてゐるのです。これに全然奇異を感じないというのですから、今の高等教育局長の答弁は、大臣、そのように私は理解してよろしいですか。

○中島國務大臣 いろいろ御指摘がございました。そのような形でいろいろの御指摘があつたものでございますから、その中で私は率直に、改めて初めて伺つた点もございしますが、正すべき点は虚心に正すべきである、これははっきり申し上げます。ただ、その他の点で、文教委員会の重要な中西委員の御発言でありますから虚心に傾聴い

たすべきでありますけれども、御心配をいただく余り老練心ながらおっしゃつていただくことは本當に虚心に伺ひます。

しかし、だからといって関連づけて、関連があると認ざるを得ないとおっしゃられると、そこまで私どもは関連があるとは申し切つておらないのです。したがつて、先生の御心配を友情として虚心に受けとめさせていただいて、私どもの周りで正すべきものがあれが虚心に正してまいります、こうとだけ申し上げておきます。

○中西(續)委員 例へばこの田中健蔵氏の場合だつて、福岡に流れてきてゐるいろいろなあれはあります。国會議員のだれだれが中であつて、前の総理がどうかといふいろいろなあれがあるのです。だから、全部政治絡みになつておるといふところに問題があるのですね。だから、先ほど言つた衆議院に立候補しようかという人だつて、その職を忘れて政治家的な発言を平気でしてゐるのですから、先に、政府高官であるといふことを既に忘れちゃつてゐる。

だから、こういう状況といふものを考えますと、私は、今の文部省の中における政治絡みということとが、このリクルート問題だつてそうです。多くを出すからわからぬと言つけれども、リクルートで、例へば森元文部大臣がなぜ三万株を融通してもらつたのか。みんなそうでしょう。政治絡みで平気でおられるような状況に省內がなつておるとしか思ふようなことが、答弁を聞いておりますと、特にこの大学審議会などについてはそのことを特に感じます。ですから、私たちはその点が、今、政治的には中立でなくてはならぬとかなんとか一番言つところは、自民党の皆さんも一番言うのです、そのことは。言うくせに、そういう立場に立つと忘れてしまふ。権力の座にある者はそうなりやすいといふことを私は提起しておきたいと思ふのです。ですから、この点、ぜひ私はこの後の問題としても十分皆さん方で自戒していただければ、こう思つておるわけでありませう。

じや、時間が余りありませんから、ほかにもあ

りましたけれども、予算問題についてお聞かせいただきたいと思います。

一つは、ことしの概算要求を見てもみると、総枠の上でわずか〇・二%程度しか伸びがないといふことになってゐます。ですから、前から私たちが指摘をしてゐるように、この来年度の予算といふのは大変な状況になつていく、そのことを強く感じておるわけでありませうけれども、簡単にひと

つお答えいただきたいのは、補助率などの引き下げで千四百九十四億円、これは六十三年度までといふことになってゐますから、この編成過程におきまして今後の取り扱いをどうするかということを検討していただきましたか。

○加戸政府委員 御指摘の補助率の問題につきましては、昭和六十四年度の概算要求に關します閣議了解におきまして、昭和六十三年度まで暫定措置が講ぜられてきた事業に係る補助率等については、予算編成過程においてその取り扱いを検討するものとするとしておりました。文部省におきましても、今後の予算編成過程の中におきまして関係省庁と十分協議しながら、政府全体の方針に従ひまして適切に対処したいと考えているところでございます。

○中西(續)委員 そうしますと、これは政府全体でということになります。こうした問題といふのは、文部省としてはどのような見解を持ち、今後どのような対応をしていこうとしてゐるのですか。

○加戸政府委員 先生先ほどおっしゃいましたように、この補助率の問題につきましては、これを自動的に復元いたしますとすれば千四百九十四億円という財源が必要になるわけでございます。文部省単独でこの事柄が解決できるわけではございません。あくまでも政府全体の中で、これは文部省のみならず他省庁もすべてこのやうな問題を抱えてゐるわけでございますが、そういった政府全体の中におきまして、国、地方の役割分担その他総合的な観点に立ちまして今後財源を含めまして、その

中におきまして、文部省は文部省としての考え方を申し上げながら適切な対応をしたいという考えでございます。

○中西(續)委員 文部省の考え方はどうなのですか。文部省の考え方を申し上げながら対応すると言っているから、じゃ文部省はどういう考え方をもちですか、こういうことです。

○加戸政府委員 先ほど申し上げましたように、これは政府全体の問題でございます。そして、文部省の占めるウェートも高うございますけれども、文部省独自の主張ということではなかなか難しいと思いますが、ただそういった総合的な財源の問題、政府全体の問題を純粋に離れて、文部省のみで申し上げれば、当然補助率の還元ということをお願いしたい立場にございます。しかしながら、申し上げた総合的な状況の中にありまして、具体的な取り扱いが政府全体として関係省庁協議のもとに定めるわけでございますので、その結果には従わざるを得ないという場面も出てくるかと思ひます。

○中西(續)委員 いろいろ言っておりますけれども、文部省の考え方は言っていないのです。みんなと迎合してやりますよ、こういう話です。文部省はどうしたいのかと、こう言っているわけですから、これはもう後でまとめて答弁してください。

じゃ、次に留學生問題で、大臣、ODA予算で枠外にすべきではないか、そうしないと、これがどんどんふくらんでいきますと、例えば六十四年度を見ますと、トータルしますと四十億二千九百万円増額しておるわけですね。留學生に特定いたしましたも三十九億四千六百万円になっていきます。ところが、枠外にするようにあなたはいろいろ戦術を練って云々という言ひも言っておりますけれども、これを見ると、どうもまた六十三年度と同じような結果に陥つたのではないかと、こう思ひます。枠外に出てきたのは、外務省関係で六億七千三百万円という額は出てきましたけれども、六十三年度分の一億七千万円を超えていますから、約五億程度増額はしておりますけれども、これじゃ

どうにもならないという中身ですね。この点についてはどう対応されて予算をお組みになったのですか。

○加戸政府委員 六十四年度予算要求、先生御指摘の例えは留學生経費に関して申し上げますれば約四十億程度の増額をさせていただいたわけでございますが、対前年度比にいたしますと約二〇%の増でございます。御承知のように概算要求基準は、要求枠はODA経費が九・四%でございますので、いわゆる別枠として増額が認められたものを上回る経費を文部省が独自に留學生経費に充当して要求をさせていただいたという形になっておるわけでございます。これは、文部省予算全体の中におきまして総合調整の結果として留學生を重視するという視点に立つた組み方をしたわけでございます。

○中西(續)委員 私が言っているのは、この前大臣が答弁しているのですよ、枠外にどう持つていくか戦術的にいろいろ検討しなきゃならぬと言っている。だから、どうしたのですか、これはまた從來と全く同じじゃないかと言っているのだ。だから大臣に聞けばあなたが出てきて、答弁にならぬようなことを答弁してもらっては困るのです、時間がないから。大臣、どうですか。

○中西島務大臣 この予算につきましては中西委員から大変な激励をいただいております。私も申し上げたのがいまだに鮮明に記憶にございますが、文部省、文教行政を進める上に今のシーリング枠内では実際問題では非常に厳しい。できれば枠外で取っていくことを考える必要がある。私自身の率直な意見を言えとおっしゃれば、文教予算そのものをもう枠外に置いてもらいたいというのが本心でございます。

しかし、今の財政状況でございますから、その中で与野党一致で進めるべきもの、そのくらいはせめて局部的にでも枠外を取得していく、あるいは枠を突破する手だての一つに共同でひとつお力をかりたいものだ、これは私、申し上げた記憶がありますし、また今でもそう思っておりますわけござ

います。まさに留學生対策などは与野党一致してこれを推し進めるべきであるという御意見もいただいたわけでございますので、このODA予算をこの方に重点的にもたらうことによりまして、せめてこの辺で枠外という実績をとりたかったというのには、本心言つて私の実感でございます。

しかし、概算要求時点では、その概算要求のシーリング枠というものを我が文部省だけが大手を振つて拒否するという立場にもございませんで、せめてこのODAはと思つたわけでございますが、実質的には微々たることでございまして、総じて言えば枠内やりくりにとどまつたとおっしゃれば、まことに残念という言葉を使つていいのかわかりませんが、私個人で言えば残念だとは思つております。ただこれをぜひとも、概算要求時点はそのとおりでございすけれども、何とか最善の知恵を絞つてまいりたい、このように率直に考えておるわけでございます。

○中西(續)委員 だから私は、大臣がこれを編成するに当たつて、概算要求をつくり上げるに当たつてどういふようにされたんだろうかというのがどうしてもわからないのです、これ一つをとつてみて。

そこで、六十四年度義務教育諸学校教職員定数の改善、これは文部省の方からいろいろいただきましたけれども、これを見ますと、六十三年度が二兆四千六百二十億五千四百六十六万六千四百六十六円、六十四年度概算要求が二兆四千四百六十六億六千六百六十六万、その差は百五十四億四千八百六十六万です。マイナスになっているのです。マイナスになることによつて、単純計算をすれば六十六年までに三千名ずつくらい割り当てなければ完成できと思つておつたものが、今度四千八百名くらい毎年加えていかないとならなくなつてきているのです。こうなつてまいりますと、百五十四億四千八百六十六万という額を減額しておつたのは大変問題だと私は思ふのです。確かに、これを見ますと自然減である一万四千四百八十分をそのまま定数改善の中に組み込んでしまつてきております。しかし、これは大変だ

と私は思ひます。

なぜこのようにしなければならなかつたかというのを、概算要求を全体的に見ますと、一番下の方に、六十三年度七十六億であつたものが六十四年度二百五十四億、初任者研修のところに出来るわけですね。その差額は百七十八億三千万円になっているのです。ですから、本格実施するだけで、この分だけでは二百七十六億六千万になっているのです。これをするためには、去年よりも金がかかるの、このものを抑えてこれにつけておるのではないかと気がしてならぬわけですが、どうですか。時間がありませんから、簡単にやつてくだ

さい。

○加戸政府委員 義務教育負担金の減額要求の主たる理由といたしましては、退職手当見込み額の減少等に伴うものでございまして、教職員定数に關しましては、自然減に見合う増員の要求を行わせていただいたほかに別枠で初任者研修に要する定員増も要求させていただいております。

○中西(續)委員 だから、減員分だけを割り当てしてあるわけですが、今言うように実際予算面では金が残つていふのです。去年よりも少なくなつていふわけですね。理由は今申し述べられましたけれども、それであれば来年以降における順調な伸びし方を、この前指摘をしましたように三年間で三千人ずつ、それを今度は、もし来年このままいくとすると、その次は四千八人ずつ上積みをしていかなければならないという厳しさがあつたわけですね。ですから、私はこのことを聞いていふのです。そうした点あたりが絶対にこれを入れるためにしか私は思ひえないわけですが、これは時間がありませんから、きょうは打ち切ります。また後日こうした問題について徹底していこうと思つております。

ただ、べア分については七百五十億要るわけでしょう。まさかこれを義務教育国庫負担制度の中の事務職員あるいは栄養士、ここから持つてくるといふことはないと断言してください。それで終ります。

○加戸政府委員 ベースアップ分の手当の問題でございしますが、年末予算編成でも最大の問題になるところでございします。当然財政当局としても今申し上げたような負担金制度の見直しを迫ってまいりたいと思ひますが、事の制度につきましましては、文部省といたしまして、義務教育の基幹的な職員であるという基本に立ちまして折衝をしてみたいと思ひます。

○中西(續)委員 概算要求、また細かく指摘するところがありまされども、時間がありまされんでしたので、これで終わります。

同僚議員にかわります。

○鳩山(邦)委員 長代理、次に、鳴崎議員。

○鳴崎委員 時間が十分しかございせん。したがって、簡潔に聞きますので、簡潔にお答えを願ひたいと思ひます。

私の質問の要点は、来年度四月以降の高等学校二年生の英語教科書が見本の段階で内容の訂正を行った件について質問をいたします。

この件に関連して、十月三日、文部省は二項目の記者会見をなさいました。一は、十月三日、三省堂より、検定規則第十六条第四号に該当するものとして、現在の「戦争」という教材を全面的に削除し「マイ・フェア・レディー」に差しかえたい旨の正誤訂正申請書が出された。二は、文部省として、三省堂の申請は正誤訂正の要件に該当するものと判断し、教材全体の差しかえを承認した。

この二点について文部省が記者会見なさったのを確認できますか。

○古村政府委員 ただいま先生からおっしゃられたとおり、記者会見をいたしております。

○鳴崎委員 三省堂から提出されました正誤訂正申請書、その写しをいただきたいという趣旨の要請を文部大臣室で文部大臣にしておきましたか、その写しはいただけましたか。

○古村政府委員 正誤訂正申請書というのは、出版社と文部大臣との間で行政事務を行うために出された申請書でございします。いろいろな申請書が役所に向かって入ってくるわけにございまして、

通常はそういった申請書というものは外に出さないう扱いをいたしておりますが、内容について御質問がありますれば、その内容について十分お答えいたします。

○鳴崎委員 この手続は、教科書検定規則の十六條に基づいて行われたということになってゐるわけでありまして、この十六條は検定を経た図書についての規定でございします。検定を経た図書というのは、見本の段階は検定を経た図書といふのかどうか、その点についてどう思ひますか。

○古村政府委員 見本の段階で、見本を決定する、検定を終わりましたということとを相手方に通告した段階で検定を終わっております。したがって、今度の場合は検定を終わった後でございします。

○鳴崎委員 初中局長が記者会見の中でも、既に検定の終わったものであつて、法的手続は簡単ではないということとを自民党の正副部長に御発言になつておるといふ報道がありますが、それはそのとおりですか。

○古村政府委員 私は記者会見でそのことを申し上げたということではございせん。新聞記者の方の取材によつて新聞記事に出たということにございします。

○鳴崎委員 その事実は確認できますか。

○古村政府委員 検定を経た教科書でございしますから、再検定というのには非常に困難であるということとを申し上げたわけでありまして、

○鳴崎委員 そうしますと、第十六條に言うところの正誤訂正は検定を経た図書ということにございします。今回のものは第十六條の第四号を適用したという理解でよろしいですか。

○古村政府委員 おっしゃるとおりでございします。

○鳴崎委員 さて、十六條の第一号、二号、三号、四号は、見ればおわかりのように「誤記、誤植、脱字又は誤つた事実の記載があることを発見したとき」、「客観的事実の変更に伴ひ、明白に誤りとなつた事実の記載があることを発見したとき」、「統計資料の更新を必要とするとき」。この三つが具

体的な要件と書いて、「その他」緊急に訂正を要するものがあることを発見したとき」とありまして、一、二、三に関連して、検定済みの教科書の内容を根本的に変えるといふものも含まれるように四号を理解してよろしいですか。

○古村政府委員 四号は「学習を進める上に支障となる記載で緊急に訂正を要するものがあることを発見したとき」。こういうことでございしますから、私は今回の場合についてはこの中に入ると考へております。

○鳴崎委員 十六條の一、二、三号から判断して、しかも第三段階の見本の段階ですから、その段階における誤記、誤植、脱字、誤つた事実といふのは、例えばスベルの誤りとか日本語の漢字が誤つていたとか、つまりそういう不測の事態、人間としての能力の限界みたいなもの、そういうことを想定した十六條といふふうには理解すべきだと思ひます。したがつて「その他」学習を進める上に支障となる「事項」でも、そのような内容の限定があるとは私は理解しますが、そのようには思ひませんか。

○古村政府委員 第十六條は各号別記になつておりますので、各号は各号で読むということになります。今御指摘のようになつた誤記、誤植といふふうな範囲よりも超えて内容は正誤訂正でやれるといふふうには思つております。

○鳴崎委員 そうしますと、今度の正誤訂正申請書の中身が非常に重要で、その中身には「マイ・フェア・レディー」の文章と、それから「戦争」といふものを削除するといふのと、そして「マイ・フェア・レディー」の全文が英文で書かれた申請書になつておりますか。

○古村政府委員 今度の新しい教材として入るものが入つておりますから、英文で書かれたものが入つております。

○鳴崎委員 こちらを削除してこれを入れるといふふうな書き方ですね。

○古村政府委員 差しかえるといふことでございします。前の「ウォー」といふのをやめて「マイ・フェア・レディー」にかえるといふ申請でございします。

○鳴崎委員 これはページ数にしたらどのくらいですか。

○古村政府委員 五ページでございします。

○鳴崎委員 五ページにわたつて内容を差しかえるといふようなことは、検定の第二段階、つまり原稿本の段階から内閣本の段階で既に処置すべき事項と思ひますが、いかがですか。

○古村政府委員 ページ数の問題、量の問題といふお話でございしますが、結局、その「ウォー」といふものの学習を進めるについての支障があるといふところを手直しするとすれば、なかなか文章全体として構成がでかきといふことで全体を差しかえたわけにございまして、そのことが正誤訂正を超えるといふことにはならないのではないかと思ひます。

○鳴崎委員 見本の段階での「戦争」といふ項目と「マイ・フェア・レディー」といふ内容は全く異質です。皆さんのやることは、私たち政治家は、内容についていい悪いといふこととじやないです。検定制度の検定のプロセスとしてその行政措置が正当であるかどうか、これが非常に重要な事です。

その内容については著者の見解があります。内容がいかに悪いかは三省堂が判断されたので、文部省が判断したのじやないでしよう。

○古村政府委員 著者といひますか出版社の方から、いろいろと誤解を招く教材の内容を含んでゐるからこの方に差しかえたいといふことでございしましたので、私たちもそういうふうには理解をいたしまして承認をいたしました。

○鳴崎委員 出版社が、見本の段階で「戦争」といふ項目の入つた内容を「マイ・フェア・レディー」といふ項目の内容にかえていいという判断ができると思ひますか。

○古村政府委員 出版社が正誤訂正の申請をして文部大臣は承認をするという手続になつておりますので、出版社側としてそういう意思を持つて申請をしてきた、したがつて文部省はそれによつて承認をしたといふことでございします。

○鳴崎委員 では、初中局長は、行政的には既に

教科書検定の手続は終わっている、法律的には再検討できないとおっしゃった。そのできないとおっしゃった文部省が、出版社の権限の枠を超えたと思われ、予想される内容の変更について、それを承認したというのです、記者会見で、承認したというのは、検定されたということですよ。文部省が検定できるのですか。文部省が承認したのなら、もう一度検定審議会にかけるとか、内容について前の教材がふさわしくないということについてきちんとした手続を踏まなければ、承認したといふ書きかえるといふような単純な内容ではないと思います。どうですか。

○古村政府委員 これは十六条、そして十七条という検定規則の規定によりますと、申請者から出てきて、そしてそれに対して文部大臣は承認するというところに手続上なるわけでございまして、文部省としてはそれを承認した、こういうことになります。

○嶋崎委員 文部省の検定制度、その制度そのものに大変疑問があるということで、我が党は制度そのものの承認はしておりません。しかし今三段階の検定制度でもって教科書検定に問題があるときに、三段階で完了してしまつてもう七月には全部公開し、来年使う教科書を注文したり印刷にかかるといふ段階です。そういう段階で内容の基本的な更正を行うといふことはこの規則の精神から見て明らかに逸脱であるとは判断せざるを得ないと思ふ。文部省は法律上にはできないと言いつつながら、結局、規則の承認事項だけを適用して、あとは審議委員によって回し読みで承認という手続をとつたにすぎない。

さて、十分ということですからもう議論になりませんが、今度新たに教科書の検定制度が変わります。三つの段階を一つの段階にするのです。今の原稿本の段階、内閣本、見本本の段階が一段階で行われる。

今回の場合も文部省自身が自民党の圧力に屈したということになっていない。そうでしょう。言われたときは、法律的にはできませんと答えたの

ですから。ところが、下から上がってくる出版社は何を基準にして内容の変更をやったかは、言うまでもなく自民党文教部会その他の圧力を恐れて手続を踏んだと理解せざるを得ない。したがって、三段階の今の検定制度を一段階に持つていくということになれば、これから先は最初の段階、第二段階、第三段階の中で今までクリアされてきた過程が非常にあいまいになるという意味で、今後とも教科書問題に問題点を残しやす。過去の経緯から見ても、教科書問題について内外が注目しているときですから、それだけに、改定に当たつても今のようないふ事件が再び起きないようにするべく、この措置についても今後委員会において議論をすべきだと思ふ。どうですか。

○古村政府委員 教科書検定制度については、今の三段階の手続等についてはいろいろと批判があつたところでございまして。したがって、教科用図書検定調査審議会におきまして去年から一年間ぐらひかけてこういふ手続についてどうすればいいものになるかといふことでやってまいりました。その結果を先日公表いたしました。そういった審議会のそれまでの審議のまとめの報告でございまして。したがって、その報告については私たちは十分吟味しながら、具体的には検定規則の改正でありますとか検定基準の改正でありますとかといったことに取り組むことに相なります。

○嶋崎委員 見本本の段階で原稿料、ページ数に即してお金を払っています。お金は既に出版社が渡しておりましたか。つまり見本本の段階で小学校から高等学校の教科書についてページ数に応じてお金を払うことになっているでしょう、手続的には審査料といふものを払うでしょう。それを終了しておりますか。

○古村政府委員 審査料は最初のときにはいたいております。正誤のときにはこれは関係ございせん。

○嶋崎委員 これは支払い追加になります。○古村政府委員 正誤訂正には審査料は要らないといふことになっております。

○嶋崎委員 これはオーバーしても構わないのですか。

それはまた議論になるところでありますが、いずれにいたしましても、今のようないふ趣旨で、今後ともこのようないふ事態が二度とないように、文部大臣の所管事項ですから、その責任において慎重な対応をしていただきたいといふことを要求して、終わります。

○鳩山(邦)委員長代理 次に、鍛冶清君。

○鍛冶委員 私は留学生、帰国子女問題、それから大学、高等教育の關係で私学補助金の問題、それから大学の入試の問題、さらにはいろいろな改革のあり方等についてお尋ねをいたしたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

最初に留学生、帰国子女問題でございまして、特に留学生問題につきましては、我が党は昨年から入委委員長を先頭に全国的な募金活動を始め、留学生が円高とともに大変な苦況に陥つてゐるというところで、その救済を含めて、日本の国へ留学をされた方々が本心に喜んでお国に帰られ、そして国の役に立ち、さらには日本との友好關係が保持できるようにといふ長いスパンでの考え方立ちましてもよろしう施策、実際の運動を含めて、また国会でも当委員会でも質問等を重ねてまいりました。

そういう中で来年度につきましてはこの留学生問題についての概算要求等もなされておるわけですが、昨年と比較してみますと、文教予算も残念ながらシリングがかかつて伸びがほとんどない中で、この問題については予算が非常に大幅に増額されておる。この点に關する限り私どもは大変高く評価してゐるわけですが、しかし、先ほどからも指摘があつておりましたように、十万人の留学生を受け入れるという、こういう流れの中で現状を見ますと、まだまだ十分とはいへませんし、これまで以上に強力にこの施策を推し進める必要がある、こういうふうにして、総務庁の行政監察結果報告といふもの

が出されておまして、この留学生、帰国子女問題で幾つかの点を指摘をし、その改善の勧告がなされておりますが、これを中心にしていろいろとお尋ねをしたいと思ひます。

質問に入ります前に、留学生、帰国子女の問題につきまして来年度の概算要求の中でどういふうな組み方をしているのか、この点についてまず御説明をいただきたいと思います。

○川村政府委員 ただいま御指摘をいただきました留学生問題への取り組みでございますけれども、来年度の留学生關係の概算要求でございますが、いろいろな事項がございまして、総額二百三十四億九千六百万円ということと前年度に對して約四十億円の増額、率にいたしまして二〇・二%ほどの増額のお願ひをしてゐる、こういうこととでございます。

内容的にはいろいろの事項がございまして、主なる事項を簡単に御報告申し上げますと、一つは国費留学生の受け入れの計画的な整備といふこととでございます。総額のベースにおきまして本年度より約五百人増といふことで、五千三百七十三人といふことで五百人ほどの増を図つてまいりたいといふことが一つ。

それから、来年度の概算要求におきましては特に私費の留学生に対する援助方策を抜本的に拡充していききたいといふこととございまして、具体的には特に私費の留学生に対する学習奨励費でございますけれども、現在学習奨励費は予算上五百人の留学生に對しまして月額で学部レベルが四万円、大学院レベルが六万円といふことにしてありますが、この単価を引き上げると同時に、この五百人を二千五百人にふやしたい、一気に五倍にふやしたいといふこととでございます。

さらに、前年度から引き続いておられますが、私学におけます私費留学生に對する授業料の減免措置でございますけれども、これが現在八千四百人といふものをさらに千人ほどふやして、九千四百人の方々に對して授業料の三割を限度とする減免措置を講じたいといふこととでございます。

それからもう一つの大きな柱といたしましては、留学生の宿舎の確保の問題でございます。現在の留学生の受け入れ態勢の中でやはりこの宿舎の問題が大変に大きな問題でございますので、幾つかの工夫をさせていただきます。例えば、現在の財団法人学術振興会という団体がございますけれども、そこが新しく留学生のための指定宿舎制度というものを設けたいということ。あるいは、民間の方あるいは地方公共団体等が留学生のための宿舎を建設する場合に、その建設の奨励金を新規に計上するというようなこと。それから、特に民間の企業等で社員寮を提供したいという動きが大変盛んになっております。そこで、そういう社員寮提供を目的とする公益法人を新しくつくりまして、民間の企業の社員寮の開放を全面的にバックアップするための新たな助成措置を講じたいというようなことがございます。

なお、前年度から引き続きしております国立大学の留学生宿舎の新設でございますとか日本国際教育協会の新しい祖師谷の宿舎の建設、そういうものを引き続き進めたいというようなことでございます。

その他、受け入れの基幹団体でございます日本国際教育協会に関する組織の充実でございますとか、国立大学または私立大学における留学生の教育のための諸経費の充実というようなことをそれぞれ内容としておりまして、先ほど申し上げましたように総額で二百三十四億九千六百万円の概算要求をさせていただいているという状況でございます。

○鑑治委員 では、行政監察結果報告書の勧告に従って、私どもの考え方もつけ加えながら、関連させながら御質問をいたしますので、お答えをいただきたいと思います。

最初に、入学選考方法の改善についての勧告がなされております。それにはこうあります。「文部省は、各大学に対し、留学生の大学入学選抜に際しては、共通一次試験を免除し、「私費外国人留学生統一試験」及び「外国人日本語能力試験」の活用

を含め、その特性に配慮した選抜方法をとるよう指導する必要がある。」こういうふうになっております。

確かに、共通一次を取り上げて試験として生かして使っている大学におきましては、実際上は留学生の皆さん方が受験していないという現状もあるようでございます。共通一次によらなくても留学しようとする人たちの基礎学力とか日本語能力というものは別の角度から知ることができるといことも言われておりますし、この改善方はぜひ必要であろうと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○川村政府委員 御指摘のように、国公私立を受験する留学生に対して共通一次試験を課するということはやはり現実問題としてはなかなか適当なことではない、この勧告のとおりでございます。私どもも各大学に対してその点について改善を求めているわけでございます。

そこで、この勧告をいただきましたときに共通一次を課している大学あるいは学部の数を見ますと、その時点で三十三の大学で五十二学部でございます。主として医学部でございますとか教育学部でございますとかそういう系統の学部でございます。そして、学部の数でいえば全体の一五％の学部がそういう状況でございます。こういう勧告もございましたし、私どももかねてその点の改善を求めておりまして、その後、現時点までに、それじゃ六十四年度からそういう共通一次を課することをやめようということでも意思決定をさせていただいたのが十大学の二十学部ほどでございます。でございますから現時点では、来年度の入試でなお共通一次を課するというのが二十二大学で三十三学部ということでございます。学部の数でいえば全体の一〇％足らずでございますけれども、この点につきましては、私ども、なおできるだけ早い機会に共通一次は免除していただいて、それは私費統一試験でございますとか日本語能力試験でございますとか、そういうものでもって本人の能力を確かめていただくということで今後ともお願い

をしていきたい、こういうことでございます。

○鑑治委員 その問題はひとつ推し進めていただきたいと思います。

大学に対し、既に日本語教育を実施している大学との連携により実施することを含め、日本語教育の実施について指導を行うこと。」「こういうふうになされていくわけでございますが、この点についてお伺いをいたします。

二番目に勧告されておりますのは「日本語教育の充実等」についてでございます。この中には「文部省は、留学生の日本語教育に関し、次の改善措置を講ずる必要がある。」という指摘の中で「日本語学校の実態把握・情報提供」、これは内容的にはいろいろと書かれておりますが、端的に言いますと、現在の日本語学校の実情把握というものの、情報の提供というものが極めてよくないという指摘でございます。

日本語学校についてはことしだったと思います。私も特にこれだけを取り上げて大分やりとりをさせていただきました。文部省サイドも日本語学校についての取り組みを強化するという方向を打ち出されておたうでございますが、やはりこれは法務省、入管関係との絡みもあり、さらにはこの勧告の中で指摘されておるのは財団法人の日本国際教育協会、ここで日本語学校の紹介がなされておる、これは海外の人たちが得る唯一の情報であるわけですが、この協会が出席しておる日本語学校の紹介は、文部省、法務省両当局とも全然話し合いがないままに掲載をされておって、非常に不十分だということも指摘をされておるわけです。こういう点についての改善は早急にする必要がある、こう思うわけでございます。

次に、「日本語予備教育機関の有効利用」ということで、「教育条件が整備されながら非効率な運営となっている国立大学の日本語予備教育機関については、国費留学生のみでは受講定数を下回る場合、私費留学生もできるだけ受け入れることにより、教員、教材等の有効活用を努めること。」という指摘がなされております。確かに定員以下の場合で、席も非常にあいておるということがあろうと思っております。

そこで、たまたまその両者の調査を突き比べてみると、そういう調査の視点が違うということもございまして、学校が必ずしも一致していません。その当時のあれで申しますと、文化庁の調査で対象になっていたものが百二十一校、法務省の方では百五十校ほど、こんなことでございまして、実態として日本語学校は民間で自由に設立をされておりますから正確な形で学校を把握することはなかなか困難でございますけれども、いづれにしてもこういうような食い違いがあるというのは、あいが悪いじゃないかということでございます。

それは御指摘のとおりでございますので、毎年文化庁の方では調査をいたしておりますが、実は六十二年十一月一日現在の調査のときから、法務省の方でつかまえておられるものも含めて全体漏れなく、わかる範囲のものを調査対象としてやろうというところで調査を実施することにしてはいるわけでございます。これは毎年十一月一日あるいは十月一日に調査をいたしますので、本年度分につきましては当然法務省とよく相談をいたしましてその辺は漏れないようにして今進めている、こういう

う状況でございます。

それからなお、国際教育協会が対象としている日本語学校がまた違うじやないか、こういうお話、御指摘のとおりでございます。日本国際教育協会が英文で日本の大学情報といいますが、大学案内といふものをつくっております。これは二年に一遍つくっております。これは二年に一遍、八七年版の大学案内の一番しつぽに日本語学校の案内を掲載した、これに載っている日本語学校の数が四十三校ということで、先ほど申しました百何十校とはかなり違う数字が出ておった、こういうことでございます。

これは国際教育協会の方で一番確実と思われる日本語学校をつかまえたということでございませうけれども、やはりこういうことでも困るわけでございます。この大学案内は二年に一遍でございませうから、来年の三月に新しい版を出すわけで、現在の編集をしております。それで、来年の三月に発行予定の案内におきましては、最新の、ことしの秋の文化庁の調査結果を活用し、また、法務省と十分御相談をいたしまして、内容を充実し、相互に食い違ひがないようにしていきたいということでございます。

なお、つけ加えて申し上げれば、この日本語学校の問題は大変重要で、今度の概算要求におきましても、そういう日本語学校による新しい自主的な団体をつくっていただいて、そこで日本語学校についての正確な情報をもっと頻繁な形で出すという点についても現在検討している、こんな状況でございます。これからも引き続きまいりたいと思っております。

それから、日本語の予備教育機関の問題につきまして、国立大学の留学生教育センターでございませうとかそういうところで若干あきがあるから、国費留学生だけを相手にしないで私費留学生も入れる、あるいは大学院生を主たる対象にしておつても、あいておれば学部生も入れるという運用をした方がいいじやないかという御指摘、おっしゃるとおりでございます。御指摘を

いただく以前から実は一部私費留学生を入れたり、そういう弾力的な運用をしております。こういう御報告をいただきます時点では、全体として日本語教育機関、九大学に置かれておりますところ、定員の充足率がかなり低かったわけでございませうけれども、その後現在では約七四％ぐらいまでこれを引き上げてきておりますが、なお、そういうことでせつかくのものでございませうから活用していきたいというふうに思っております。

それから最後に、大学での日本語教育でございます。大学で日本語教育をやるやり方はいろいろございます。正規の授業科目として日本語、日本事情という授業科目を開設するという方法もございませうし、あるいは先ほどの留学生教育センターのような予備的な教育機関を設置するというやり方もある。あるいはそういう正規のものでなくとも、補講をするとかいろいろの形の進め方があるわけでございます。

そこで、国立大学の状況を見ると、現在何らかの形で留学生に対する日本語教育の機会をつくっている大学が全体で七十六大学ほどございます。ですから、全大学数でいえば約四分の三、七五％程度の大学はそれを行っているわけでございます。ですから国立の場合はまず日本語教育の機会をつくっておりますが、ただ、私学の状況などを見ますと、私学ではやはりまだ非常に低い。何らかの形でそういう機会を確保しているというのが全体の四分の一にも満たない、二〇％ちょっと、こんな状況でございます。この辺につきましましては、これからさらに留学生の受け入れ数が増えるということもございませうので、私学の方にもさらに御協力をお願いしてまいりたい、こういう状況でございます。

○鑑治委員 特に、実情把握と情報提供ということと絡んで、日本語学校というものが、一部のものでありましようが、非常にいかにがわしい形でこれを利用して、金もうけのために留学生をいしはこれは就学生も相当かんでるようでございます

が、だまされたといいますが、非常に迷惑をこうむって、日本に対する印象を悪くしておる、こういう実態もあるようです。昨日の朝日新聞の朝刊にも、マレーシアからここの春入学したばかりの、これは就学生でございませうが、男女四人のことが報道されておりました。マレーシアにおいてその日本語学校の概要等についての紹介を受けて、それをそのとりに受けて、お金も払ってこちらに来て寮にも入ったそうでありませうけれども、結局、当初聞いておつたのと随分と違つておる、そしてまた授業もまともにやられてないとかいろいろなこと、とうとう自主的に退校した、そして、東京のアジア学生文化協会に救いを求めた、こういうふうな記事が出ておりました。

こういう記事を読むと、大変悲しい感じがすると同時に、こういう問題に対して本当に取り組まなければいけぬなと思うわけでございませうが、こゝういったものがいろいろ横行しておるという実態が相当あるようでございまして、そういうことの解消を含めて、そういう実態の把握、情報の正確な提供というものが必要であると思うわけでございませうが、こゝういった記事について、こゝういふ実態というものは把握しておられるのか、またこゝういふことがないようにするためにはどういふふうな方策を講じていこうとお考えなのか、これは法務省、入管の関係もあるかも知れませんが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○川村政府委員 昨日、新聞で報道されました件でございませうけれども、ことしの春、日本語学校に入学したマレーシアの四人の学生に対して、その受け入れ日本語学校の方でいろいろな不行き届きがあつてということでございます。それで、この件につきましては、私も早速、きのう新聞に出たこともございませうし、その新聞にも名前が出ておりました、アジア学生文化協会というところに関係をしておられます。それでまた、これは入管関係のことでもございませうから、関係の当局の方を通じてその事実関係の確認を現在急いでいる、こゝういふ状況でございます。

現時点で申しますと、アジア学生文化協会の方から聞かえてくる話と関係当局の方で調べてみた話とかなり食い違つておるという状況でございますので、このことについてどうか具体的に申し上げるのはもう少し事実関係を確認させていただきたい、それからにさせていただきますというふうに思っております。

ただ、一般的なことで申し上げますれば、この問題、こゝういふことはよく新聞にも出てくるわけでございませうけれども、基本的には外国人の日本社会への受け入れの問題であらうかと思つております。いわゆる就学生問題と我々言つておりますが、正規の留学生として来ているのではなくて、いわゆる就学生として半年間のビザをもらつて来ている者について、その中には実は日本で日本語を勉強するといふよりも職について働くというのが目的だといふ者もかなりある。また、こゝういふことで、日本に行けばお金があるかといふこととそれをあつせんするブローカーがいるということとがよく報ぜられております。今回の件でも、新聞に、マレーシアにおけるいわゆるブローカーと申しましようか、仲介業者のことが出ておりました、そうすると、本件はやはり不法就労の目的で留学といふ名をかりて来たのか、こゝういふふうにも思ひますけれども、そこは先ほど申しましたようにまだ実態がよくわかりません。

こゝういふ就学といふことで実は労働が目的だといふことで外国人が入国をするということになりますれば、これは日本での労働政策の問題、雇用政策の問題にもかかわつてくる。もちろん基本的には入国管理の問題でございませうけれども、これは国内の雇用政策ともかかわつてくる問題でございませう。

また、これが教育の方から申し上げますと、日本語学校といふものがこゝういふ不法就労等の名目に使われるといふことは決して好ましいことではないので、教育の立場あるいは文化の立場から申し上げれば、やはり日本で大学に入つて勉強したい、あるいは日本語といふものを勉強して日本文

化を知りたいということは、これは大いに歓迎すべき事項でございます。大いに歓迎すべき事項でございますけれども、実はその日本語学校が今御指摘のような非常にいい経営をやっている、問題があるということでは非常に困る。やはり日本語学校というものの質をよくして、そういうトラアルの入り込む余地がないようにすることが、多少回りくどい方法ではございますけれども、やはり一番必要なことではないかというふうに思っております。

そんなことで、実は本年度、日本語学校の基準をつくらうではないかということで協力者会議をお願いいたしまして、現在文部省の方で、もちろんこれは外務省、法務省さんにも入っていただきまして、三省で緊密に連携をとりながら日本語学校の基準というものをできるだけ早い機会につくりたい。そういう基準ができれば、現在いろいろ設置されております、一口に約五百校ほどあると言われておりますが、日本語学校について、そういう基準のもとにこれを内容的な充実について十分に指導していく。そういうことを通じて、こういうふうな不祥事がだんだんとなくなっていくということを目指していきたいと考えております。

○鐵治委員 三番目に勧告をされておりますのは、留学生の住まいの確保等の問題でございます。これについては、

文部省は、留学生の住居の確保等に関し、次の改善措置を講ずる必要がある。

ア 住居の確保

留学生宿舎の整備を引き続き進めるとともに、留学生の住居の確保のため、下宿・アパートへの大学職員、同行、地方公共団体及び企業の独身寮の貸与要請などの積極的な努力を行っている大学の例をも参考として、各大学に対し、留学生の住居の確保に一層配慮するよう啓発指導を行うこと。

イ 留学生宿舎の管理運営の効率化
補助金の交付を受け留学生宿舎の設置・管理

を行っている財団法人に対し、留学生宿舎の管理運営の効率化を図る観点から、職員配置の合理化、共通役務業務の外部委託等を更に推進するよう指導すること。

こういう指摘があるわけです。

これについてお伺いしたいのですが、あわせて関連してやはり宿舎の確保の中で、特に私費の留学生の方々は、アパートを借りに行ったり連名で家を借りに行ったりというようなことがあるようでございますけれども、留学生であるということがわかるとこれを拒否される、こういう傾向がある。これは御承知のようにアルバイト等を見つけて働こうというときもこういうことがよくあるようでございます。これは私も私としては大変残念な状況であると思いますが、そういう底流がまだまだ我が国にも多いのかなというように思っています。あるわけです。こういうものに対しては速やかに解消していく方向の手だてを講じなければならぬと思います。こういう対策についてあわせてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○川村政府委員 御指摘をいただきました宿舎の確保の問題というのが、先ほど申し上げましたように、やはり現下の留学生対策で非常に大きなウエートを占める部分であるかと思っております。そこで、勧告でも、そういうことで宿舎の整備を進めるようにということでございまして、幾つかの施策を進めたい、こういうことでございまして、

そこで、まず従来から進めております国立大学の留学生宿舎の整備でございますけれども、これは新規着工分で申しますと前年度が二百四十七戸でございましたが、概算要求ではこれを二百七十七戸ということで、約三十戸ほどの増というところで引き続き進めてまいりたい。それから、日本国際教育協会の新しい留学生会館が約三百五十戸でございまして、三年計画の最終年度でこの完成を目指すということが、以上が既定の施策の継続でございます。

それから、新しい事項として、先ほど申し上げましたがいわゆる社員寮の提供問題でございます

けれども、これにつきましては経済同友会の御協力も得、通産省と一緒に新しく財団法人として留学生支援企業協力推進協会という新しい公益法人をつくり、そこで当面は五百戸ほどの社員寮の開放を求めていきたいということでございまして、それを当面五百戸、将来的には一千戸ほど企業からの社員寮の提供を求めるということで、これは新規に予算を計上させていただいております。

それから、留学生宿舎の建設奨励金でございますけれども、地方公共団体、民間団体等が新しく留学生のために宿舎を建設してやろうという動きが最近大分出てまいりまして、そういうものに対して、国際教育協会から建設奨励金を交付をするということをお願いいたします。

それから、学徒奨励金が新しく指定宿舎制度を設けたい、約二百戸ほどの確保を目的としておりますけれども、民間の優良な下宿、アパートを留学生の専用宿舎として指定をするわけでございまして、そのための保証金でございますとか、若干バス、トイレ等の改修の助成金をそこにつけるとか、そんなことをして留学生のための宿舎を確保するというようなことで、いろんな方法を通じて宿舎を確保することに努めてまいりたい。

それから、各大学でやはり具体的には宿舎のあつせんをする場合が多いわけでございまして、留学生の宿舎の確保にきめ細かく対応してもらいたいという指導をしているわけでございまして、

なお、勧告の中でも一つ、留学生の宿舎の設置・管理を行っている財団法人において、さらに職員配置の合理化等に努めよ、これは御指摘をいただくまでもなく当然のことでございます。現在そういう宿舎の設置・管理をやっております財団法人につきましては共通役務の外部委託等の極力合理化は進めてまいりたいということでございまして、

それから、これに関連して留学生がなかなか現実問題として宿舎等が確保できないのではない

か、これはやはり我が国に来ております留学生の八割以上が東南アジアからの留学生でございますけれども、アルバイトの先の確保にしても、宿舎の確保にしても現実問題としてなかなか難しいことがある。それは留学生の方のリンクエストと、それから現実の民間の宿舎の状況なり、あるいは企業での受け入れの雇用主側の意識というものがどうしてもずれてくる人が多いわけでございます。

そこで、そんなこともありまして、ひとつ本格的にこういうものについて取り組みをしなければならぬということで、財団法人の学徒奨励会というのがあるけれども、これは戦後以来ずっと主として名前のおり学生の奨励をしてきた団体でございますけれども、従来は日本人の学生を対象にしてきました。そこで、この学徒奨励会が本年度から留学生相談コーナーというものを全国に十一カ所つくりまして、そこで、アルバイトのあっせん、それから宿舎の確保ということについて本格的に取り組むということにさせていただいたわけでございまして、それで、これは六十三年度から、つまり本年度から店を開いたわけでございまして、けれども、非常に好評でございまして、これはつまり留学生のために専らそういう相談に乗るということで、いずれも無料でやっておるものから、現在のところ非常に好評でございまして、やはり普通の日本人並みの扱いということではなかなか現実問題、困難でございまして、こういった窓口もこれから大いに活用させていただいて留学生のそういった面の充実を努めてまいりたい、こういうことでございまして、

○鐵治委員 この住居の問題は最も大切な一つになると思いますので、当面の対応の中から将来展望の上で相当な予算を突っ込みながらまた進めていただきたいと思います。

次に、四番目に「留学生に対する奨学金の充実」ということの指摘があります。

これは最初の予算の概算要求の説明の中でありました施策、これを進めていくということが強力

に指摘されているわけでございますが、これは当然進めたいかと思うのです。これに関連して私もこれは提案として申し上げたいのですが、どういふふうにお考えになるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

留学生は最終的には十万人受け入れ計画というものがなされておまして、それで順次ふやしていつていくわけですが、十万人を受け入れた際は、これは計画の中では私費留学生が九割である、いわゆる国費の留学生は一割ということでお考えになつておられるわけでございますけれども、今までの指摘の中にもありましたように、やはり国費留学生はまあまあでございますが、私費留学生の方に大変問題がある。そしてここらあたりから、せっかく日本に留学しに来ておられるが、過去中曾根総理が首相時代に東南アジアに行かれたときに、日本に留学させた人から、もううちの息子は二度と、二度とじゃない、初めてかも知れませんが、絶対にもう日本には留学させたくない、こういう話があった。

これはいろいろな事実が指摘があったそうでございまして、こういうお話を聞くと、かつて留学生を受け入れたためにマイナスになるという面ができたのではこれはどうにもならない。特に、私費留学生の方にそういう感じで帰られる方が多いんじゃないかというふうな気もしているわけですが、そういう意味合いから、これは思い切つて、予算も要することですけれども、むしろこれからいろいろ国際化していく中で、日本が生きていく中で最も基本的な大切な問題であると思ひますので、この十万人の中で国費留学生を九万人にする、私費を一万程度に抑えてやるぐらゐの財政措置を考えながら進めていく方がいいのではないかと、こういうふうには思ひます。

現状の中で、国費で来て留学していらっしゃる方々と私費との差が余り激しくて、私費留学生の方々の世論調査なんか各所で行われているようでありまして、その中ではびつくりするこ

とに、国費留学生の今支給されている額を減らしてでも、極端に言えば少し多いのじゃないか、それを減らして国費留学生をふやすとか、私費の留学生の方に回すとか考えた方がいいのじゃないかというふうなアンケート調査の結果なり、またマスコミ等の報道の中にも、留学生自身の中からそういう声が上がつておるといふふうなことも言われておるくらいでございます。これは私費といふものよりも国費の留学生をふやすという中で考へていくのが本筋ではないか、こういうふうな思つておられるわけですが、これについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○川村政府委員 現在の十万人計画では、二十世紀初頭において十万人を受け入れる、その際に国費と私費は、国費が一割、私費が九割、こういうことでございまして。それはこの計画をつくりました際に、諸外国の状況等も見ると、大体よその国でも国費留学生の数というのは全体の一分足らず、これができた当時と若干状況が違ひますけれども、これは現在でもフランスでは約九割くらい、アメリカでは国費学生の数は二割くらいというふうなことでございまして。そんなこともありますし、そういう国費を受け入れるということ、これを牽引車として私費の留学生を受け入れるというふうな考え方がやつた、こういうことでございまして。

ただ御指摘のように、現在の国費と私費のあり方というのがそのままでいいのかという大変鋭い厳しい御質問でございますけれども、現在の国費留学生に対する処遇というのはは過ぎるではないかというお話しもいたしまして大変ありがたひでございますが、現在のレベルというのはいさよその国の状況、あるいは大学以外に日本国内でもいろいろ、例えばJICAでございますとか海外技術者研修協会でございまして、いろいろなところで海外から留学生に類似した研修生を受け入れている状況、そういうものを見ると、現在の国費留学生の手当が多過ぎるということはないんだらう。やはり国が責任を持つてお呼びを安心して勉強ができるというためには、現在程度の処遇と

いうものはどうしても必要だといふふうに思つておられるわけでございまして。

でございますので、むしろ国費と私費の問題といたしましては、国費を切り下げてでもというのとは比較的におつしやつたことだと思ひますけれども、やはり私費といふものをもっと大切にすること、これが重要じゃないかと、このこととございまして。さらに言えば、国費と私費といふものが国費か私費か、黒白いずれかといふふうに分かれるということよりも、もっとその留学生の経済状態なり、そういうものの的確に対応して幾つかの段階があつた方がいいんじゃないか。現在、先ほど申し上げましたように新しく学習奨励費を大幅に増員をする、それによつてまたその単価も増額をするというお願いをしておるのは一つはそういうこととございまして、この制度ができますと、いわゆる私費留学生にもその学習奨励費という国費を一部もらつた学生とそれをもらわぬ学生、こうなつて、現在の国費と私費という二段階が少なくとも三段階に分かれるようになるわけでございまして。

そんな形で、やはり私費留学生はもっと大切にする。それはそれぞれの人の人たちの経済状態その他を見ながら実情に応じたきめの細かい対応をしていく。先ほどの宿舎の問題もそうでございます。そんなことで、私費留学生に対する対応といふものをきちんとしてからこの十万人計画の達成を圖つていきたい、こういうふうな考へておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○鐵道委員 誤解のないように申し上げておきますが、私は私費留学生の金額を削れと思つておりません。そういう現在私費で留学している方々がそれほど苦しくて、財政的な枠がそれだけしかないのならばむしろそれを削つても我々の方に回してもらえないかという切実な悩みであらうかと思ひます。私はむしろ国費の方に私費を引き上げていくというのが当然であらう、こう思つておりますので、その点は誤解のないように御理解をいただきたいと思います。

九万人の国費、どうもお答えがなかったような気がしたけれども、そういう方向で進めるといふ考え方はいかがでしょうか。これはもう一度お尋ねをしたい。

それから五番目に、「地域住民等との交流の推進」ということが指摘されております。各大学に在る留学生と地域の住民の方々との交流がいろいろな形でなされること、また非常にいい結果を及ぼしておるし、友好のきずなが深まつておる、こういうふうなことで指摘があつておられるようでございます。

こういう中で、私も、ホームステイ制度等もございまして、これを長期にわたつてというのじゃないかと、一日、一晩ぐらゐはそういう留学生の方々を我が家に迎えて案内してもよろしいというふうなことを大きく呼びかけて広げていくというふうなこともいいんじゃないかな、こういうふうな考へ方も持つておりますが、こういったことを含めてこの問題についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○川村政府委員 先ほど失礼いたしました。

その九万人、一万人の問題につきましては、先ほど申し上げたようなことで、ただいま先生御指摘いただきましたように、私費をさらに大切にすると、この方向で進めてまいりたい。でございますから、現在の九万人、九万人という比率につきましては、これは将来どこかの時期であるいは現時点ではその比率云々というよりも、国費を大切にしながら私費に対する施策をさらに充実していくという方向で進めさせていただいてはいかか、こういうことでございまして。

それから、ただいま御指摘のございました地域住民との交流の問題でございますけれども、これはやはり大変大切なことで、留学生が将来に帰つたときに日本の社会に温かく受け入れてもらつたということが何よりの財産、必要なことであらうというところでございまして。そこで、私も、それぞれの地域ごとに

その地域の国立大学等が中心になって、自治体でございませうか財界でございませうか、その他社会教育関係の団体でございませうかいろいろな団体に入っているわけで、その地域ごとに留学生の推進協議会といった組織をつくるというふうなこともお願いをし、現在既に全国で四カ所ぐらいそういうものもできております。そういう形で受け入れの態勢を整える、それから実際に留学生が日本人家庭との積極的な交流を進める、そういう留學生推進協議会のようなものができればそこでボランティアの家庭も大いに参加していただこう、こういうことでございませうけれども、現在でも例えば国立大学について申し上げますと、日本人家庭の寄附金というものは予算的には計上し、留學生が二年ないし四年間日本にいる間に一通ぐらいい、一泊ぐらいいはホームステイができるようにというふうにも予算的に計上いたしております。

それから、関係者の話を聞きますと、実際問題としてなかなかそういう家庭が少ない、いざとなると家庭が少なくて、ございませうから、ホームステイというかけ声でもやってみると、一日だけのホームビジットで、泊まらないで晩御飯ぐらいごちそうしてさような、こんな感じになっております。それでもやらないよりはるかに効果的でございませうけれども、やはりもうちょっとホームステイをする、文字どおり一泊するということも必要なので、そんなこともございまして、現在ロータリークラブでございませうとか日本青年会議所でございませうとか、いろいろな民間団体が協力をしていただいておりますが、さらにそれぞれの地域でその協力の輪を広げていくということが大切であろう。そんなことで、特に大学でそういう関係の部局に対してそういう協力の輪を広げるように、さらに活動、活躍をしてもらいたいということをお願いをしているという状況でございませう。

○鑑査委員 次に、「学位取得への配慮」ということで、勧告があつております。これも今までと同様、再々御質問申し上げたのですが、的確な勧告

があつておりますので、これについてどういうふうに取り組みをされるのか、またお尋ねをしたいと思ひます。

この中で、
文部省は、留學生に対する学位授与、特に文科系の博士号の授与が極めて少ないことは国際的通念からみて異常であることにかんがみ、国際交流を促進する観点から、
① 留學生に対する学位授与につき一層配慮する、
② 研究科における専攻内容等を勘案して、専攻分野が日本語・日本文化研究等日本語に関する知識が必要なるものを除き、論文使用言語を日本語以外でも差し支えないものとする、
③ 外国語試験科目に日本語以外の二か国語を要求する必要があるものについては言語上の一層の配慮を行う

など所要の措置を講ずるよう各大学に対して促す必要がある。
こういう指摘があつておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○川村政府委員 ただいま御指摘の学位の授与の問題でございませうけれども、これは基本的にはそれぞれの大学での教育指導の問題でございませう。大学の自治とも関連する問題でございませうから、我々がにわかに強制的にあしろうというし、言うわけにはいかないわけにございませうけれども、ただいま御指摘がございましたように、留學生の学位の取得の状況を見ると、特に博士課程の文科系で非常に著しい落ち込みがある。六十一年度現在で博士課程の状況を見ると、文科系は取得率が二六％、それに対して理科系は八四％でございませう。また、修士課程で見れば、文科系も理科系もほとんどが一〇〇％近い取得率でございませうから、これはまず問題はございません。でございませうから、その理科系の一部と文科系について、これは大学でもよほど腰を入れた取り組みをしていただきたというところでお願いをしているわけにございませう。

現在、学位制度自体は国の制度でございまして、制度的に文科系の学位が取りづらいつつあることになつてはいるわけにございませうけれども、こういうふうな御指摘もございませう。そこで、現在大学審議会の方で学位制度についても御審議をいただいているという状況になつておりますし、制度的な面で取りづらいつつあることがあつて、制度ば、それはそういう審議の中で当然進めたいかなければならぬけれども、私も実態を見ると、むしろ今御指摘がございましたように、例えば論文の執筆で、日本語で書かなくても、英語で書いて、外国語試験を課す。これは別に課さなくてもいいし、課す場合でも一つの外国語で済むわけにすけれども、実態を見ると二か国語はどうしてもやれといふことになる。そのときに日本語は外国語じゃないよなといふ扱いになるとこれは留學生の方にとっては非常に問題でございませうから、この勧告をいただきましたような点を中心にさらに大学に対して積極的な指導を進めてまいりたい、こういうことでございませう。

○鑑査委員 この留學生問題で、勧告を受けておられる内容ではございませうけれども、私はここでひとつぜひお取り組みをお願いしたいというところでお尋ねをするわけにございませうが、これはできましたならば大臣にお答えをいただければと思ひます。
前も一度塩川文部大臣のときにお尋ねをしたという記憶がございませうが、留學生問題で我が国においてのいろいろな今までの指摘されたような問題についての取り組み、これを積極的にやることは非常に大切でございませうけれども、やはり留学して日本から母国にそれぞれが帰国になつて後、に、それから対応というものが今まで非常に欠けておつたのではないかと。これは読売新聞でしかの社説にもちよつと出ておりました。私も同感なんです、帰られた方々の本心に本音のところ、日本に留学したときの様子がよくわかるということができると思ひます。だからそういう意味も含めまして、お帰りになつた皆さん方、日本に

もいけば同窓の者もおるわけにございまして、そこらあたりとの連絡もととりながら、また国としてそういう方々がお帰りになつてどういふ立場でどういふふうな仕事につき、また日本で留学していろいろ学ばれたことがどういふふうな役に立っているのか、こういったようなことも追跡調査等もして見る必要があるのではないかと思ひます。

しかし、実態としてはわざわざ京大の経済学部などが調べられたそのわずかな調査結果があるぐらいで、大きな取り組みをしてこれを行つたといふことはないのでございまして、これは早急にやるべきではないかな、また、それぞれの国に帰つた日本に留学した人たちのいわば同窓会みたいなものもほとんどつくつてやるとかもあつていいのでしようし、これはやはり大切なことじゃないかなと思ひます。

これも一度申し上げたことがあるかも知れませんが、昭和五十八年にIPUの会合でソウルに参りましたときに、ちょうど前の全斗煥大統領がラングーンに飛ばれて、そのちょうど立たれた直後に空港に着いたのですが、厳しい警戒で、聞きまじたらそういうことを言つておりました。ところが間もなくあそこで大変な事件が起こつたといふことで、すぐに大統領は帰つてこられておつたわけですが、そのときにいろいろ現地で大使館の人やいろいろな方に遠慮なく聞いてみたのですが、あの当時韓国の中で一番中枢で韓国を実質的に牛耳つておるといいますか、役人、官僚として動かしておる、実力者として動かしておる方々というのは、聞きまじたら日本に留学した方というのはほとんどいないのです。

いろいろ議論をしておりましたら、結局、日本に留学してくる人が韓国でも数としては多いのでしようが、こういう言い方がいいのかどうかかわかりませんが、当時出た話としては、いわば一流と言われる方々は大抵アメリカのハーバードとかイギリスのオックスフォード、ケンブリッジとありますが、どうしてもあそこらあたりのアメリカ、

イギリスに行つておる。そして日本にはそこらこぼれた、こぼれたかどうか分かりませんがラングが一つ下の人たちがどうも留学を希望してこられるというふうな話もございました。東南アジアも大体同じような感じである、こういうような話もありまして、非常に残念な思いをしたことがあつたわけでございます。

それは今までのいろいろと勧告を行つた点、私どもの意見もつけ加えて今お尋ねをしたわけですが、確かにそういった点のまずさというのがありますけれども、やはりそういう以後のアプローチもいろいろと、そして長いおつき合ひの中で日本というものを国際化の中でいい形に地位を確保しながら世界にお役に立つていく、また留学生の方々も大いに活躍をして、我が子も孫も場合によつては隣近所の人含めて優秀な人は日本にやるぞというふうなことがいろいろ出てこなければいけません。そういういろいろな意味を含めて、留学以後のいろいろなアプローチをし、追跡調査をし、いろいろな形で取り組みをするということは大変大切な、こう思つておるわけですが、こういうことについての取り組み等を含めて留学生問題、大臣のお考えを承りたいと思つた。○中島國務大臣 御指摘の点は大変重要なことでありまして、帰国留学生の名簿の作成とか一度国へお帰りになってからまた短期研修のための招聘とか、こういうことをやつておられて、具体的ことはまた政府委員からお答えをいたさせます、おつしやる点はよくわかりました。

私も数年前にASEAN諸国を回りまして、先ほどおつしやつておられました中曾根総理に直言をなさつた方々とちょうどその後にお会いをいたしました。私がお会いしたのはシンガポールの方でございましたけれども、その方々がお帰りになつて、その帰国後の国の状況、それからその方々が就労された企業の形態ですね、日本の企業に勤められた方もありますし現地法人の方もあつた、それから地元の御自分の仕事に自當でつかれた方もあつた、それぞれの形におきましていろいろ

なアフターフォローをしなければならぬ、あるいは御相談に乗るだけでも解決できる点が随分あつたわけでございます。

今御指摘の中の学位の問題も出ておりましたし、それからそれぞれの国の立場、産業の状況でその方々がこれだいいんだらうかという、迷つてもう一度日本の方に相談をしていただければそういう意味での、私の意見としては行政的なアフターフォローと同時に、もう一方では友人としてのアフターフォロー両方相兼ね合つていければ随分違つてくるであらう。要するにせつかく日本で学ばれた方々が両国の精神的な融和のかけ橋になつていただけたらどうか、まさにその後の方が重要だと私もつくづく常々考へておりますので、先生の御指摘には我が意を得たりという面と同時に、この点十分アフターフォローに対策を十分の上にも十分やつていかなければいけませんというところを改めて感じた次第でございます。

具体的に補足があればつけ加えてさせていただきます。

○川村政府委員 留学生のアフターケアにつきまして事務的に補足をさせていただきます。現在アフターケアの事業といたしましては、財団法人の日本国際教育協会におきまして帰国留学生につきまして名簿を作成をする、それで動向を把握するということが一つ、それからもう一つは、それらの留学生に対してその希望に応じて再度日本に來たいという方に対する短期研修のための招聘事業を行うとか、あるいは帰国後三年間でございしますけれども、それぞれの専門雑誌でございしますとか学会誌を送付するというふうな事業をいたしております。ただ、ただいま先生御指摘のございましたその本音の話を聞くんやという部分のところは実はちよつと今のやつておる事業では必ずしも十分ではないということでございます。ただ、これは外務省の方でございしますけれども、外務省さんの方でやはりそれぞれの国で日本留学者の同窓会というものをつくつておられますし、その中の何人かの方は年に何回か日本に短期で、

それこそ一週間ぐらいでございしますけれども呼んでおられる。そういう会に私も呼ばれて参るわけですが、確かにそういう会では伺いますと、今先生おつしやつた日本にいたときの実はこうなんだよという話なんかが伺えることがございまして、これもまた大変重要なことであらうかと思つております。やはり日本留学というものを実りの多いものにするために、そういう帰国された方の御意見も十分聞くということにつきまして、これから何らかそういうものにつきましても対応について工夫をしてまいりたいというふうに思つております。

○鐵治委員 あと勧告は帰国子女等の問題についてでございますが、これは一括してまたお尋ねをいたします。

第一番目は、帰国子女の円滑な受け入れ等についてでございますが、これにつきましては一番目に、「帰国子女の我が国の高等学校への円滑な受け入れ」ということでございしますが、これはもう既に対応策を練られて、具体的に施策を、手を打たれていられるようでございますから、これは非常に結構なことだと思つた。

二番目に、「帰国子女の受入れに海外経験教員を重点的に配置するとともに、帰国子女が海外で身につけた長所の保持・伸長に一層配慮した教育を実施する等の方策を講ずること。」というところが言われております。これは私は非常に大切にしたい。やはり今の日本で育つた子供たちにはいろいろないい面を身につけて帰つてきたのが、日本の国内における学校の中の子供たちとやり方とがなじまないということで、そういう個性ある教育を受けてきたのをむしろ教員やその他が抑えてしまふという傾向も随分あるようで、それによつてせっかく伸び伸びとした子供がだめになるというケースもないことはないというふうなことも言われておりますので、大切な指摘であらうかと思つております。この点についてどのように対応なさるのか。

で勧告がなされております。文部省は、外国人子女の我が国の学校への円滑な受け入れ等を図るため、外国人子女を多く受け入れている学校を外国人子女の教育研究を推進する学校として指定する等により、その受入体制の整備とこれらの子女の教育方法、教材等の開発等を進める必要がある。」次に、「日本人学校の国際化」ということで勧告があつておりますが、これは「外務省及び文部省は、」ということになつておりますけれども、続いて「日本人学校をより国際的に開かれたものにするとの観点から、日本人学校の運営に当たっては、所在国の事情等をも勘案しつつ、現地の歴史・地理・文化等に関する教育の実施、現地校等との交流の活発化及び現地の子女の受け入れの促進につき、一層配慮するよう日本人学校を指導する必要がある。」という勧告であります。

私も全く同感でございますが、以上についてどういうお考え方を持たれていらっしゃるのか、お聞かせをいただきたいと思つた。

○倉地政府委員 私どもの方の点につきましては、三点お答え申し上げる次第でございます。

まず第一は、帰国子女の受け入れに海外経験教員を重点的に配置してはどうかということでございますけれども、これにつきましては、さきの帰国子女の受け入れにつきましては学校教育法施行規則の改正に伴います十月八日付の通知をもちまして、各都道府県に対して、帰国子女の受け入れに在りて海外教育施設経験教員等海外経験教員を重点的に配置するよう、改めて指導をしたところでございます。それからまた、「帰国子女が海外で身につけた長所の保持・伸長に一層配慮した教育を実施する」とこの問題でございしますけれども、これにつきましても先ほどの十月八日付の通知をもちましてそういうことにつきまして一層配慮するよう各都道府県に対して通知を申し上げておるところでございます。この二点につきましては、私どももいたしまして今後十分留意して指導の徹底に努めてまいりたい、そのように考えておる次第でございます。

それからもう一点でございますが、それは「日本入学校の国際化」の点でございますけれども、これは従来から各日本入学校に對しまして、現地の法令上の制約等のいろいろな事情を踏まえまして、できる限り国際理解教育に取り組むよう求めてきたところでございます。

このたび総務庁の勧告においても、国際的に開かれたものにするために一層配慮したかどうかというこの御指摘があったわけでございますけれども、文部省といたしましては、今まで指導はしてきておたわけでございますけれども、さらにその趣旨の徹底を期するため、現在、現地の歴史、地理等の事情に関する指導の導入、二番目には現地の子供との交流の促進、三番目には校外活動の実施、四番目には現地の子供の受け入れ、それから五番目には校内の教職員の協力体制の充実等という点に關しまして具体的な指導を行つてはどうかということでも種々検討しているところでございます。各日本入学校がそれぞれの所在国の実情に應じまして積極的な対応を図られるよう、今後とも十分指導に留意してまいりたい、そのように考えております。

○鐵治委員 これらの問題はこれで一応終わらしていただきまして、次に進みたいと思つております。次に、大学等の問題でいろいろとお尋ねをしたいと思います。最初に私大の補助金、それからいろいろこれに關連してお尋ねをする中で私大の生き残りの問題、こういったこともお尋ねをいたしたいと思つております。

この私大の補助金については年々減つてきておる。これは何回も何回も各党の委員からも御指摘があり、要望があつたことでございますので、詳しい内容をいろいろと申し上げることは省かせていただきますが、確かに昨年度におきましては、文部省の資料を見ましても、昭和五十年に私学振興助成法が成立して以来、經常経費と補助金との比率は最低ということになっておるようです。概算要求が今年なされておるようでございますが、これも最終的にどうなるかまだ確定はしていません。

わけでございますが、どうやらまたそれも昨年を下回るのではないかと、こういう気がいたします。こういう状況の中で、今非常に私学の経営が困難になってきておる、特に財政的には悪化しておるといふ声が非常に大きくございまして、国の財政的なものは確かに限界があると思つても、これは中西委員でしたかの質問の中でも大臣が御答へになつておられました、むしろ文部予算を別枠にしてみたいといふくだいというふうなお話があつておりました、私も私もまさにそういう思ひでございます、特に私大補助の総額について

はもっと高めるといふことが必要であらうと思つております。こういう点について、これは文部省よりもむしろ大蔵省を呼んでわつと言つておいた方がよかつたのかもわかりませんが、玉突きみたいになるけれども、とにかく文部省として今の形ではよくないと思つておるのです。こういうことに対して、こういうことにならないよう拡大する方向で取り組んでいただきたい、こう思つておるのですが、この点についてまずお尋ねいたします。

○野崎(弘)政府委員 確かに先生御指摘のような状況でございますが、六十二年で五億の増、六十三年で十億の増ということ、このところ私大の經常は上向きの形になっておるわけでございます。ただ、全体の經常的経費の増が年々多いわけでございますので、御指摘のように、その經常的経費の中に占めます割合というのは年々落ちておりました、六十二年の場合ですと、一七％というふうな数字になっておるわけでございます。

私も私もとしてはこのことを大変深刻に受けとめておりました、来年度概算要求におきましては、私大等の經常補助金について対前年度三十七億の増、私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金につきまして対前年度十三億円の増、それから私立大学研究設備整備費等補助金につきまして対前年度七億円の増ということと要求をしておるわけでございます。私も私もとしてはこれをぜひ満額確保したい、こういう姿勢で今折衝してゐるわけでございます、今後とも私学助成の確

保に努力をしてみたい、こう思つております。○鐵治委員 これはさつき申し上げたように、本当に各党からも何回も何回もやりとりしている問題ですから、性根を据えて取り組んでいただきたい、こういうふうな御要望申し上げておきます。

その反面、こういうことになってきておるといふ現実の中から考えたときに、やはり私大自体のあり方というものが非常に考えなければいかぬ面があるのかなというふうにも私は思つておる。その中で、特に財テク問題というのが参議院でしたか、ここの春に取り上げられておりましたし、新聞報道にもなされておりました。だから、常識的に考えますと、私大の財政状態が悪化しておるという中で、国の補助金を増額して私大の財政を少しでもよくしていこうといふのは一番根本の問題であると思つておるわけでも、その減つていく中でふやしてくれ、ふやしてくれといふ要望の中でおかつ財テクに励んでおる。特に私立医大等が中心だと書いてありましたが、全部が全部ではないのかもわかりませんが、相当余裕金を持つてゐるかなというふうな感じもあるわけですね。

こういう点も含めて、確かに私も私大の補助金増額について、またいろいろな点で我々がかゆいところに届くようにして応援を、いい学校づくり、これは日本の大学なんかも特に七八％近く支えておるわけですから私は必要だと思つておるけれども、同時に、私学のあり方自体というものはやはり真剣に考えていかなければならぬ時代になつてゐるのではないかな、こういう気もしてゐるわけですね。

この財テク問題について、私大の経営については学内、学外を含めた抗争問題とか、それから私大の地元の方でも、これも中西委員がよくいろいろこの文教の中で指摘をされ、議論をされておつたようでございますが、いろいろと私どもの地元の方の私立大学でも問題が出てきておる。ところが、中へちよつと入つてみると相当お金が動いておつて、それがためにむしろいろいろな抗争が、それは別に本人自体が余りプラスにもならない、もう

けにもならない、収入もないということであると見向きもせぬのでしようけれども、どうもそこにポストに触つておくと大変いいことがあるといふふうなことが中心で何か抗争があつてゐるような、外から見た感じですが、受けることが多いですね。

そして、検査関係に聞いてみても、私大関係の経営者たちはそういう点で経済的にも非常に恵まれておる。むしろ状況としては非常にいいのではないかと、いふふうな話も伝わってくる中で、私大の補助金をふやさなければいかぬけれども、全体ではないでしようが、そういう関係がある。私大としての今後の取り組みの中で非常にやはり真剣に考えていただかなければならぬところもあるのじゃないかな、こういうことが考えられるわけですが、文部省ではこういう点についてはどういふふうなお考えをお持ちなのか、お聞かせをいただきたい。

○野崎(弘)政府委員 資産運用のことにつきまして御指摘があつたわけでございますけれども、やはり私学におきます教育研究の向上、あるいは將來に備へまして資産をできるだけ確保しておくというところは、これは私学の発展のために大切なことだと私も思つておるわけでございます。その資産をどのように運用するかということにつきましては、それを遊休状態で置いておくというより、やはりこれをいかに効率的に運用していくかということが大変重要なことではないかと思つておるわけでございます。

ただ、それは申ししますものの、その資産というものも今後の学校法人の將來を支えていくわけでございますから、その資産が将来目減りするといふようなことになつては大変問題がある。やはり安全性を旨とした慎重な取り組みが必要であると思つてゐるわけでございます、そういう点につきましては、効率的な資産運用は必要だけれども、同時に十分慎重な取り組みをしていただきたいといふことはかねてから指導しておるところでございます。

それから、先生今御指摘ございましたように、私学がそういう社会的な非難をこうむり、社会の信頼を損なうというようなことは、これは今後の私学の発展にとりましても問題でございまして、また私学助成という形で国が助成していることからいたしまして大変大きな問題でございまして、実はこの点につきましては、昭和五十八年に当時いろいろの不祥事等がございまして、学校法人の管理運営の適正確保についてということで既に通知を出しておるわけでございまして、私学法、学校教育法等の関係法令の遵守あるいは必要な学内諸規定の整備とか、理事、監事、評議員の選任の適正化、監事の職責とか、それから、学校法人会計基準に沿った適切な会計処理というような点の指導をしているわけでございまして、そういう指導をさらに徹底いたしますと同時に、各私学に対しては社会からのそういう非難あるいは社会の信頼を損なうようなことのないよう十分指導してまいりたい、このように思っております。

○鐵治委員 またもう一步進めてまいりますと、昭和六十八年以降というのは大学に入学する適齢者が減ってくる時期に差しかかるわけですね。そうしますと、今確かにまだ大学に入学する適齢の人たちがふえていくところですから、大学定員の増になったり、学部、学科の増というものも厳しいチエックの中で認めていっているという方向もあるようですけれども、実際問題としては、生き残れる自信のある私大はいないのでしょうけれども、全般的に見て、この六十八年以降大学をどうしたらいいのかということについては、非常に真剣な取り組みをもう既にしているところも随分あるようですけれども、私どもは、せっかくできた大学、これが自助努力というものは当然必要ではございまいしょうが、何とかこれは生き延びるという方向のことを考えていかなければならぬだろうというふうには思っておりますが、文部省としては、こういう時期、私大が乗り切るにはどういう考え方に立つて取り組むといいのか、何かお考えがあるようでしたらこの際お聞かせをいただきたい

い。

○野崎(弘)政府委員 御指摘のように、十八歳人口が昭和六十七年をピークに六十八年以降急減をしていくわけでございまして、そういうようなことを踏まえまして、現在、六十一年から六十七年までの新高等教育計画が動いているわけでございまして、期間を限った定員増という手段を導入して急減期に可能な限り適切に対処できるように文部省では考えておるわけでございまして、

文部省といたしましては、当面この計画に沿いまして、国公私立を通じての適切な配置に対処することとおるわけでございまして、けれども、特に私立大学等におきましては、このような十八歳人口の急増、急減を踏まえまして、長期的な見通しのもとに従来にも増しまして経営努力が行われるということが期待されておる、こう思っております。

十分努力をしていかなければならぬ、このように思っております。

○鐵治委員 こういう考え方はどうなんですか。今、確かに努力するということがありましたけれども、やはり各大学が特色を持った、要するに魅力ある大学に努力をして今から変えていく。確かに、そういう急減期が来ても、あそここの大学ならばぜひ行きたい、こういう魅力あるものにするというのがあるのだらうと思うのです。同時に、十八歳人口が減るということ、現実的にこれはどうしようもないわけですから、どんな手を打ってもどうしようもないわけですから、そんな大学が生きて延びる道としては、やはり十八歳の人たち以外に目を向けざるを得ない。それは社会人ということになるのかな。生涯学習という立場から社会人入学、リカレント教育ということが盛んに言われておりまして、これは当然やらなければいけないだろう。

○鐵治委員 ちよつと余り具体的でないのですが、私見でもいいのですが、大体どういうふうな方向にしっかりと目を向けて取り組むのか。確かに経営努力といえは全部入っちゃうわけですが、具体的な取り組みのあり方としてどういうふうなことがあればいいのか。

では、もう一つ踏み込んでみましたら、そういう時期に対して、文部省としても一つの計画を立てておられるようですが、具体的な施策としてどういうものをお考えになっていらっしゃるのか、これをちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

○野崎(弘)政府委員 具体的な案というものはなかなか難しいわけですが、現在大学審議会等で、特に大学設置基準のあり方等を含めまして大学教育のあり方というものの検討が進められていくわけでございまして、そういう中でできるだけ今後、大学の創意工夫が生かせるようなことが考えられていくべきではないか、こう思っております。もちろん、先ほど御指摘ございました私立大学の経常費助成を初めとしました国の助成措置、こういうものにつきましても我々としては今後も

は思うのです。

そういうところのお話をちよつと聞きたかったのですが、私の方から申し上げたのですが、こういうことに対して文部省としても、その生き残りの方法として自助努力が一番だと思ひます。さつき指摘があったように経営努力を学校当局が真剣にやるというのがまず第一だと思ひますが、その中でそれをフォローするという形で今申し上げたような施策をよりやりやすくするための方向性というものを文部省でも政策としてお考えになる必要があるんじゃないか、こういうことをお聞きしたいわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○野崎(弘)政府委員 先ほどお答えした大学の創意工夫の中に、当然先生の御指摘のありました点も含めて各大学が今後検討を進めていくことになろうかと思ひます。現在、なお私どもとしては特色ある私学を育成していくということで特別補助というものの充実を図つてきておるわけでございしますが、その中で既に社会人の受け入れなり、あるいは大学院教育とか、それから今御指摘ございました留学生の受け入れ、こういうところにつきましましては現在特別補助という形でさらに上乗せ措置をしておるわけでございまして、先生の御指摘の点を十分踏まえて今後検討させていただきますと思ひます。

○鐵治委員 私が申し上げるまでもなく省内では随分と御検討されておったんだと思ひます。私の聞き方もちよつとまずかったのかわかりませんが、いずれにしても、私学自体今までせっかくつくつてきて頑張つてきているわけですから、そういう時期にも生き残つて、また繰り返すようですが、日本の将来発展のために、また国際的にも寄与できる人材をどんどん出していけるような、そういうバックアップはぜひしていただきたいな、こういうふうには思ひます。

それから、これは国公立、私立も含めてだと思いますが、大学に対する後援会づくりというものを開かれた大学の資金づくりというもののために

やってよろしいというような、積極的に認める通知を出されているようでございますけれども、この内容はどのようなふうに通知を出されたのか。また、通知以降どこかの大学でぜひそれを運用して私どもが後援会をつくりたいという申請等があったところがあれば、そういう状況についてもお聞かせをいただきたいと思います。

○國分府政委員 大学の教育、研究を後援いたします。いわゆる大学後援法人でございしますが、これにつきましては、一般的に申して高い公益性を有しているということで從來からも設立許可してきただけでございしますが、かつて設立したものの中には実態としまして関係者の福利厚生とか親睦生活とかかというのに流れるというような傾向がございまして、これは政府全体の方針としてそういうものについて設立許可に臨むについては抑制的に対処するといふような方向で実は来たわけでございします。しかし、臨教審の提言にもございしますように、大学が社会との連携を充実するとか、あるいは御指摘のように外部資金を導入するとかといふようなことについてはむしろ積極的に進めていくべきだろう、ただ、従来のようなややもするとそういうふうになるものは、ならない形で進めていくべきであらう、こういうようなことから、御指摘のように昨年の六月に通知をしたわけでございします。

要点を申し上げますと、まず、当然のことでございますが、大学の教育、研究活動を後援するものであること、そして一部関係者の福利厚生あるいは親睦等のためでないこと、あるいは公平、公正な運営を確保し得る仕組みを有している等の適切な要件を備えているものというようなものについて積極的に設立許可していこう、こういう方針を示したわけでございます。

現在のところ、これに基づきまして設立許可の申請があったものはないわけでございますが、京都大学におきまして、この通知の趣旨に沿ひまして既存の法人の目的、事業を変えまして、財団法人京都大学後援会としてこういう積極的な公益活

動を開始した、これは本年の八月二十六日に認可しておりますが、そういう実例はございます。

○鍛冶委員 それでは、大学入試の問題についてお尋ねをしたいと思います。

大学入試については一般の方々、父母の方々とお会いしてお話する機会がございますが、大変評判がよくないですね。くるくる変わる猫の目入試とか何とかいってマスコミでも言っておりますが、そんなことを言って本当に悩んでおられる受験生、父母の方が多いようでございます。

これは今度新テスト。要するに大学入試センターテストという名前になっているわけですが、なかなかちよつと言にくいですね。新テストの方が言いやすいんだけど、どういうわけか大学入試センターテスト、こういうことになっておるわけですが、この導入が六十五年からされる、こういうことでございます。これは私大の参加を望まれておったのですが、文部省も相当努力はなさったようだけれども、結果的には参加数が非常に少ないというふうなことで終わったようです。そういう中でいよいよ来年度からそれをやっていくようになると思うのですけれども、最終的にはどういう形で行うようになるのか、そのアウトラインをお聞かせいただきたいと思います。

○國分政府委員　ただいま御指摘の大学入試センター試験でございますが、現在までのところ、国立の全大学のほか、私立大学につきましては十三大学十四学部というのとどまっているわけでございます。これについてはいろいろな見方ができるわけでございますが、私学の立場といたしますと、やはりもう少しいろいろ検討したいというようなことであらうと思いますが、その検討の中身としては、やはり建学の精神というものとこのセンター試験とのかかわり合い、あるいはこれを利用することによって受験者がどう動いていくであらうかというような、これは主として財政上の理由も伴うかと思いますが、そういうようなこと、さらには初年度からどうしても参加しなければなら

らないという具体的なメリットもない、である以上もう少し時間をかけて検討しよう、こういうようなことではなかったかと思うわけでございます。

しかし、この試験の導入と申しますか、というものを機会に、各私学におきましても自分のところの入学試験はどうなだらうかという検討をする非常にいい機会ができてきたというふうに承つておりまして、私どもも、今後私学も含めまして大学入学試験というものが多様な形で、各私学が特色を出して展開されるということのためにこの入試センター試験を御活用いただくというのは大変意義が深いのではないかと、観点から、各私学に十分な説明をさらに徹底してまいりたいというふうに考えておりますが、当面、現在のところ国公立大学と私学の十三大学という形で六十五年度の入試センター試験は行われる、こういう形になるかと思つております。

○**鍛冶委員** これに絡んで東大が昭和六十五年の
新テスト、これはもう新テストとは言わないです
ね、どうも長いな、大学入試センターテストです
か、その時期から分離分割方式の採用を打ち出し
ているようにすね。結局これはA、Bグループ連
続方式にプラスして分離分割方式を併存させる形
になるのだろーと思いますが、これによってまた
またいろいろと大学入試のあり方が変わるので
はないかということが言われておるのですが、現
実はどういふ形になる可能性があるのか、そう
いう点についてお聞かせをいただきたい。

○國分分府委員　分離分割方式についてのお尋ねかと思いますが、御案内のように、現在の共通一次試験を導入しました際に、従来の一期校、二期校というものを廃止しまして、いわば国立大学は一つだけ受けられるという仕組みになったわけでございますが、受験者の立場といたしますと、やはり複数受けたいという声があり、また臨教審からもそういう提言がございまして、国立大学の受験機会を複数にしようということになったわけでございます。

そのための方式として現在いわゆる連続方式というもので来ておりますが、御案内のように、これにつきましてはグループ分けについて地域別あるいは専門分野別に偏りがございますし、入学者の決定についても非常に難しい問題があるということで、国立大学協会におきまして六十四年度から現在の連続方式に加えていわゆる分離分割方式を採用しよう、こういうことで六十四年度から幾つかの国立大学でこの分離分割方式を採用するところが出てきたわけでございます。

東大につきましても、新聞報道にございましたように、六十五年度からということでございますが、分離分割方式に参加する。ただ、具体的にどういう形で実施するかというのは明年までかかるようでございますけれども、東大がこういうものをやったということになりますと、やはりそれは事実上、関東近辺のみならず、幾つかの国立大学に大きな影響を及ぼすわけでございまして、現在関係大学等において協議がなされておるといふことで、最終的にどういう形になるかというのは目下のところちょっと予断をもって申せない状況であらうかと思っております。

○鑑治委員 それはそういうことになるのだらう
 と思いますが、その中で特に私が非常に疑問に
 思っておるのは、大学入試センターテストの試験
 日は、当初十二月ですか、に予定されておった。そ
 れが結局翌年の一月にまた前と同じような形で、
 新テストですか、大学入試センターテストを行う
 というふうに、一年限り、似たようなことがあつ
 た記憶もあります。が、にしているわけです。これは
 どういうわけでこういうふうにしたのか、ちよつ
 とお尋ねしたいと思います。

○國分政府委員 大学入試センター試験の実施期日の問題でございますが、ただいまお話がございましたように、大学入試改革協議会の最終報告におきましては十二月下旬に実施するという報告がなされておったわけでございますが、その後、私学の参加状況ということもございまして、高等学校サイドから、そういうことであるならば極力高

等学校教育に悪い影響が生じないように一月下旬、それが無理ならばそれに近い時期にしてくれないか、こんな要請が実はあったわけでございます。

そもそも十二月下旬というふうに最終報告いたしましたのも、私学が参加するということになる、私学の入試はかなり早い時期にございますので、それへの提供に間に合うようにという配慮からであつたわけでございます。現実にそういう具体の要請がございましたので、大学の入試センターを中心にして、問題の輸送、保管、仕分けあるいは成績の処理、提供というような期間がどのくらい要するであろうかというのをかなり綿密に再度点検いたしました。私学側の要望としては一月末にはぜひ欲しいということでございまして、いざば逆算いたしましたので、どのくらいの日数があればやれるかというようにことを考え、その検討をもとに国公私立大学関係者で設けております大学入試センター試験協議会というところにお諮りし、さらに文部省の中に設けられております入試改善会議に諮りまして六十五年度は一月の十三、十四に実施しよう、こういうふうになつたのが経緯でございます。

○鑑治委員 これで実質的、事務的には間に合うのかどうか、今のお話では間に合うというようにことですが、それができれば十二月下旬に行うとしたと同じ効力を発することになりますか。

○國分政府委員 そのとおりでございます。

○鑑治委員 それならばそれで、私はやはり一番いかぬと思うのは、私大参加のためには必要だということで大枠計算されて十二月下旬とされたのでしようね。だけれども、いよいよ反対が多くて、やってみたらそれでなくて一月でもできた、そして高校側の要望もある程度受け入れるような態勢ができたというようなことでしよう。何でそうなるのでしようかね。私はそれが不信を買う一つだと思ふのです。

大枠の新聞論調やら一般の人の考え方は、結局私大参加が少なかったから高校側の要望に押され

てまた一月にしたのだらうという認識なんですね。ここではそういうふうにお尋ねすれば、そういうことを含めて私大参加ということが——それにしてもちゃんと十二月下旬にしたと同じような形でやれるのですよというように、これは私も今確認をなすほどと理解をしたのですけれども、大方の人とか新聞論調というのは、読んでごらんさない、そんな書き方はしてありませんもの。またまた節を曲げて妥協してしまつたというふうな感覚なんですね。

要は、これは一事が万事であつて、この何年かの間はそういうふうにとどこで何かがあつたら猫の目のようにくるくる変わつていく。これはいかぬと私は言つていくわけですね。それができるのなら、もともと一月ということをやつておけばいいじゃないか。それを私大参加のため必要だから十二月としておいて、やってみたらできたからこうしましたと言ふ。しかし、それは外には余りPRされてはいない。

だから、これで私大参加の様子を見ているグループがあるだろう、善意に解釈してですよ、この次には参加するだろう。私は、私大の入試も難問、奇問も随分あるやうだと実感したりしておりますから、そういうのを直すためにはやむを得ないのかなと思つてみたり、どうなのかな、いろいろとやってみなければわからぬ向きもありますから、私自身も多少迷いはないとは言いませんけれども、しかし、やる以上はやはりきちつとした形でこうだということでも責め通さなければいかぬと思ふのです。確かに内容的にはもうその線は通つておるという話にはなつておるのだけれども、やはりそういう問題についての配慮とPRを含めてのあり方がよくないのか。また、マスコミに対しての説明とかいうことも不足しているのじゃないか。

しかし、それができたということは、高校側は十二月は前から反対していたわけですから、本当に努力をしていれば当初から一月でやれていたわけでしょう。そこあたりも、これだけ人材をそ

ろえておりながら、スタッフもいてどうしてそんなことがごろつと変わるようなことをして、これでもう十分ですということになるのかな、そこはやはり私は今不信を持たれていく大きな原因じゃないかなという気がします。結局、今までの何年間、この三、四年の流れというのはどうもそこで軌を一にしているみたい。どこかで圧力がかかる、どこかで声が上がるとそれにひよろひよろと変わつていく。

これは確かに私大側の対応というものがむしろ大きく影響しているのかもわかりません。文部省がなかなかそこに首を突つ込めないということもあるのかもわかりませんけれども、しかし、これはやはり受験生の立場で私は毅然として取り組んでいた。共通一次を導入したときも私は申し上げたことがあるのです。共通一次だけではないのじゃないか、共通二次の方と抱き合わせだ。そうしたら大学はほつておいたら二次にいい形で今のうちにだんだんバラエティーに富んだことになりましたけれども、そういう形を最初からとつてもらわなければいかぬのだから、むしろ文部省がこういうときこそ少し強硬でもいいから、大学の自治、学問の自治ありましようけれども、大学の尊重ありましようけれども、受験生の立場からこう言わなければならぬということ強く言うべきだぞというやうなことを私は申し上げたことがある。だけれども、それはなさなかつた、やはり大学を尊重するということ。

私は強く言つていいときとそうでないとき、大学自体の考えを尊重しなければならぬというときはやはりあると思ふ。そのけじめというものをもう少しおつけになった方がいいんじゃないかな、この大学入試問題では本当にそう思つています。だから、そういう大学入試センターテストでいくというならばこれでもう押し通してしまふというやうな線がないと、受験生は、何か見ているところころ変わるな、文部省は何をやっているのだというやうな評価なんですよ、確かに。これはひとつ、私が痛切にそういうことも感じており

ますし、我が党の議論の中でもそういうことが出てきておりまして、ひとつ受験生の立場を尊重しながら、大切な大学に入るお子さんの問題ですし、またそれを含めて父母の問題でもございまして、ひとつ疎に取り組みをやつていただきたいというふうに思つております。

それじゃ、時間がそろそろ来ていますが、最後に、大学改革の一環としていろいろ考え方があつたのですが、私たちが従来から申し上げてきたことをひとつ確認しながらお答えいただきたいのです。

やはり日本の大学、大学院のあり方の改革というものは、これは日本の教育の中で一番取り組まなければならぬ問題だろう、その中でも入試のあり方というものを考えなければいけないのだろうと思ふますが、その中で私も特に二つのことを議論をしつづつてゐるのです。

これに対する文部省のお考えをお聞かせいただきたいと思ふますが、よく、入るはやすく出るはかたい方向に日本の大学は考へるべきであるというやうなことが言われます。これはいろいろ技術的にも、また財政的にも現状をそう変えていくということは非常に困難なこともあらうかと思ふますが、大枠でこういう形の方向はやはり大学改革の大きな一つの考え方として持つべきではないかなというように思つておるわけですが、文部省はこういう考えに対してはどういうやうなお考えを持つていらつしやるか、ちよつと承りたいと思ふます。

○國分政府委員 現在、大学改革全体につきましては、御案内の大学審議会でも御審議いただいておるわけでございますが、現在まで大学院とそれからいわゆる学部教育について議論をしていくところでございます。

そのうち、お尋ねの点は特に学部教育に関連する点でございますが、学部教育につきましては部会を設けて検討しようということでも既に部会を持っておりますが、その中で主要テーマの一つに学生の学習の充実、こういうのを大きな主要

テーマに掲げておるわけでございます。そのためには、やはり大学自体が努力して、学生が意欲を感じる、こういうことが必要でございますし、先生のおっしゃっている、入るはやすく出るはかたしというののもそういう趣旨であらうと思うわけでございまして、同様の問題意識を大学審議会あるいは私どもも持って現在検討しておる、こういう段階でございます。

○鑑治委員 その方向はぜひ御検討いただきたいと思うのですが、また、これからの具体的に私どもも論議は交わしながらいい形で方向性をやはり考えなきゃならぬな、こう思っております。

もう一つ、私はやはり大学、これは学校教育いずれの場合でも同じですが、教員というものが非常に大切だろう、こう思います。そういう意味で、大学教員の任期制というものはある程度真剣に考えていいのではないかな、こういうふうにしておるわけですが、この点についての御意見を伺かせたいと思います。

○國分政府委員 確かに御指摘のとおり、大学教員につきましては我が国の場合やもすると閉鎖的でございまして、また流動性に乏しいということが言われているわけでございます。大学の教員もある程度安定した姿で大学教育、研究に当たると、これは望ましいことでございますが、ややもしますとこれが閉鎖的というふうな批判を受けるわけで、逆に痛烈に、その地位に安住しているのではないかと、こういう御批判も出ているわけでございます。

この点については、ただいま御指摘の任期制というふうな点についても臨教審の答申で提言がございまして、ただこの問題は我が国全体の雇用慣行というふうな問題でございまして、国公立については公務員制度との関係等もございまして、あるいはまた、教員人事というところでございまして、大学自体の自治との兼ね合いも出てくるかと思っております。しかし、そういう御意見が大変強い、臨教審から御提言もいただいているというところでございまして、まだ具体的な検討は

行っておりませんが、この点についても、大学審議会での検討事項ということで諮問申し上げ、いずれ近くこれらについての議論というものも触れて行われるものであらう、こういうふうな考えております。

○鑑治委員 うちの方の地元になかみそというものがあつて、あのぬかみそというのはかき回せばかき回すほどおいしい漬物ができるのですね。あれをかき回さぬで置いておきますと、大体ぶくぶく腐つてにおいが大変なものなんです。私は、大学の中もそうあつていいのじゃないか。大学の自治、学問の自由、これはもう本当に大切ですから守つていかなければならぬと私も思います。しかし、やはりそれを守つていただくためには、また私たちもそれに御協力するためには、バックアップするためには、やはりそれなりの責務というものが果たしていただかなければならぬ、こう思うわけですね。

そういう意味でやはり大学の先生が——私はかつて、大学教授というの是一年を三日で暮らすといふ男と言つたことがあるのですが、大分あちこちでおしかりを受けたりましたが、私はいまだにそれは本当だと思つております。いい先生はいいのですが、教授になることが目的で教授になつたらば研究もしなければ教育もしない、こういうことで、チェックする機関もございませぬし、それで授業に遅刻して、うちの息子なんかによつと聞いたことがあるのですが、授業だつてもう三十分ぐらいくるは当たり前だといふのがほとんどだといふ話があつてみたり、それはまあいろいろなこと理由があるのかもわかりませんけれども、やはり研究と教育という両方をしっかりやつていただかなければならぬ。そういう中で本当にいい先生方は、勉強しない先生が多いといつてむくれていらつしやる方も随分あるのです。

だから、やはり大学の先生自体からよくなつていただかなければならぬといふようなことであつて私がこの文教委員会の席上で議論申し上げたことがあつたのですけれども、いよいよそういう時期が来ているのじゃないかなというふうな気がいたします。私はやはりこれからはまた、本当に大学の先生方も御苦労は願わなければなりません、いい教育をするためにも、任期制の導入を含めてやはりある意味での競争原理も取り入れるという方向は必要じゃないかというふうなことも思つておりました、これはまた我々も議論もしていきたいと思つていますが、そういう観点での考え方でもぜひ推し進めていただきたい、こういうふうにしていただきたいと思います。

大体時間が来ました。もう一つ二つ質問するところがございますが、ちよつと時間前ですけれども、これできよの質問は打ち切らせていただきますが、最後に、きよの御質問申し上げたことについて大臣の御感想なりお考えを聞かせていただいて、これで終わりたいと思います。

○中島國務大臣 鑑治先生の御質疑を拝聴いたしておりました、大変幅広い中で適切な御指摘をいただけてありがた、こう思つております。特に、個々に御質問なさつておられましたけれども、底に流れる一貫した思想としては、たまたま高等教育の活性化、これに今取り組みなければならぬときに、一方では六十八年から履修者の減少期に入つてくる。そういう中で大学がどうあるべきかといふのはちよつと今真剣に考えなければならぬときではないのか。

そのためには大学審で、今やっておりますように飛躍的な改革、大学院大学の改革の中に、今申しました選択的な任期制の問題もこれは真剣に考えていくべきであらう。それは教授陣自体の活性化と、それからまた、これから受け入れるに際して、おっしゃるように入るはやすいが出るのは難しいという中で、まず入ることの魅力ということにつきましては、内容の充実と同時に、それぞれ、それぞれの建学の精神に基づいて大学入試のあり方にこれから真剣に取り組んでいかれるであらう。そういう意味で、今回手を挙げられたのが

十三大学十四学部の大変でございますけれども、これは今後どうあるべきかといふことは、相当幅広い範囲で御検討いただいたよい機会であつたと私は思ふのです。必ずやこれは大学入試センター試験をよりよく活用していただく大学、学部はふえていくことと思うわけでございます。

そういう意味で、大学が魅力ある大学であり、しかも私が感服いたしましたのは、そうであるならば、大学自体が、今までの高等教育と同時に、生涯学習の面と海外の国際化の面で、開かれた大学であるにちよつといい時期に来ておるのではないかと。そういうことを自信を持って推進していったらどうかという御指摘にも大変我が意を得たりという感じはいたしました。

最後に、大学入試センター試験の期日につきまして、これもよりよき改善のためにいろいろ考へてはいるのであらうけれども、やはり受験者にとつては猫の目のように変わるといふことは親切とはいへない、こういう御指摘も適切なものと思つております。私どもは、たまたま六十五年は一月十三、十四が土日に当たりますので、いろいろなシミュレーションをしてみまして、もう最短期間でその年には一月十三、十四でいいかな、しかし翌年の曜日のあり方によつてはなかなか約束するわけにもいかぬといふことで善意で発表しておりますが、なるほどこれから先のことを考えますと、もう少しやはり固定した自信を持った発表をしていく心がけも必要かな、つくづくいろいろな面で感じながら御質疑を拝聴いたしておりました。

幅広い御指摘を改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○鑑治委員 どうもありがとうございました。

○中村委員長 次回は、来る二十一日金曜日の午前九時四十五分理事会、午前十時から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十二分散会

昭和六十三年十月二十九日印刷

昭和六十三年十月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P